

「個人と社会のウェルビーイングの実現」～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」とことん追求できる「探究県」長野の学び～

○目指す姿への想い

- ますます変化が激しく予測が困難で唯一の正解が無くなっていくこれからの時代においては、一人ひとりが、他の誰でもない自分の個性や可能性を認識するとともに、多様な他者を尊重し、協働しながら持続可能な社会を創っていくことが求められています。そのことにより、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを実感し、地域や社会も豊かで持続可能なものになっていく、「個人と社会のウェルビーイング」が実現していくと考えます。
- 教育は、「今」を積み重ねた先にある「未来」を創造する営みであり、未来とは希望です。未来を担う子どもたちのみならずすべての人が、今、そして将来にわたって、学ぶことそのものに喜びを感じ、自分の学びや人生、そして社会変革の当事者になっていく、そのような学びの場を創ることが、個人と社会のウェルビーイングの実現につながります。すべての学びの場を、子どもも大人も共に学び、ウェルビーイングを追求し実現できる場にしていきたい、そのような思いから目指す姿を定めました。

○「ウェルビーイング」について

- 「ウェルビーイング」とは「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること」をいいます。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。日本では、自尊感情や自己効力感の高さといった、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく獲得的要素に加え、利他性、協働性、社会貢献意識といった、人とのつながり・関係性に基づく協調的要素が、人々のウェルビーイングの実現に重要な意味を持っています。「自分もみんなも幸せに」と考える傾向のある日本には、個人が他者や地域と関わりながら、個人と社会のウェルビーイングを共に実現していくことができる土壌があると言えます。(中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日)から一部引用)
- 個人のウェルビーイングは、多様な個人の存在やいのち、人権や個性が当たり前で、自分らしく生きることにより実現し、社会のウェルビーイングは、一人ひとりが身に付けた知識や技術を最大限に活用し、自ら主体的に考え、他者と協働しながら、当事者（自分ごと）として社会を創り上げていくことにより実現すると考えます。

○「探究」「探究県」について

- 個人と社会のウェルビーイングを実現するためには、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造したり、一人ひとりが自分の“好き”なこと、“楽しい”こと、“なぜ”と思うことに浸り追求する「探究」が重要です。そのためには、人が生まれながらにして持っている「探究心」を学校においても社会に出てからも絶やさず伸ばし続けること、学校が探究する楽しさ、ワクワク感が実感できる場所であることが大切です。学びを、知識やスキルの習得に偏ったものから、探究し続ける中で、知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら自分にしかない「知の体系」を構築していくものに転換していかなければならないと考えます。学校をはじめとした様々な学びの場が、対話や他者を介して自分の良さに気づき、探究を深める大切な場所であるという共通認識のもと、教員をはじめとした大人も子どもたち同様、「途上にある者」として、また、「共に学ぶ者」「共同探究者」として、生涯にわたって学び続け、探究し続けることが求められています。
- 公民館や図書館の数が多く、「全人教育」「子どもたちへの信頼に基づく教育」「学習者主体の教育」を大切にしてきた長野県には、すべての世代が主体的・協働的に学ぶ、「教育県」としての風土と県民性があります。これらの伝統を継承し、子どもも大人もこれからの時代を自分らしく生き、共に学び、探究し、自分たちが望む未来を実現していく、そのような長野県でありたいという願いを込め、「探究県」としました。

目指す姿を実現するための政策の柱

～ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ～

◆一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる

「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に推進され、すべての児童生徒、教職員が共に自分にとって居心地のよい活力に満ちた学校をつくり、その中で、自ら問いを立て、主体的に課題解決に向かう力が育まれている。

◆一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮している。

◆生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる

共学共創によって、学校をはじめ多くの主体が地域の学びのハブとして社会とシームレスになり、地域の中で、様々な価値観を尊重し合い、多様な学びや創造が循環している。

◆文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

歴史や特色のある文化が継承され、それらに触れる機会が充実するとともに、多くの県民が文化芸術・スポーツに親しむことにより、地域が活性化し、一体感が醸成されている。

第4次長野県教育振興基本計画 (案)

個人と社会のウェルビーイングの実現

～ 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び ～

令和5年（2023年）3月

長 野 県

目 次

第1編 計画策定の基本的な考え方

- 第1 策定の趣旨 1
- 第2 計画の性格 1
- 第3 計画の期間 1
- 第4 計画の実効性の確保 1

第2編 長野県教育を取り巻く状況等

- 第1 社会背景・情勢 2
- 第2 現状と課題 6
- 第3 今後の方向性 8

第3編 これからの長野県教育のあり方

- 第1 目指す姿 9
- 第2 政 策 11

- 参考資料 23

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1 策定の趣旨

長野県は、2008年に長野県教育振興基本計画を策定し、その後の教育を取り巻く環境変化や同計画の成果と課題を踏まえ、2013年には第2次長野県教育振興基本計画を、2018年には第3次長野県教育振興基本計画（以下「第3次計画」という。）をそれぞれ策定しました。

2022年度末の第3次計画の期間満了を控え、第3次計画の成果と課題を検証し、未来の教育像を見据えた上で、今後の本県の教育政策の目指す姿と方向性を示すため、ここに、「第4次長野県教育振興基本計画」（以下「第4次計画」という。）を策定します。

第2 計画の性格

第4次計画は、教育基本法第17条第2項*の規定に基づき長野県が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。

第3 計画の期間

第4次計画は、「しあわせ信州創造プラン3.0」の計画期間（2023年度～2027年度）を踏まえ、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）の5年間を計画期間とします。

第4 計画の実効性の確保

1 施策の展開

第4次計画において政策の柱に位置付けて展開する各施策については、各年度の現状を踏まえて編成する毎年度の予算に併せて具体的に取り組む内容を公表します。

2 計画の評価

第4次計画の実効性を高めるとともに、次年度以降の教育行政を効果的に推進するため、第4次計画で設定した成果指標をもとに、毎年度政策の進捗状況について評価を行い、その結果を公表します。

3 計画の周知

第4次計画の目指す姿や方向性がより多くの県民の皆様に浸透するよう、第4次計画の内容を分かりやすくまとめたコンセプトブックや動画などの作成・活用により、学校現場をはじめ様々な学びの場で広く周知します。

4 計画の見直し

計画期間中、教育政策の方向性を大きく転換する必要がある場合など、状況に応じて第4次計画の見直しを行います。

※文章中の*印のある用語は、巻末（26ページ以降）に解説を掲載しています。

第2編 長野県教育を取り巻く状況等

今後の長野県教育の目指す姿や方向性を定めるために、長野県教育を取り巻く状況等について、社会背景・情勢や、現状と課題を整理しました。

第1 社会背景・情勢

1 ^{フーカ}VUCA* (変動性・不確実性・複雑性・曖昧性) の時代

地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした激変する国際情勢など、様々な危機が複合的に訪れており、変化が急激で先を見通すことが難しい「VUCA*の時代」とも言われています。

近年、5G* (第5世代移動通信システム)、IoT* (モノのインターネット)、AI* (人工知能) をはじめとするデジタル技術が急速に発展しており、我が国ではこうした技術の社会実装を進め、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society 5.0*」を実現していくこととしています。国内の学校でも、GIGAスクール構想*による1人1台タブレット端末や高速通信ネットワーク環境の整備が進展し、ICT* (情報通信技術) を活用したオンライン授業の導入などにより、学びのあり方が変容しています。

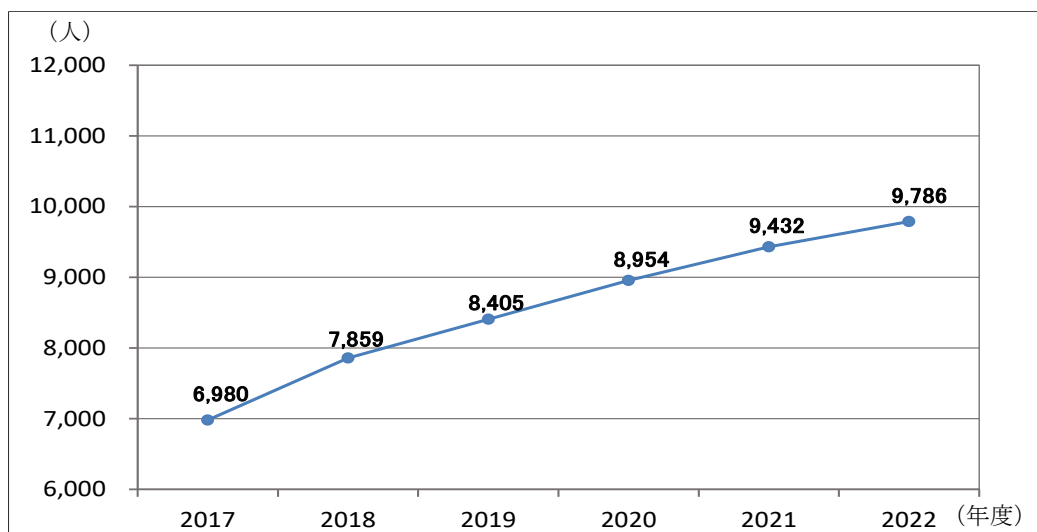
また、デジタル技術の進展に加え、様々な分野におけるグローバル化に伴いサプライチェーン* (供給連鎖) が発達し、世界経済が相互依存関係を深めながら発展する中、2019年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界的な大流行となり、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫に加え、人やモノの移動制限等により社会経済活動に甚大な影響をもたらしました。学校では、臨時休業、分散登校、授業内容・方法の見直しなど、感染状況に応じた学校生活の変化や新たな対応に伴う負担が生じています。

2 多様化の時代

近年、物質的な豊かさが一定程度達成される中で、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、しあわせや豊かさに関する価値観や人々のライフスタイルが一層多様化しています。年齢、性別、国籍、障がいの有無、家庭環境などに関わらず、誰もが等しくその存在と役割を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現するためには、社会的包摂を推進する取組が求められます。

社会の多様化が進む中、発達障がいや不登校などきめ細かな支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるとともに、病気療養中の子どもや医療的ケア*が必要な子ども、ヤングケアラー*、児童虐待、貧困の問題への対応が必要となるなど、子どもの抱える困難も多様化・複雑化しています。また、全国的に若年層の自殺対策が喫緊の課題となっており、2021年の本県の20歳未満の自殺死亡率(人口10万人当たり)も、4.8と高止まりしている状況です。

図1 本県の小中学校における発達障がいのある児童生徒数の推移



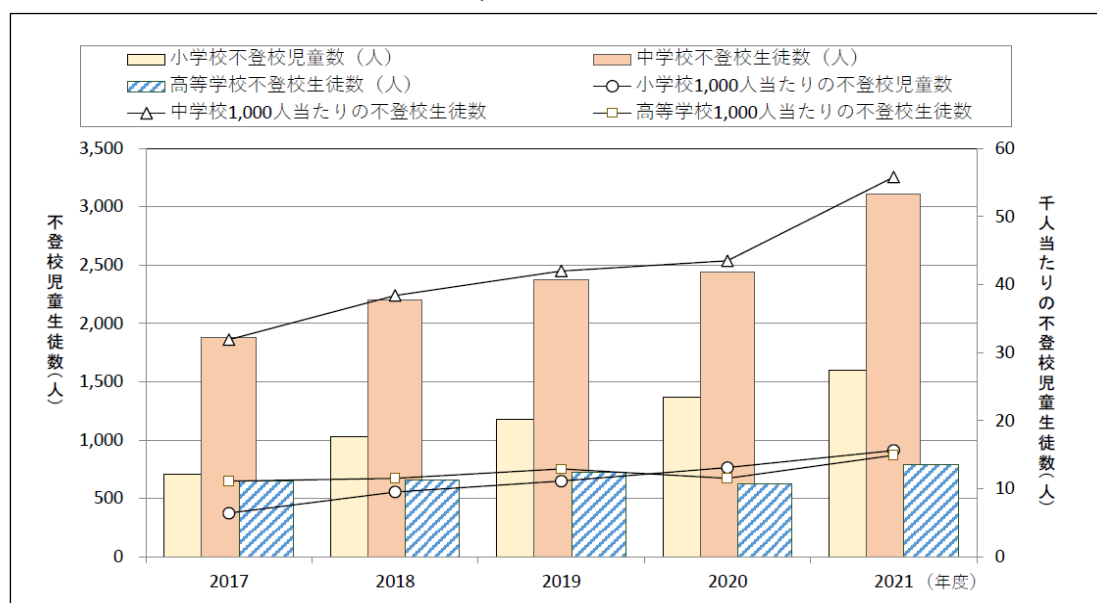
発達障がいの診断等：学習障害、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等
出典：長野県教育委員会事務局調

小中学校における発達障がいの診断等のある児童生徒数は、2017年度が6,980人、2022年度が9,786人と大幅に増加して過去最多となっています。

同様に、小学校における通級指導教室*利用者数は、2017年度が495人、2021年度が769人と増加しています。

その要因として、平成28年に合理的配慮の提供を含む障害者差別解消法が施行され、発達障がいに対する社会的認知がより広がる中、保護者においては、早期受診による早期支援につなげたい思いがあること、そして、学校においても発達障がいに対する教員の理解が広がるにつれて、個々の児童生徒の状態が発達障がいの特性として認知されるようになってきたことが、増加の背景にあると考えられます。

図2 本県の不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



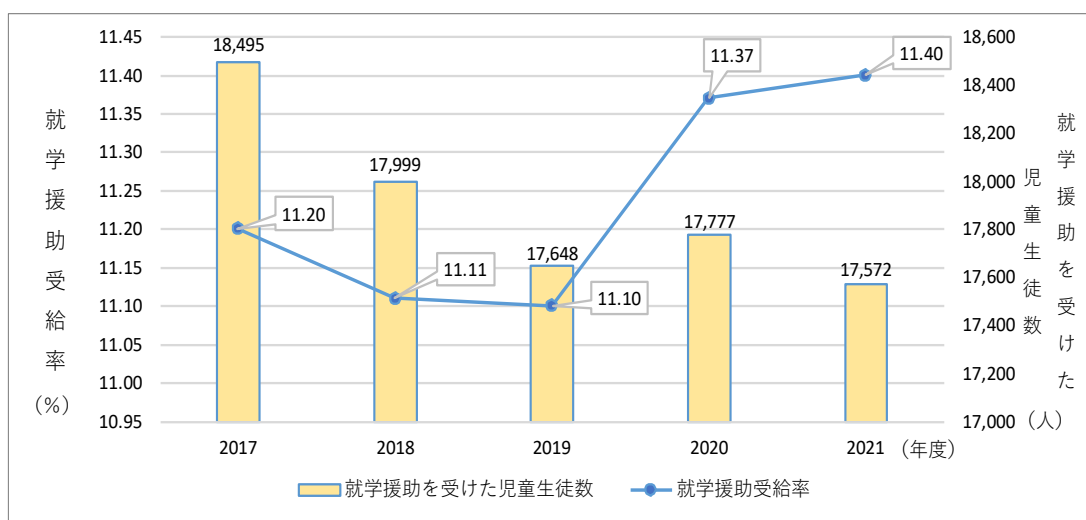
出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

2021年度の小・中学校における不登校児童生徒数は4,707人(905人増)、高等学校では787人(159人増)で、不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっています。

また、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、2017年度の小学校6.4人、中学校31.9人、高等学校11.1人に対して、2021年度は小学校15.6人、中学校55.8人、高等学校14.9人とそれぞれ増加し、特に小中学校における増加が顕著となっています。

増加の背景として、休養の必要性等の浸透や、生活環境の変化により生活リズムの乱れやすい状況、制限のある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったこと等が考えられます。

図3 本県の就学援助受給状況の推移

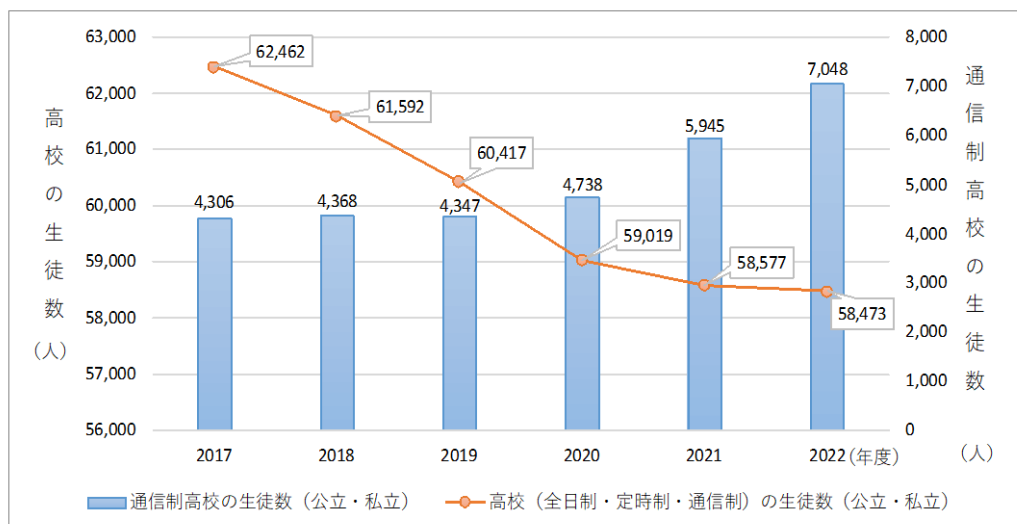


出典: 就学援助実施状況等調査(文部科学省)

2021年度に県内で就学援助を受けた児童生徒数は17,572人で前年度の17,777人より減少しているものの、就学援助受給率は11.40%で過去最高となっています。

離婚等によるひとり親家庭の増加や保護者の経済状況の変化等が増加の要因と考えられます。

図4 本県の高校の生徒数と通信制高校の生徒数の推移



出典: 学校基本調査(文部科学省)から長野県教育委員会事務局で集計

高校の生徒数が減少傾向にある中、通信制高校の在籍生徒数は、新たな学校の設置等により、2017年度の4,306人から、2022年度は7,048人に大幅に増加しています。

3 人口減少・少子高齢化時代

我が国の出生数は急速に減少しており、2017年に94.6万人であった年間出生数は、2021年には過去最少の81.2万人と深刻さを増し、2050年には生産年齢人口（15～64歳）は現在の約3分の2に減少すると言われていています。また、世界に先行して急速に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は世界で最も高くなっています。

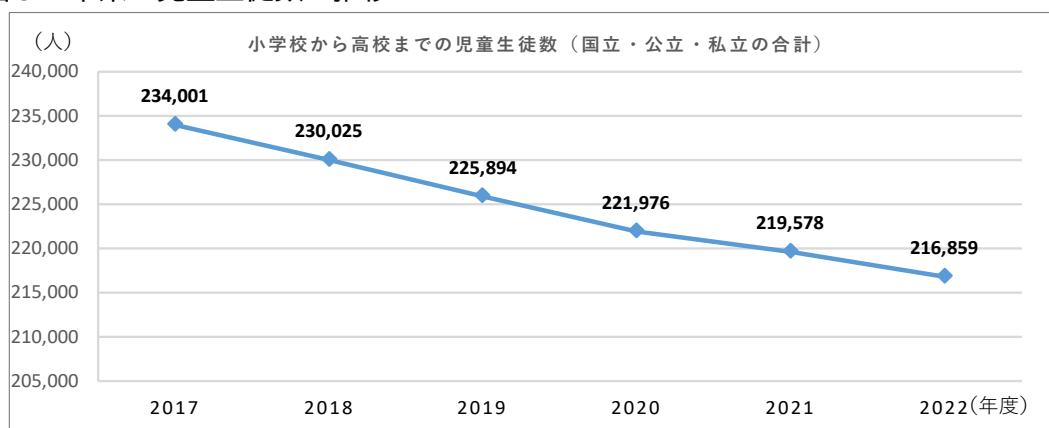
本県においても、毎月人口異動調査に基づく年間出生数は、2017年の14,728人から2022年の12,274人に約16.7%減少しています。また、2017年と2022年を比較すると、0歳から18歳までの人口は、342,702人から307,339人に約10.3%減少し、少子化に歯止めがかからない状況です。この間、県内では、私立学校が増加しているものの、児童生徒数の減少に伴う統合・廃止により、公立小学校は366校から355校に、公立中学校は187校から185校に、公立高等学校は83校から82校に、それぞれ減少しています。

一方で、平均寿命は、2017年は男性が82.24歳、女性が88.17歳でしたが、2020年には男性が82.65歳、女性が88.95歳と、共に延びており、高齢化率は2017年の31.1%から2022年には32.7%まで上昇しています。

また、本県は、総人口においても2000年の221.5万人をピークに減少に転じており、2022年には202.1万人で、約8.8%の減少となっています。年齢3区分別に人口の推移をみると、0～14歳人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）が減少する一方で、65歳以上人口（老年人口）が大きく増加しています。

このような人口構造の変化に伴い、医療・福祉、農林業をはじめ各産業分野において担い手不足などの課題が深刻になっています。教育の分野においても、2017年度から2022年度にかけて、公立の小中学校の教員数は11,801人から11,607人に約1.6%減少し、高校の教員数は3,776人から3,532人に約6.5%減少しています。公立学校の教員志願者数も、2017年度は2,551人でしたが、2022年度は1,949人と2割以上減少しています。

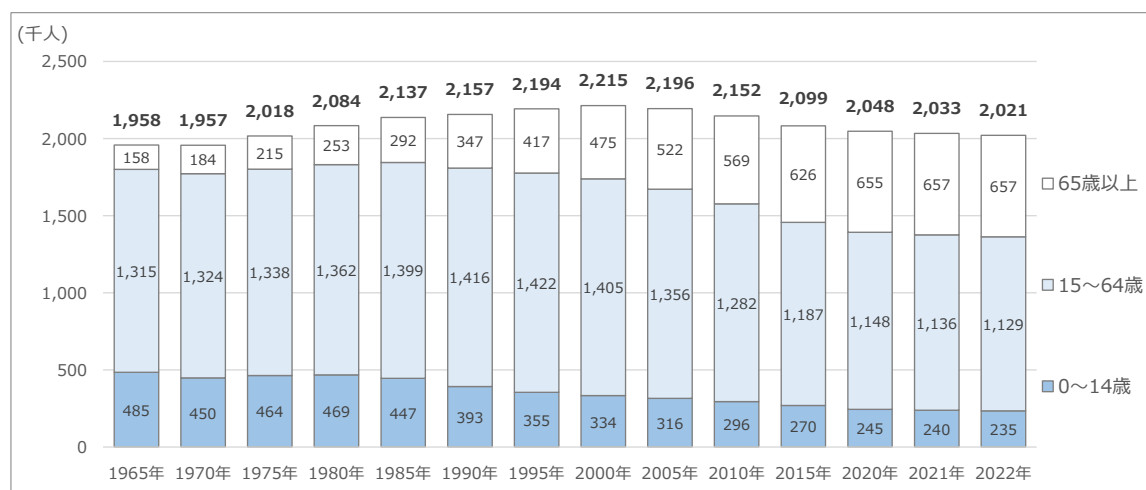
図5 本県の児童生徒数の推移



出典：学校基本調査（文部科学省）から長野県教育委員会事務局で集計

小学校から高校までの児童生徒数は、2017年の234,001人から2022年の216,859人に、約7.3%減少しています。

図6 長野県の人口



出典：国勢調査（総務省）、2021年、2022年は毎月人口異動調査（長野県企画振興部調）

総人口、0～14歳人口及び15～64歳人口が減少する中、65歳以上人口は、1965年から2022年にかけて、約4倍に増加しています。

第2 現状と課題

第1で掲げたような社会背景・情勢が複雑に関連し合い、変化が急激で先を見通すことが難しいこれからの時代において、持続可能な社会を創造する力を育むためには、これまでの同一教室で同年齢の子どもが、同一の内容・学習進度により学ぶことを前提とした画一的な教育を転換し、個々に最適な学びの環境を整備することにより、多様な個性や能力を伸ばす教育を行うことが求められています。

また、そうした学校教育への転換が求められる中、社会の変化に伴って生じる新たな教育課題への対応や、部活動指導などに日々対応する学校現場の疲弊は、社会の構造的な課題として認識されています。こうした様々な役割・業務を抱える学校・教員の負担過多の現状を改善するためには、ICT*（情報通信技術）の活用等による業務の効率化に加えて、これからの時代に即した学校・教員の役割の見直しなど、教員の働き方改革の一層の推進が急務となっています。

1 予測困難な未来を生きる資質能力の必要性の高まり

先行き不透明で予測が困難な未来に向け、新しい価値や時代を創造する資質能力が求められており、これまでの知識やスキルの習得に偏重した教育を見直す必要があります。

置かれた状況や目の前の事象から、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育成することが、今後の学校教育により一層求められます。

また、児童生徒一人ひとりの能力を最大限に引き出すためには、それぞれの状況や特性に応じた学びを推進していくことが必要であり、ICT*（情報通信技術）機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています。

2 子どもが抱える困難の多様化・複雑化

社会の多様化が進み、様々な環境に置かれた子ども一人ひとりに合わせた教育を行うことが求められる中、学校だけでこのような課題に対応することが困難な状況がみえてきました。学校・教職員が担う業務の明確化・適正化を行うとともに、地域や民間等の様々な主体と一層の連携強化を図ることが必要です。

近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、憂慮すべき状況です。

また、病気や障がいなど様々な困難を抱える子どもの増加に伴い、子どもの置かれた状況や特性等に応じた学校におけるきめ細かな支援に加え、不登校児童生徒の増加により、学校以外の学びの場を拡充し、子どもが居場所として選択できるようにするなど、個々の状況に応じた支援を行うことが一層求められています。

さらに、様々な分野における規制改革により経済の活性化が図られてきた反面、親の所得による子どもの教育格差や学力格差などが生じており、子どもが置かれた環境に左右されることなく、その可能性を最大限引き出せるような学びを保障する仕組みづくりが必要です。

また、子どもが抱える困難が多様化・複雑化している中において、これまで行われてきた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」等に基づく子どもを支援する取組に加え、2023年4月から施行される「こども基本法」に基づき、子どもの人権の保障などの施策について、社会全体で取り組んでいく必要があります。

3 人口減少下における学びの場や質の維持

子どもの減少に伴い、学校の統廃合の検討が行われる中、地域拠点としての学校の存続が課題となっております。また、中山間地域等の必要な教員数の確保、教員の資質や専門性の向上が求められており、学校教育の維持と質の保障が課題になっています。

本県における中山間地域等の小規模な学校での教育については、これまで、豊かな自然環境の中で学ぶことができ、また、児童生徒数が少なく個に応じた学習支援がしやすいことなどから、信州教育の特徴の一つとして大切にしてきました。今後、さらなる少子化や人口減少が避けられない中で、中山間地域等の小規模校の価値や意義を改めて見直し、子どもの人間関係の固定化などに対する懸念を払拭しつつ、地域の持続可能性の観点からも学校を学びの拠点として位置づけ、実践的に活用していくことが重要です。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域の人とのつながりが希薄化する中、子どもたちのリアルな体験や活動の機会の減少も課題となっています。

さらに、人生100年時代においては、一人ひとりの仕事、役割等が複線化するマルチステージの人生への転換が可能となり、誰もが変化に柔軟に対応し生涯にわたって活躍できるよう、働く世代、子育て世代の学び直しをはじめとする生涯学習のための環境整備が求められています。

第3 今後の方向性

現在、国では第4期の教育振興基本計画の策定作業を進めており、国の教育改革の動向を踏まえながら、本県の教育政策を進めていく必要があります。

また、本県の第3次計画の進捗状況を検証した令和4年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」報告書、「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」における議論、「第1 社会背景・情勢」及び「第2 現状と課題」を踏まえ、長野県教育では今後、以下の方向性を持ち政策を推進していくことが大切であると考えます。

1 探究的な学びによる新しい価値や時代を創造する資質能力の育成

- 探究を中核とした学校づくり
- 生涯にわたって主体的に学び続け探究し続ける力の育成
- デジタルの力も最大限活用した個別最適な学習環境の創出

2 誰一人取り残されない学びの提供

- 児童の権利に関する条約やこども基本法の理念を大切にした子どもの権利・安全の保障
- 障がいのある人も無い人も共に尊重される一人ひとりのニーズにあわせた公正な学びの提供
- 学校が果たしてきた多様な機能を役割分担

3 多様な他者との関わりを通じた地域の拠点としての学びの場づくり

- 多様な他者との対話と協働
- 様々なリソースを活用した学校の地域拠点化
- 専門性を持った多様な教職員集団の形成
- 多様な体験機会の充実
- 地域コミュニティの基盤強化

第3編 これからの長野県教育のあり方

「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」を踏まえ、第4次計画では、一律一様の教育から「個別最適な学び」への転換と、多様な他者との対話や協働等による「協働的な学び」の一体的な推進により、一人ひとりが多様な幸福を追求し、新しい価値やよりよい社会を創造する力を育むことができるよう、目指す姿を次のとおり定めます。

第1 目指す姿

個人と社会のウェルビーイングの実現

(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)

～ 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び ～

ますます変化が激しく予測が困難で唯一の正解が無くなっていくこれからの時代においては、一人ひとりが、他の誰でもない自分の個性や可能性を認識するとともに、多様な他者を尊重し、協働しながら持続可能な社会を創っていくことが求められています。そのことにより、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを実感し、地域や社会も豊かで持続可能なものになっていく、「個人と社会のウェルビーイング*」が実現していくと考えます。

教育は、「今」を積み重ねた先にある「未来」を創造する営みであり、未来とは希望です。未来を担う子どもたちのみならず全ての人が、今、そして将来にわたって、学ぶことそのものに喜びを感じ、自分の学びや人生、そして社会変革の当事者になっていく、そのような学びの場を創ることが、個人と社会のウェルビーイング*の実現につながります。

すべての学びの場を、子どもも大人も共に学び、ウェルビーイング*を追求し実現できる場にしていきたい、そのような想いから目指す姿を定めました。

「ウェルビーイング*」とは

- 「ウェルビーイング*」とは「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること」をいいます。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

日本では、自尊感情や自己効力感の高さといった、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく獲得的要素に加え、利他性、協働性、社会貢献意識といった、人とのつながり・関係性に基づく協調的要素が、人々のウェルビーイング*の実現に重要な意味を持っています。「自分もみんなも幸せに」と考える傾向のある日本には、個人が他者や地域と関わりながら、個人と社会のウェルビーイング*を共に実現していくことができる土壌があると言えます。

(中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日)から一部引用)

- 個人のウェルビーイング*は、多様な個人の存在やいのち、人権や個性が当たり前で尊重される中で、自分らしく生きることにより実現し、社会のウェルビーイング*は、一人ひとりが身に付けた知識や技術を最大限に活用し、自ら主体的に考え、他者と協働しながら、当事者(自分ごと)として社会を創り上げていくことにより実現すると考えます。

「探究」「探究県」とは

- 個人と社会のウェルビーイング*を実現するためには、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造したり、一人ひとりが自分の“好き”なこと、“楽しい”こと、“なぜ”と思うことに浸り追求する「探究」が重要です。そのためには、人が生まれながらにして持っている「探究心」を学校においても社会に出ても絶やさず伸ばし続けること、学校が探究する楽しさ、ワクワク感が実感できる場所であることが大切です。学びを、知識やスキルの習得に偏ったものから、探究し続ける中で、知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら自分にしかない「知の体系」を構築していくものに転換していかなければならないと考えます。
学校をはじめとした様々な学びの場が、対話や他者を介して自分の良さに気づき、探究を深める大切な場所であるという共通認識のもと、教員をはじめとした大人も子どもたち同様、「途上にある者」として、また、「共に学ぶ者」「共同探究者」として、生涯にわたって学び続け、探究し続けることが求められています。
- 公民館や図書館の数が多く、「全人教育」「子どもたちへの信頼に基づく教育」「学習者主体の教育」を大切にしてきた長野県には、すべての世代が主体的・協働的に学ぶ、「教育県」としての風土と県民性があります。これらの伝統を継承し、子どもも大人もこれからの時代を自分らしく生き、共に学び、探究し、自分たちが望む未来を実現していく、そのような長野県でありたいという願いを込め、「探究県」としました。

第2 政策

目指す姿である「個人と社会のウェルビーイング*の実現」のためには、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による教育を推進していくことが必要であり、次の4つを政策の柱として取り組んでいきます。

政策の柱 1

一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる

- 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化
- 3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上
- 4 教員のウェルビーイング*向上のための働き方改革
- 5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進
- 6 信州教育の魅力向上・発信

政策の柱 2

一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

- 1 子どもの権利・安全の保障
- 2 多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化
- 3 インクルーシブな教育*の一層の推進
- 4 一人ひとりの特性に応じた学びの追求
- 5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援

政策の柱 3

生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる

- 1 共学共創による地域づくり
- 2 生涯を通じて学ぶことができる環境づくり

政策の柱 4

文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

- 1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実
- 2 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた準備の実施、競技力向上

1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる

【将来像】

「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に推進され、すべての児童生徒、教職員が共に自分にとって居心地のよい活力に満ちた学校をつくり、その中で、自ら問いを立て、主体的に課題解決に向かう力が育まれている。

【主な施策】

1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- 児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実
- 個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント*（情報収集・分析・評価）方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実
- 児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT*（情報通信技術）やAT*（アシスティブ・テクノロジー）の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進
- メタバース*（デジタル空間）によるバーチャルな教育空間の活用方法を研究することにより、多様な児童生徒の新たな学びの場を創出
- 県立高校において、オンライン授業を活用した単位認定の手法について研究することにより、生徒一人ひとりの希望に応じた学びの選択肢を充実
- 中山間地域等の学校でも柔軟にオンライン授業が行えるよう、ICT*（情報通信技術）の先進的かつ効果的な活用と取組の普及等により、教育DX*（デジタルトランスフォーメーション）を一層推進

2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化

- 公立学校における「個別最適な学び」の具体化を研究することにより、児童生徒一人ひとりが学び方を選択し、自ら学習を調整し最適化して学ぶ授業を実践
- 県立高校において、学校独自の教育を展開できる環境の整備や、生徒の主体的で多様な科目選択の実現、特徴的な学科等における生徒の全国募集、学生寮の設置等を検討することにより、生徒や地域の期待に応える学校づくりを推進
- 私立学校の設置や運営等に関する指導助言等を通して、特色ある学校づくりを振興するとともに、学校運営にかかる経費を支援することにより、健全な運営を確保
- 小中学校において、現在の30人規模学級の更なる少人数化を検討し、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境を整備
- 学校と社会をつなぐ連携コーディネーターの配置を検討することにより、学校を社会に開かれた魅力ある学びの拠点とするとともに、教員の業務量を削減

- アートの手法を活用した学びを教育現場で拡大し、子どもたちのコミュニケーション能力、創造力、他者理解や自己肯定感等の向上を支援

3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上

- 特色ある私立学校や民間企業等と連携した「探究」研修プログラムの開発・運用により、社会変化に先行できる資質を持った教職員集団を育成
- 教員が国内外の先進的・先端的な教育や企業等の現場から学ぶ機会を充実することにより、新たな知見や視点を得るとともに、教員の意識改革を推進
- 教員は児童生徒の模範となるべき立場であることを自覚できるよう、「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に基づく非違行為の根絶に向けた取組を実施

4 教員のウェルビーイング*向上のための働き方改革

- 教員配置の充実、教員業務支援員*等の専門スタッフの配置、外部専門人材登用など、職員配置の検討により、教員が児童生徒の指導に専念できる環境を整備
- 統合型校務支援システム*の活用による校務情報の一元的集約、業務の効率化・合理化により、教員の時間外在校等時間を縮減
- 学校と社会をつなぐ連携コーディネーターの配置を検討することにより、学校を社会に開かれた魅力ある学びの拠点とするとともに、教員の業務量を削減〔再掲〕
- 公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行を支援することにより、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに教員の負担を軽減
- 教職員への健康教育等の研修会、健康相談等を充実することにより、自らの心身の健康の保持増進を図るとともに、安全かつ快適な職場環境を形成

5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進

- 「新たな社会を創造する力」を学びの中で培うため、「新たな学びの推進」と「再編・整備計画」を改革の両輪とした「高校改革～夢に挑戦する学び～」を、県立高校において推進
- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）*などの理数・科学教育や、ワールド・ワイド・ラーニング（WWL）*、外国語教育の充実、海外留学支援等の普及促進により、STEAM教育*等の各教科等横断的な学習を推進し、生徒の地域や世界に貢献する力を育成
- 学校のデザインや学習環境の整備を地域とともに進める「長野県スクールデザインプロジェクト（NSDプロジェクト）*」の推進により、地域と共に学び、共に創る「共学共創」を実現
- 県立高校と高等教育機関との連携を推進することにより、高校生が高度な教育を受けることができる環境を整備

- キャリアデザイン力育成や、アントレプレナーシップ*（起業家精神）の醸成、金融教育の充実、各種資格の取得促進など、社会的・職業的自立に向けた系統的、体系的なキャリア教育*を推進
- 信州幼児教育支援センター*の取組促進により、幼保小の連携強化、接続を充実し、幼児期に育まれた好奇心や探究心をより伸ばしていく義務教育を実現

6 信州教育の魅力向上・発信

- 長野県の教育の特徴や魅力を発信するとともに、多様な経験や資質に着目した柔軟な教員採用選考の検討・実施により、県内外からの教員志願者を増やし、専門性を有する多様な教員を確保
- 県立高校において、学校独自の教育を展開できる環境の整備や、生徒の主体的で多様な科目選択の実現、特徴的な学科等における生徒の全国募集、学生寮の設置等を検討することにより、生徒や地域の期待に応える学校づくりを推進〔再掲〕
- 信州自然留学（山村留学）推進協議会による受入体制の充実、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活用した多様な学びの場である信州自然留学（山村留学）の取組を推進

【成果指標】

定量的な「客観的指標」に加え、幸福感や自己実現・自己受容、協働性・向社会性といった主観に基づく要素の測定を「主観的指標」として設定し、ウェルビーイングの実現度合いを実態的に把握します。

主観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
「学校へ行くのが楽しい」と答える児童生徒（小6、中3）の割合 【全国学力・学習状況調査（文部科学省）】	83.7% (2022年度)	現状以上 (2027年度)	・現状より向上することを目標に設定 ・現状：2022年4月の調査結果、 目標：2028年4月の調査結果
学校の教育活動全般に対する生徒（高校生）の満足度 【教育委員会事務局調】	84.3% (2021年度)	現状以上 (2027年度)	現状より向上することを目標に設定
「授業がよく分かる」と答える児童生徒（小6、中3）の割合 【全国学力・学習状況調査（文部科学省）】	82.7% (2022年度)	現状以上 (2027年度)	・現状より向上することを目標に設定 ・小6：国語・算数、中3：国語・数学の4項目の平均値で算出 ・現状：2022年4月の調査結果、 目標：2028年4月の調査結果
「自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」と答える児童生徒（小6、中3）の割合 【全国学力・学習状況調査（文部科学省）】	68.9% (2022年度)	現状以上 (2027年度)	・現状より向上することを目標に設定 ・現状：2022年4月の調査結果、 目標：2028年4月の調査結果

客観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
幼保小合同研修会の実施率 【教育委員会事務局調】	46.6% (2021年度)	56.6% (2027年度)	・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の相互の教育内容や方法に関する合同研修会を開催する小学校の割合 ・過去5年間の伸び率を踏まえ、毎年度2.0ポイントずつ向上する目標を設定
高校現役生で進学希望者のうち進学した者の割合 【教育委員会事務局調】	92.4% (2021年度)	94.9% (2027年度)	過去5年間の実績を踏まえ、毎年度0.5ポイントずつ向上する目標を設定
高校卒業後就職希望者の就職内定率 【教育委員会事務局調】	98.5% (2021年度)	99.5% (2027年度)	希望する全生徒が就職できることを目指す
高校生の海外への留学者率 【教育委員会事務局調】	0.03% (2021年度)	2.0% (2027年度)	・高校在学中に留学した高校生（私立含む）の割合 ・3年間で現行計画の目標値（1.4%）を達成し、その後、さらに向上する目標を設定（参考：2018年度0.96%）
CEFR B2以上の英語力を有する英語担当教員の割合 【教育委員会事務局調】	90.2% (2021年度)	92.7% (2027年度)	・CEFR B2は英検準1級程度 ・過去5年間の実績を踏まえ、毎年0.5ポイントずつ向上する目標を設定
授業にICTを活用して指導することができる教員の割合 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）】	77.1% (2021年度)	100% (2026年度)	すべての教員の活用を目指す
1ヵ月一人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の学校の割合 【教育委員会事務局調】	小中 64.7% 高校 72.3% 特支 100% (2021年度)	100% (2027年度)	・時間外勤務を月45時間以内とする文部科学省の指針に準拠 ・調査時点：12月

2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

【将来像】

一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮している。

【主な施策】

1 子どもの権利・安全の保障

- 子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進
- 動画等の教育関連情報の発信やオンライン授業等の遠隔教育の推進、タブレット端末等の活用により、様々な状況下にいる子どもたちが主体的に学ぶ機会を保障
- ICT*（情報通信技術）機器を活用し、県立高校に在籍する長期入院生徒へのオンライン学習支援を実施することにより、療養中の学びを保障
- 日本語指導を行う教員、相談員の配置や、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施
- 私立学校の生徒等の修学上の経済的負担を軽減することにより、多様な教育機会を確保
- 低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障
- 長野県大学生等奨学金の給付により、将来有望な若者の大学等への進学を支援
- 災害、事故等不測の事態に学校が適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの見直しや教員研修会を開催するとともに、防災等安全教育を推進し、学校の安全対策を強化
- 安全・安心な学校給食の運営や家庭・地域と連携した食育を推進することにより、子どもの心身の健全な発達を促進
- 子どもの自殺危機対応チーム*の体制強化や潜在的な自殺リスクを早期に把握・支援につなげるシステムの導入検討、子どもに生きる力を与える講演会の開催などにより、子どもの自殺対策を強化

2 多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化

- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人等の教育機会の確保や、不登校児童生徒がより柔軟に学ぶことができる場の充実のため、現在県内に設置されていない夜間中学*及び不登校特例校*の設置について検討
- 学校以外の学びの場（フリースクール、教育支援センター*等）との連携を強化することにより、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実

- 不登校児童生徒の多様な学びの場を確保し、フリースクールと学校との連携体制を強化するため、「信州型フリースクール*」を認証し支援
- メタバース*（デジタル空間）によるバーチャルな教育空間の活用方法を研究することにより、多様な児童生徒の新たな学びの場を創出〔再掲〕
- 信州自然留学（山村留学）推進協議会による受入体制の充実、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活用した多様な学びの場である信州自然留学（山村留学）の取組を推進〔再掲〕

3 インクルーシブな教育*の一層の推進

- すべての児童生徒が自分らしく学ぶことのできる学びのあり方を研究することにより、多様性を包み込む授業づくり、学級づくりを推進
- 個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント*（情報収集・分析・評価）方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実〔再掲〕
- 通級による指導*を必要とする児童生徒の学びの場の保障や、特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍*の取組等により、連続性のある多様な学びの場を一層充実
- 「長野県スクールデザインプロジェクト（NSDプロジェクト）*」を通じ特別支援学校の施設整備を推進することにより、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働的な学びを支えるための環境を整備
- 児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT*（情報通信技術）やAT*（アシティブ・テクノロジー）の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進〔再掲〕
- 特別支援学校において、全県で子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援*を展開することにより、行動面に困難のある児童生徒への支援を充実

4 一人ひとりの特性に応じた学びの追求

- 個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント*（情報収集・分析・評価）方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実〔再掲〕
- 児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT*（情報通信技術）やAT*（アシティブ・テクノロジー）の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進〔再掲〕
- 特別支援学校において、全県で子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援*を展開することにより、行動面に困難のある児童生徒への支援を充実〔再掲〕

5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援

- スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の体制充実を検討することにより、いじめや不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備

- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、家庭訪問による学習・生活支援を行うことにより、将来の自立に向けた支援を実施
- 生活保護世帯の子どもに対し、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援を実施するとともに、学習塾等の費用を助成
- 市町村やNPO法人等と連携することにより、学校施設を活用した子どもの居場所づくりについて検討
- 子ども支援センター等との連携強化や小学校から高校におけるSOSの出し方に関する教育*の全校実施の推進により、自殺リスクが高い子どもへの支援を強化

【成果指標】

主観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」と答える児童生徒（小6、中3）の割合 【全国学力・学習状況調査（文部科学省）】	76.5% (2022年度)	現状以上 (2027年度)	・現状より向上することを目標に設定 ・現状：2022年4月の調査結果、 目標：2028年4月の調査結果
「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答える児童生徒（小6、中3）の割合 【全国学力・学習状況調査（文部科学省）】	81.1% (2022年度)	現状以上 (2027年度)	・現状より向上することを目標に設定 ・現状：2022年4月の調査結果、 目標：2028年4月の調査結果
客観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
不登校児童生徒が学校内外で専門的な相談・指導を受けた割合 【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）】	66.6% (2021年度)	現状以上 (2026年度)	近年の実績と施策効果を勘案して、現状以上とすることを目標に設定
特別支援学校において個別指導計画に「個に応じたICT活用」が位置づけられている児童生徒の割合 【教育委員会事務局調】	73% (2022年度)	100% (2027年度)	特別支援学校に通うすべての児童生徒への位置づけを目指す
特別支援学校高等部卒業生の就労率 【教育委員会事務局調】	29.4% (2021年度)	32.4% (2027年度)	過去5年間の全国平均伸び率を踏まえ、毎年度0.5ポイントずつ向上する目標を設定
不登校児童生徒が通所しているフリースクールの数 【県民文化部調】	73箇所 (2021年度)	93箇所 (2027年度)	県内4地域ごとに毎年度1か所ずつの増加を目指す

3 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる

【将来像】

共学共創によって、学校をはじめ多くの主体が地域の学びのハブ（中核）として社会とシームレス*（継ぎ目のない状態）になり、地域の中で、様々な価値観を尊重し合い、多様な学びや創造が循環している。

【主な施策】

1 共学共創による地域づくり

- 学校のデザインや学習環境の整備を地域とともに進める「長野県スクールデザインプロジェクト（NSDプロジェクト）*」の推進により、地域と共に学び、共に創る「共学共創」を実現〔再掲〕
- 共学共創プラットフォーム*の構築や信州型コミュニティスクール*の充実など、新たな地域連携のあり方を検討することにより、住民参加型の学校運営の仕組みづくり等を推進
- 学校と社会をつなぐ連携コーディネーターの配置を検討することにより、学校を社会に開かれた魅力ある学びの拠点とするとともに、教員の業務量を削減〔再掲〕
- 社会教育士*・公民館主事*等の地域づくりを支援する社会教育人材を育成することにより、地域住民による自治の力を向上
- 公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行を支援することにより、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに教員の負担を軽減〔再掲〕

2 生涯を通じて学ぶことができる環境づくり

- 高校の地域拠点化や公民館活動のさらなる充実等により、地域の人々が共に学び合える環境を整備
- 県内にない学部・学科を中心とした大学等の立地促進や、既存大学における学部・学科の再編・新規設置等の大学改革支援により、若者が県内で学び続けられる環境づくりを促進
- 社会教育施設におけるデジタル基盤の整備やデジタルデバイド*（情報格差）解消に向けた取組を促進することにより、誰もがICT*（情報通信技術）を活用した学びの機会を得られる環境を充実
- 電子図書館サービス*の充実や、図書館・博物館資料等のデジタル化・オープン化の推進等により、すべての県民にとって学びにアクセスしやすい環境を充実
- リカレント*（社会人の学び直し）講座を開設する県内大学や専門学校等への支援や、多様なリスキリング*（技能等の習得）の機会の提供により、デジタル分野をはじめとした、社会人の学びを促進

- 県内の環境教育情報の発信や自然観察会の開催等により、あらゆる世代における環境に関する学びと体験の機会を充実

【成果指標】

客観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
社会教育士*の数 【教育委員会事務局調】	12人 (2021年度)	110人 (2027年度)	5年間で約100人増加させることを目標に設定
県民一人当たり年間貸出冊数(公立図書館・電子図書館*) 【教育委員会事務局調】	5.3冊 (2021年度)	6冊 (2027年度)	近年の実績に施策効果を勘案して目標値を設定(参考:2019年度5.7冊)
地域との連携を行うコーディネーターが確保されている県立学校の割合 【教育委員会事務局調】	2.5% (2022年度)	100% (2027年度)	すべての県立学校における確保を目指す

4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる

【将来像】

歴史や特色のある文化が継承され、それらに触れる機会が充実するとともに、多くの県民が文化芸術・スポーツに親しむことにより、地域が活性化し、一体感が醸成されている。

【主な施策】

1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実

- 県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図るとともに、新たな長野県史の編さんに着手し、長野県の歩みを記録して未来に継承する営みを推進
- 「信州ナレッジスクエア*」を活用し、県立図書館、県立歴史館、美術館等の資料・収蔵品のデジタル化、オープン化を進めることにより、県民が地域の歴史や文化芸術にアクセスしやすい環境を充実
- 信州アーツカウンシル*による文化芸術活動への支援の強化や連携・協働団体の拡大により地域の文化芸術活動の発展を推進
- セイジ・オザワ 松本フェスティバル*の共催等により、県民や子どもたちが世界水準の芸術に触れる機会を提供
- 県立武道館をはじめスポーツ施設の充実・維持管理や、地域のスポーツクラブとの連携強化と団体等の運営体制支援により、地域のスポーツ環境を整備・充実
- 公立中学校等における学校部活動の地域クラブ活動への移行を支援することにより、持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに教員の負担を軽減〔再掲〕

2 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた準備の実施、競技力向上

- 2028年の第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功のため、市町村や競技団体、経済関係団体等で組織する準備（実行）委員会を随時開催することにより、大会開催に向けた準備や事業を計画的に実施
- ボランティアへの参加、来県者へのおもてなしをはじめとした大会の県民運動の推進等により、本県の魅力を発信するとともに、県民がスポーツや地域とつながる機会を創出
- 大会の開催のみならず開催後も見据えた子どもから大人まで一貫した指導体制の構築、指導者の養成と確保等により、県全体の競技力を向上
- 医科学的なサポートを受けられるネットワークの構築等、県内を拠点とするアスリートの競技活動を支援することにより、競技力向上に向けたスポーツ界の好循環を創出

【成果指標】

客観的指標	現 状	目 標	目標設定の考え方等
文化芸術活動に参加した人の割合 【県民文化部調】	76.3% (2021年度)	80% (2027年度)	・過去1年間に美術や音楽などの創作・鑑賞を行った県民の割合 ・現状の水準を上昇させる目標を設定
信州アーツカウンシル*の支援等団体数 【県民文化部調】	165 団体 (2022年度) ※見込み	350 団体 (2027年度)	毎年度 40 団体程度の増加を目標に設定
運動・スポーツ実施率 【教育委員会事務局調】	60.8% (2021年度)	70% (2027年度)	・週1日以上運動・スポーツをする成人の割合 ・国の目標に準拠して目標を設定
小・中学生の体力合計点 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）】	49 点 (2022年度)	52 点 (2027年度)	これまでの最高値(2018年度：51点)を上回る目標を設定
国民スポーツ（体育）大会男女総合順位 【教育委員会事務局調】	15 位 (2022年)	5 位以上 (2027年)	2028年の信州やまなみ国スポで1位を目指す目標に基づき設定

 参考資料

1 策定経過

(1) 令和3年度

月日	会議名等	審議・懇談内容等
9月13日	教育委員会定例会	・「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」の開催について
10月4日	県議会環境文教委員会	・次期長野県教育振興基本計画の策定及び「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」の開催について
10月14日	これからの長野県教育を考える有識者懇談会（第1回）	・新たな計画の策定について ・長野県教育のあり方について
11月9日	これからの長野県教育を考える講演会	・講演「『個才』の最適化はできるか？」
1月17日	これからの長野県教育を考える有識者懇談会（第2回）	・第1回懇談会の概要について ・講演「教育DXの先にある学校の存在意義」
2月7日	総合教育会議	・次期計画策定に向けた「目指すべき方向性」について
3月10日	県議会環境文教委員会	・次期計画について

(2) 令和4年度

月日	会議名等	審議・懇談内容等
4月6日	全県指導主事・専門主事会議	・次期計画について
4月8日	所長・館長会議	・次期計画について
4月13日	市町村教育委員会連絡協議会役員会	・次期計画について
4月15日	特別支援学校校長会	・次期計画について
4月22日	県立校長会議	・次期計画について
5～7月	小中高等学校、特別支援学校、フリースクール、大学、企業等との意見交換	・次期計画について
6月14日	政策対話	・若者たちが考える学びの改革について
6月27日	県議会環境文教委員会	・次期計画の策定について
7月4日	これからの長野県教育を考える有識者懇談会（第3回）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について
7月6日	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会（北信）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について
7月8日	総合教育会議	・次期計画策定に向けた「目指すべき方向性」について
7月15日	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会（東信）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について

7月22日	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会（中信）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について
7月27日	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会（飯田下伊那）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について
8月5日	市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会（諏訪上伊那）	・次期計画の基本理念（目指す姿）、計画構成について
8月10日	埼玉県戸田市教育委員会との意見交換会	・次期計画について ・学びの改革取組実践例
8月29日	県と市町村との総合教育懇談会	・人口減少下での新しい小中学校のあり方、カタチとは ・次期計画について
9月14日	これからの長野県教育を考える有識者懇談会（第4回）	・次期計画の構成等 ・長野県の教育をめぐる情勢、目指す姿、重点施策等 ・次期計画の成果指標の在り方 等
9月20日	中学校・高等学校校長、信州型コミュニティスクールアドバイザー、長野県PTA連合会監事との意見交換会	・次期計画について ・学校と地域における新たな連携のカタチ
10月18日	総合教育会議	・次期計画策定に向けた検討状況について
11月29日	これからの長野県教育を考える有識者懇談会（第5回）	・次期計画案の概要について ・次期計画の指標について
12月12日	県議会環境文教委員会	・第4次計画の策定状況について
12月22日	教育委員会定例会	・第4次計画（案）決定
12月27日 ～1月25日	パブリックコメント	・第4次計画（案）について (29 団体・人から 198 件のご意見)
2月8日	大学との意見交換	・第4次計画（案）について
3月2日	県議会環境文教委員会	・第4次計画（案）について
3月23日	教育委員会定例会	・第4次計画の決定

(3) その他個別計画・審議会等の意見聴取

開催期間	会議名等	審議内容等
令和3年10月～ 令和5年3月	特別支援教育連携協議会	第3次長野県特別支援教育推進計画（案）について
令和3年9月～ 令和4年9月	第12期生涯学習審議会	生涯学習・社会教育の振興の基本的な方向性や具体的な施策について
令和4年3月～ 令和4年11月	長野県スポーツ推進審議会	第3次長野県スポーツ推進計画（案）について

2 これからの長野県教育を考える有識者懇談会構成員名簿

〔各構成員の所属・職名は第5回懇談会開催当時、敬称略、五十音順、◎は座長〕

氏名	所属・職名
荒井 英治郎	信州大学教職支援センター 准教授
安藤 善二	学校法人松本昭和学園 常務理事
岩瀬 直樹	学校法人軽井沢風越学園 軽井沢風越学園校長 軽井沢風越幼稚園園長
大室 悦賀	長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
小金 典子	長野県長野西高等学校 校長
近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会 会長
高見澤 秀茂	株式会社高見澤 代表取締役社長
西片 紀美子	学校法人松本光明学園認定こども園松本光明幼稚園 園長
西森 尚己	子どもの支援・相談スペース「はぐるっぽ」代表
北條 雅一	駒澤大学経済学部 教授
マキナリー 浩子	株式会社イー・トゥー・ゼット 取締役
松嶋 則行	長野県安曇養護学校 校長
松田 愛絵	長野県PTA連合会 監事
松谷 かおる	飯綱町立牟礼小学校 校長
◎村松 浩幸	信州大学教育学部 学部長・研究科長

3 用語解説

【あ】	
アセスメント	情報を収集して系統的に分析することにより、行動の背景や要因を明らかにしようとするもの。
アントレプレナーシップ	自ら事業を創るために要求される態度や発想、能力を総称したもの。『起業家精神』。チャレンジ精神、積極性、創造性、自信、探究心等がその精神の中核となる。
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブな教育	障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育。
ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
【か】	
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを通して、キャリア発達を促す教育。
教育基本法第17条第2項	「地方公共団体は前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」
教育支援センター	不登校児童生徒等の社会的自立に向けた支援・指導を行うため、在籍する学校と連携しながら、学校外や空き教室等でカウンセリングや指導を計画的に行う組織として、教育委員会が設置したものを指す言葉。なお、単に相談を行うだけの施設は含まない。
教員業務支援員	教員の本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力することができるよう、プリント印刷や採点補助等の教員の業務をサポートする職員。
共学共創プラットフォーム	高校生と地域住民が、地域の一員として対等な立場で学び合い地域社会を創ることを目的に、行政・教育機関、産業界、地域住民等が当事者意識をもって参画し、連携・協働する組織や環境。地域社会全体の教育力の向上を目指す。

公民館主事	公民館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる職員。地域の学びが盛んになり、地域づくりにつながるようにしていく役割を担う。
子どもの自殺危機対応チーム	自殺のリスクが高い子どもを支援する学校や市町村等が困難ケースに直面したとき、専門的見地からの助言や支援を行う多職種の専門家で構成するチーム。令和元年10月に設置。
子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援	望ましい行動に注目し、できることを認めたり、活躍する場を設定したり、授業改善で参加できる場を増やしたりするなど、ポジティブに関わることで、望ましい行動を増やし、結果として行動面の困難の改善・克服につなげるもの。
【さ】	
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」。
社会教育士	学びを社会のいたるところに仕掛け、地域づくりへの展開を支援する専門人材であり、所定の講習等を修了した者の称号。
シームレス (seamless)	継ぎ目のない、縫い目のない、途切れのない、などの意味。
信州アーツカウンシル	地域が主体となった文化芸術活動を持続的に発展させていくため、文化芸術の振興や活用に専門的知見を持つ人材を配置した中間支援組織。様々な取組を通じて、文化芸術活動の創造性・発信力を高め、その力を観光や福祉、産業、地域づくりなど様々な領域に広げることにより、県内の文化芸術活動の持続的な発展を推進。「アーツカウンシル」は英国発祥で「芸術評議会」とも訳され、行政から一定の距離を保ちながら、文化芸術政策の執行を担う専門機関のこと。令和4年6月本格始動。
信州型コミュニティスクール	「地域と共にある学校づくり」に向けて、地域・家庭・学校が連携して学校運営参画、協働活動、学校評価の3つの機能を一体的・持続的に実施する仕組み。
信州型フリースクール	不登校児童生徒の多様な「学びの場」を確保するため、今後検討する県の基準に合致したフリースクール。
信州ナレッジスクエア	「信州」という切り口から多様な情報源（データベース、アーカイブ、ウェブサイト等）にたどり着くことができる、県立長野図書館が運用している無料で利用できる地域情報資源のポータルサイト。
信州幼児教育支援センター	「信州幼児教育振興指針」（平成31年3月策定）の理念と方針に基づき取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成31年4月開所。

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、文部科学省から指定を受けた先進的な理数教育を実施する高等学校等。
スクールカウンセラー	児童生徒等の悩みに対して、安心して学校生活を送ることができるよう、心のケアを行う公認心理師、臨床心理士等の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応する社会福祉等の専門家のこと。
セイジ・オザワ 松本フェスティバル	世界的な指揮者である小澤征爾氏により平成4年に創立され、毎年夏に長野県松本市で開催されている音楽祭。（平成26年までは同氏の恩師である齋藤秀雄氏の名を冠した「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」の名称で開催）世界中から優れた音楽家が結集し、オペラやコンサートなど多彩な演目が披露されるほか、若い音楽家の教育や、小中学生が生音楽に触れるプログラムを実施している。
【た】	
通級指導教室	通常の学級に在籍し、一部特別な指導が必要な児童生徒に対して、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導を行うための教室。
通級による指導	小学校、中学校、高等学校などで、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の形態。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
電子図書館サービス	公共図書館・公民館図書室のウェブサイトからリンクする電子図書館サイトから、電子書籍をパソコンやスマートフォン、タブレット等の画面上で読むことができるサービス。
統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など、これら校務を一括して処理できる統合型システム。
【な】	
長野県スクールデザインプロジェクト <small>イノエスデー</small> (NSDプロジェクト)	これからの時代や新しい学びにふさわしい学習空間の整備を目指す、学びと学習環境を一体のものとして捉えた新しい学校づくりのプロジェクト。その根本には、校舎そのものの設計やデザインと本質的な「学び」は切り離すことができないということや、ハードとソフト双方の改革こそが県の目指すべき教育の両輪であるという考え方があ

【は】	
ファイブジー 5G (第5世代移動通信システム)	「超高速」だけでなく、「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ次世代移動通信システム。
副次的な学籍	特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍を居住する地域の小中学校に置くことにより、双方の児童生徒が同じ地域の仲間としての意識を高め合い、交流および共同学習を継続的に進める仕組み。
不登校特例校	不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。
【ま】	
メタバース	「メタ (超越した)」と「ユニバース (宇宙・世界)」を組み合わせた造語。ユーザー間でコミュニケーションが可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間。
【や】	
夜間中学 (中学校夜間学級)	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などに対して、夜間その他特別な時間において授業を行う中学校のこと。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと。
【ら】	
リカレント	学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。
リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキル的大幅な変化に適応して価値を創造し続けるために、必要なスキルを獲得する (させる) こと。
【わ】	
ワールド・ワイド・ラーニング (WWL)	将来、世界で活躍できる革新的なグローバル人材を育成するため、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等における先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高校生へ高度な学びを提供する仕組みの形成を目指す取組。
【その他】 (アルファベット順)	
エーアイ AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど。

<p>^{エーティ} A T (アシティブ・テクノロジー)</p>	<p>Assistive Technology の略。障がいによる物理的な操作上の不利や障壁（バリア）を、機器を工夫することによって支援しようという考え方であり、そのための支援技術。</p>
<p>^{ディーエックス} D X (デジタルトランスフォーメーション)</p>	<p>Digital Transformation の略。DXと表記するのは英語圏では接頭辞の「Trans」を「X」と書く慣習があるため。「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。</p>
<p>^{ギガ} G I G A スクール構想</p>	<p>1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちが誰一人取り残されることなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することなどを目指した国の構想。</p>
<p>^{アイシーティ} I C T</p>	<p>情報通信技術。情報技術の「IT(Information Technology)」に通信の「C (Communications)」を組み合わせた用語。</p>
<p>^{アイオーティ} I o T</p>	<p>Internet of Things の略。モノのインターネット。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。</p>
<p>^{ソサエティ} S o c i e t y 5 . 0</p>	<p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において提唱。</p>
<p>^{エスオーエス} S O S の出し方に関する教育</p>	<p>子どもたちが命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば良いか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育。</p>
<p>^{STEAM} S T E A M 教育</p>	<p>各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくため、STEM(科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics))を統合的に学習する教育に、芸術(Arts)の創造性教育を統合する教育手法。Artsは芸術のみならず、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義することが重要と言われている。</p>
<p>^{VUCA} V U C A</p>	<p>変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字。不安定で不確実で複雑で曖昧な状況のこと。</p>

第4次長野県教育振興基本計画（案）のパブリックコメントの結果について

教育政策課

1 募集期間 令和4年12月27日（火）～令和5年1月25日（水）30日間

2 ご意見の状況

- ・ 県民ご意見提出者 18名 意見数 102件
- ・ これからの長野県教育を考える有識者懇談会構成員 3名 意見数 16件
- ・ 関係団体 4団体 意見数 65件
- ・ 市町村・市町村教育委員会・市町村教育委員 4団体・名 意見数 15件

計 29団体・名 198件

3 項目別意見数の内訳

項目（パブリックコメント実施時点）	件数
計画全体	23
第1編 計画策定の基本的な考え方	2
第2編 長野県教育を取り巻く状況等	48
第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	12
これからの長野県教育のあり方 第2 政策	
政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	45
政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	36
政策の柱3 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる	8
政策の柱4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる	8
これからの長野県教育のあり方 第3 成果指標	10
計画（案）の概要	1
その他	5
合 計	198

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
1	計画全体	1人1台端末が考え方の基本になっているが、端末更新の方針が未だ見えてこない。県として何をどう検討しているのか、BYOD (Bring Your Own Device: 個人が所有している端末を持ち込む方式) についてどう考えているのか見通しを示して欲しい。	県立学校についてはBYODを基本として端末整備を実施しており、GIGAスクール構想で整備した端末の更新費用に対する財政支援については、これまでも様々な機会を捉えて国に要望しているところ。1人1台端末の更新に係る費用負担の在り方は、今後、国において、地方自治体や関係者の意見等も聴きながら検討していくこととされたところであり、引き続き、国の動向を注視してまいります。
2	計画全体	教員確保に対する施策が受け身で貧弱に見える。	県教育委員会では、「信州の先生になろうプロジェクト」により長野県で活躍している現役の若手教員が普通の学校生活を紹介し、全国の大学生・大学院生、県内高校生に対して、長野県で教員として勤務する魅力を発信しているほか、大学推薦枠の条件の緩和、長野県内の小・中学校で学級担任経験のある講師の一次試験の免除、近隣都県の一次選考と重ならないよう実施日を前倒しするなど、様々な採用試験の工夫により教員の確保に取り組んでいるところ。また、小中学校の教員確保に向けて、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っており、引き続き、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえ、年度別採用数平準化を考慮しつつ、教員確保に努めてまいります。そして、県立高校においては、教職員の定数改善について、引き続き国の動向を注視してまいります。
3	計画全体	小学校の担任、中学校の教科担任は、具体的に何をどうしろというのか。ますます学校現場に負担がかかっていく。これを提案している方々が各教科等において細かに具体的に指導案レベルで示していただければよいが。いつも綺麗事だけ言って学校に丸投げだ。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後、事業の実施段階において、学校現場の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
4	計画全体	全体として、子どもの権利を支える視点が著しく弱いと言わざるを得ない。計画では、子どもの安全・子どもの権利に触れられているが、お題目に過ぎないという印象を持つ。 子どもの権利に触れるならば、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例や子ども基本法の理念や精神を具体化することが求められるにもかかわらず、こうした法律や条例に一切、触れていないこと、こうした構想を具体化するための子どもの学校運営参加や校則見直しへの子ども参加に触れないのは、問題である。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」に子どもの人権に関する記載を追記するとともに、「第3 今後の方向性」中、「2 誰一人取り残されない学びの提供」における「子どもの権利・安全の保障」の記載を、「児童の権利に関する条約や子ども基本法の理念を大切に子どもの権利・安全の保障」と修正しました。 そして、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」の主な施策に、「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。 また、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」において、児童の権利に関する条約の4つの一般原則が明記されました。校則についても、その見直しや公開を行い、子どもの権利の実現・推進の視点から、生徒の意見表明や参画の取組が重視されています。これまでも、長野県高等学校長会生徒指導専門部において作成した「校則・生徒指導方針のあり方を検討するためのガイドライン」において、校則が人権に配慮されたものになっているか、公開はされているかの視点で点検、見直しをしていく必要があり、その見直しにあたっては生徒や保護者の意見を取り入れること等を示し、年度当初に各校へ配布しています。県教育委員会としましても、長野県校長会と連携し、上記趣旨を踏まえた取組を行うように今後も周知を行ってまいります。
5	計画全体	計画策定にあたり、子どもの参加や意見聴取の機会をきちんと設定した形跡があまりなく、不十分であると思う。子ども版教育委員会や模擬議会などで、子どもの意見聴取や参加のための制度を早期に創設すべきと考える。	計画(案)の作成にあたっては、学びの当事者である子どもたちから意見を伺うため、公募により参加者を募り、政策対話を実施したほか、県内の中学校、高等学校等へ訪問し生徒と意見交換を行ってまいりました。ご意見の趣旨を踏まえ、今後、事業の実施段階において、子どもの意見聴取や参加について検討してまいります。
6	計画全体	中学校では、以前より美術科や技術家庭科の教員の新規採用者が少なく、先行きが危ぶまれる状況であった。 定年後に再任用として働く教員は、フルタイムで給与がこれまでの半額となり、特別支援学級の担任も任せ、部活動も請け負い、「同一労働・同一賃金」の原則からは大きく外れた環境の中で仕事をしている。 何卒県におかれては、再任用や講師の教員に頼るのではなく、新規に正規の教職員を採用していただき、再任用や講師の職員はサポートに回れるよう取り計らっていただきたいと強く要望する。 第4次長野県教育振興基本計画を実現するためには、それだけの新しい予算と人材が必要である。予算の裏付けがなく、一般企業のように効率化ばかりを求めると現場はさらに疲弊し、今日世間を騒がせている保育園問題のような事が学校現場でも増えていくのは目に見えている。 学校現場は圧倒的に人が足りていないため、現場への人材投入をぜひとも早急をお願いする。	小中学校の教員確保に向けては、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえながら、年度別採用数平準化を考慮しつつ、新規採用教員数を一定数確保する取組を行っています。その際、各教科担当別にその人数を算出し、各教科を担当する教員が確保されるよう努めております。引き続き、教科ごとの教員数についても配慮しながら、教員確保に努めてまいります。また、県では、美術科など技能教科の免許外教科担任解消を図る加配を行い教育の充実に努めているところ。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。
7	計画全体	現行の第3次長野県教育振興基本計画の成果指標はどのように精査されたのか。	第3次長野県教育振興基本計画の45の成果指標については、令和4年度に実施した長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価において、目標達成に向けて順調に推移しているかどうかを評価しているところ。また、学識経験者や教育関係者にもご参加いただいた「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」等における、第3次長野県教育振興基本計画の成果指標の課題等についてのご意見も踏まえ、第4次長野県教育振興基本計画(案)に掲げる成果指標を選定しています。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
8	計画全体	パブリックコメントは県のホームページで広報されていたが、特に利害関係の大きいステークホルダーに対して、「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」での審議過程も含めて、積極的な意見聴取を働きかけたか。	ご意見募集の際には、計画(案)の検討経過を閲覧可能なホームページのURLをお示したうえで、市町村教育委員会、校長会、教職員組合、PTA連合会等の関係団体へ周知するとともに、ご意見の提出をお願いしております。
9	計画全体	計画の構成について、成果指標は第4次長野県教育振興基本計画(案)のどこに示されているのか。	ご意見募集時点では、計画(案)の18ページ「第3 成果指標」に、主な成果指標として例示しておりましたが、検討の結果、「第2 政策」の政策の柱ごとに成果指標を掲載することとしました。(14ページ以降に掲載)
10	計画全体	計画期間中、どのような社会経済的状況であっても、子どもの権利条約に定める子どもの人権について県の教育行政でも支えていく、ということをもっと全面に出していただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」に子どもの人権に関する記載を追記するとともに、「第3 今後の方向性」中、「2 誰一人取り残されない学びの提供」における「子どもの権利・安全の保障」の記載を、「児童の権利に関する条約やこども基本法の理念を大切に子どもの権利・安全の保障」と修正しました。 そして、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」の主な施策に、「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。
11	計画全体	「ウェルビーイング」という言葉の説明が、一般の方に理解しやすいと思えない。広く、子育て中の保護者、教育関係者に意見を求めるのであれば、どなたにも「わかりやすい言葉」を使っていたきたい。ほとんどの方が、ここから先を読解することを諦めてしまう。ウェルビーイングの説明は「個人にとって本質的な価値を生かせる状態、その人にとって究極的に心地よい成長を望み、自己実現と共に、周囲の人との良好な状態も含めた環境であることを表す。」と簡潔にしてはどうか。 また「インクルーシブ」も同様に、「だれかを差別・排除することのないお互いの多様性を尊重する包括的な教育環境。」でよいのではないか。 VUCA、グローバル化、デジタル化、サプライチェーンという言葉が、「我が子」の教育を考えていくときに必要な言葉とは全く感じられない。これらの英語カタカナ表記の言葉を使わなければいけない必要性を全く感じない。	解説が必要と思われる用語については、印(*)を付した上で、巻末に用語解説を掲載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、一部のカタカナ表記、英語表記については、日本語への置き換えまたは日本語表記の併記を行いました。 (例：IOT⇒IOT(モノのインターネット)、AI⇒AI(人工知能))
12	計画全体	全体の文書内容は「必要とされるだろうことを網羅」することに終始されているように感じられた。今までの同年齢、同一教育の形では子どもの生きる社会のシステムに合わなくなったから新しく、構築し直すというとても大きな意義のある内容だけに、これをパブリックコメントという形だけではなく、各学校で先生も含めた公聴会を開いていくという取組にできなかったのは何故なのかと感じた。 達成するための時間的な目標、現在の第3次長野県教育振興基本計画の達成率も何もない。絵に描いただけで終わってしまうことは目に見えている。 まず、具体的に必要とされている子どもたちの環境改善、教職の環境改善、の優先順位が先である。	ご意見のとおり、計画に記載した内容をどう実行していくかが重要であると考えております。 計画(案)において政策の柱に位置付けて展開する各施策については、各年度の状況も踏まえて、毎年度の予算編成とあわせて具体的な取組内容を検討していくほか、政策の進捗状況については、毎年度評価を行い、その結果を公表する予定です。 なお、第3次長野県教育振興基本計画に掲げた成果指標の達成状況は、令和4年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」報告書の中で評価し、長野県教育委員会のホームページにより公表しているところです。 ご意見を踏まえ、具体的な施策を着実に推進できるように努めてまいります。
13	計画全体	東京武蔵野市のサポーター制度や、東京都が施行し始めた特別非常勤講師の候補者名簿に係る登載希望の募集(小学校において体育の授業を行う意欲のある方(教員免許を有しない方)を募集)、こういった取組を、長野県でも早く取り込んでいただきたい。 現場の先生の負担を軽減することが、まず第一ではないか。 また、教育の在り方についても、現場の先生、教頭、校長が県の教育委員会と頻りにやり取りをしていただきたい。	いただいたご意見については、今後、事業の実施段階において検討してまいります。
14	計画全体	聞き慣れないカタカナの用語が多くあり、注釈を読みながら文章の意味をとらえなければならないところが、読んでいて疲れてしまう。馴染みのある日本語等に置き換えられるものは置き換え、誰にでも分かるような表現にしていきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、一部のカタカナ表記、英語表記については、日本語への置き換えまたは日本語表記の併記を行いました。 (例：IOT⇒IOT(モノのインターネット)、AI⇒AI(人工知能))
15	計画全体	提示された計画案には参照した書籍やウェブサイト、作成過程の論点などが示されていないが、県の総合計画の個別計画と位置付けられているので、学校教育だけではなく社会全体の教育を示すと考えられる。 さらに、学びは学校だけではないし、通学している生徒についても学校以外でも学ぶ機会が多い。 従って、市民全体に対する教育を基本的な位置づけとし、県と市町村が運営に関係する学校についても記すことによってそれ以外の学校に波及することを目指すとするべきである。当然ながら外国人(外国籍、多重国籍、無国籍)も含める。	ご意見のとおり、本計画(案)は学校教育に限らず、学校外の多様な学びの場の充実や、生涯を通じた学びの環境づくり、文化・スポーツの振興なども含め、教育全般の方向性を示すものとして作成しております。 また、計画(案)に示す内容は、国籍等による差異を設けているわけではなく、すべての県民を対象として記載しております。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
16	計画全体	<p>社会教育と学校教育については、北欧を参考にさせていただきたい。</p> <p>教育に社会教育が含まれるとは、社会の一部として学校教育があるということである。学校の教科の個々の内容は忘れても学び方が身につけていけば社会に出ても様々な場面で学ぶことができる。特に北欧ではこの傾向が強く、自然の中で遊んだり若い人への政治教育が盛んなのも、知識の切り売りではない教育を目指しているからである。OECD(経済協力開発機構)が目指している「調べる、考える、議論する」を重視し、生徒を比較するのではなく、能力を伸ばす、活かすことに重点を置いている。PISA(OECD生徒の学習到達度調査)の順位は目標ではなく結果に過ぎない。少人数教育だが、教師が奴隷的過重労働になることはない。多様性という点でも北欧は参考になる。北欧4か国(アイスランドを含める場合もある)は相違を意識しながら互いに共通点を増やしている。先住民族サーミはノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアに住んでいて、各国の政策は少しずつ異なる。フィンランドには、先祖から住んでいるがスウェーデン語しか話せない人たちがいる。難民の受け入れも多い。このような多様性のある社会では「当たり前」は通用しない。根拠を示して説明しなければならないし、黙っていれば無視される。意見の相違があるのは当然であるが、それは敵対を意味しない。このような状況なので能動的に学ぶ必要が生まれ、何が重要なかを自分で判断しなければならない。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、事業の実施段階において参考にさせていただきます。</p>
17	計画全体	<p>子どものための哲学(p4c: philosophy for children)については日本では広まっていないこともあって本案では触れていないが、検討し、可能であれば試行すべきである。</p>	<p>学校における総合的な学習の時間等において、変化の激しい社会に対応すべく、子どもの探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見出し、情報収集や分析を行い、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指しており、まさに「子どものための哲学」で言われている「探究」を実践しております。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、今後も探究的な学習を重視してまいります。</p>
18	計画全体	<p>法体系では、憲法、条約、法律、政令、省令、通達の順だが、法律が条約を満たしていなかったり無かったりする。法律や通達が条約に反することもあるので、教育に直接関係する行政部署は条約を理解しておかねばならない。条約審査の勧告も見ることがある。国連の人権条約で特に関係するのが、社会権規約、子供の権利条約、障害者権利条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約である。特に子供の権利条約は条文中で大人にも子供にも広く知らせるように求めているので、子どものことに関係する人たちはよく知っておかねばならない。勧告では、子どもにとっての最善になるようにする、意見表明の権利を認め、意見を尊重する、少数の人たちの教育の権利を保障する(母国語教育を含む)、が指摘された。障害者権利条約では、インクルーシブ教育の推進が求められた。本計画案のインクルーシブ教育とは異なる。教師についてはILO(国際労働機関)条約が重要である。国連人権理事会のUPR(普遍的定期的審査)でも教育に関して勧告されている。朝鮮学校への差別については繰り返し勧告されている。日本政府は勧告を無視することが多いが、各国での人権侵害を助長することになるし、結果として外国在住の日本人の権利も脅かすことになる。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、子どもの権利を含めすべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、研修会の実施等により、地域における人権教育リーダーの育成、教員の資質向上、児童生徒の人権意識の高揚を図るなど、各種取組を通じて人権教育を推進してまいります。</p> <p>具体的には、学校現場では、子どもたちが人権3法、児童の権利に関する条約、アイヌ民族支援法、SDGs、LGBTQ等の個別の人権課題について学習することの必要性が高まってきていることから、人権教育副読本「あけぼの」等を活用し、それらの人権課題について、社会科、特別の教科道徳、学級活動、総合的な学習の時間等のねらいに迫る学びをする中で、子どもたちの学びの姿を人権教育の視点で捉え、教師が意味づけしていくことを大事にしています。子どもたちが自他の人権を尊重していくことを捉えていくことができるような学習活動を行ってまいります。</p>
19	計画全体	<p>日本はOECD(経済協力開発機構)の中で教育に対する公費負担が少ない。つまり教育にお金がかかることが結婚や出産を躊躇させ、少子化の一因となっている。日本では寺小屋による個別指導から学校による一斉授業に変わった。同質の教育とそこから選別は、戦前の軍国主義、戦後の経済成長を推進させたが、社会が多様な人を求めるようになると、教育コースの固定、新卒の一斉採用、社会人から学校に戻ることに難しい、という日本の現状は対応できなくなった。それが冒頭に挙げられている「VUCA(変動性・不確実性・複雑性・曖昧性)の時代」であり、解決方法は現在の逆を行うことである。</p> <p>①教育の経済負担軽減、②少人数教育、多様な能力の重視、③順序付けより理解度向上、④学校制度の多様化、⑤社会人から学生への転入の奨励、⑥慣例的行事や組織の廃止・縮小、⑦柔軟な採用。国の制度を変えなければならないものもあるが自治体独自で可能なことも多いので、長野県全体として検討すべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、事業の実施段階において参考にさせていただきます。</p>
20	計画全体	<p>学校がなくなることは地域の消滅につながる。これは根羽村が手本にしているドイツ南端の小さな村でも明らかである。国内でも地域を挙げて高校を守っている所がある。</p> <p>過疎地が多い長野県では、これらの事例を参考にし、ネットを活用して統廃合を減らすべきである。統廃合には子どもたちの意見が欠かせない。学校が無くなったり通学できないようになれば若い人が居住地として選ばなくなるので地域は遠からず消滅するという認識が重要である。</p>	<p>県教育委員会では、集団で学び合える環境の保障や、人口減少社会を強みに転換し、地域に根ざした魅力ある学校づくりの推進に当たって、小学校、中学校の学校統合に限らず、小中一貫教育や、学校間の連携等の取組も含めて、地域の実情等に応じた選択ができるよう支援しているところです。引き続き、市町村教育委員会とも連携しながら、少子・人口減少社会に対応した児童生徒にとって望ましい学校環境の整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、高校再編については、少子化が進む中で、都市部においては小規模校分立の状況を回避し、中山間地においては学びの場の保障を考慮しつつ、普通高校・専門高校の適切な配置を行い、これからの子どもたちのために、新しい時代にふさわしい新しい学校づくりを行ってまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
21	計画全体	<p>一般的にICTを使いこなすことが教育の目的であるような印象がある。使うための個別の努力はなされるべきであるが、使えない場合のサポートがないとデジタルデバイドが拡大するばかりである。</p> <p>この「使えない」とは、家庭での通信環境がない、その費用がない、視覚障がいのため画面表示が見えない、ソフトウェア・ハードウェアの基本的使用法やトラブル発生時の対処法が実行できない等、個別の事情で発生し、また、個別の努力のみで解消するものは少ないと思われる。</p> <p>「誰も取り残さない」というインクルーシブな社会理念の実現を強調し、ICT活用はそのための手段であって、それが使えないとしても「排除」の対象としない、何らかのサポート体制を整備することを明文化していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は県教育委員会としても重要であると認識しており、計画(案)「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱3「生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる」の主な施策に「社会教育施設におけるデジタル基盤の整備やデジタルデバイド(情報格差)解消に向けた取組を促進することにより、誰もがICT(情報通信技術)を活用した学びの機会を得られる環境を充実」を掲げています。図書館や公民館など誰もが使える社会教育施設において、ICTリテラシーを身に付ける学習機会の充実を検討するほか、デジタル技術を活用した利用しやすいの向上に取り組むなど、社会的包摂が実現される社会に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、学校においても、ICTの活用について支援するICT支援員の配置や、経済的理由によりタブレット端末が購入できない世帯の生徒に対する端末の貸出などにより、教員や生徒に対する支援をしてまいります。</p>
22	計画全体	<p>今回の計画(案)について、パブリックコメント前に県内で説明会などはあったのか。「教育」という大切な計画を立てるにあたって、現場の教職員、保護者、子どもたちからどれだけ声を聴いたのか知りたい。計画ができてから「こういう計画ができたから、あとは現場でよろしく」という姿勢では、とても現在の困難な状況が変わっていくとは思えない。考えを教えていただきたい。</p>	<p>計画(案)の作成にあたっては、学びの当事者である子どもたちから意見を伺うため、公募により参加者を募り、政策対話を実施したほか、県内の中学校、高等学校等へ訪問し生徒や教職員と意見交換を行いました。</p> <p>また、学校関係者やPTA団体の方にも「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」に参加いただき、ご意見を踏まえて本計画(案)を取りまとめました。</p>
23	計画全体	<p>今回の計画を立てるにあたって、「憲法」「子どもの権利条約」など他にも様々な条約・法律があるが、それらはどの程度参考にしていたのか知りたい。</p>	<p>第3次長野県教育振興基本計画中の主な法制度改正を中心に参考とするとともに、こども家庭庁やデジタル庁の創設に伴った教育に係る新たな審議状況等を参考にいたしました。</p>
24	第1編 計画策定の基本的な考え方 第2 計画の性格	<p>本計画は県政という一つのパッケージの一部と理解している。第1編、第2で、次期長野県総合5か年計画との関連性、教育分野で特化している要素があれば触れていただきたい。</p>	<p>本計画(案)は、しあわせ信州創造プラン3.0(長野県総合5か年計画)に対応する教育分野の個別計画としての性格を有していることから、基本的な方向性や施策は同じ内容となりますが、本計画(案)はしあわせ信州創造プラン3.0の基本目標とは別に「個人と社会のウェルビーイングの実現」を目指す姿として掲げ、それを実現するための教育政策の方向性や、主な施策、政策を評価するための成果指標を記載しているところです。</p>
25	第1編 計画策定の基本的な考え方 第4 計画の実効性の確保	<p>第4次長野県教育振興基本計画実施プランについて、毎年度更新する仕組みは良いと思う。その際にパブリックコメントの仕組みを入れていただきたい。更新目的を明確にし、その一つに、「変化に対応して教育の質を維持・改善すること」を明記していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、本計画(案)の周知方法等とともに検討させていただきます。</p>
26	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	<p>「2 多様性の時代」の表記について、記載内容が現象をデータで示しているため、内容としては「多様性の時代」というよりは、「多様化の時代」となっていると思う。もし「多様性の時代」とするのであれば、こうした現象にどのように向き合っていくべきか、末尾にでも一文記載されてはいかがか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢」の記載を、「多様化の時代」に修正しました。</p>
27	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	<p>長野県教育を取り巻く状況等について、グローバルな視点からローカルな分析をされているが、長野県に特有の変化はないか。例えば、長野県として移住を促進するなかで、子育て世代の増加、多様な働き方の大人が地域社会の構成員に増えている、というようなことは考慮に入れなくてもよいのか。</p>	<p>長野県の特有の変化は、主だった現状を記載しておりますが、ご指摘いただいた子育て世代の増加や多様な働き方等についても考慮した上で、政策の柱として「生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる」をお示ししております。</p>
28	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	<p>少子化について整理されているが、教育を受ける子どもの側からみるとどのような状況になっているのかの分析が欲しい。(データがあれば、公立小中学校の1クラスあたりの人数、小学校の地域での配置状況、長野県の子ども1人あたりの教育予算の推移、など)子どもの学習環境、コミュニティがどのように変化しているのかを踏まえる必要があると思う。</p>	<p>公立小中学校における1学級当たりの児童生徒数や子ども1人あたりの学校教育費については、自治体や学校の規模等により様々ですが、過去5年間における直近値等は以下のとおりです。 (学校基本調査により算出した公立小中学校における1学級当たり本県の平均値) 【令和4年度】小学校:20.6人、中学校:23.3人、高校(全日制):37.7人、特別支援学校:3.5人、【平成30年度】小学校:21.4人、中学校:24.3人、高校(全日制):38.4人、特別支援学校:3.3人。 (地方教育費調査による児童生徒1人あたりの学校教育費の本県の平均値) 【令和2年度会計】小学校:1,098千円、中学校:1,306千円、高等学校:1,257千円、特別支援学校:7,321千円、【平成28年度会計】小学校:957千円、中学校:1,281千円、高等学校(全日制):1,144千円、特別支援学校:7,163千円。 ご意見のような分析は重要と認識しており、引き続き、これらの分析結果を踏まえ、事業を検討してまいります。</p>
29	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	<p>「2 多様性の時代」について、「社会の多様化が進む中、発達障がいや不登校などきめ細かな支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり」と記述があるが、「余計な面倒が増えた」と認識されるリスクがある。「児童生徒が本来備えている多様な特性に対して環境対応するための知見が進んできたが、実践するためのリソースが不足し、社会の多様化が停滞している」と捉えるべきではないか。</p>	<p>ご指摘のような誤解が生まれないように、障がいに対する合理的配慮の必要性や不登校は問題行動ではないということについて、引き続き、様々な取組を通じて県民の皆様への周知に努めてまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
30	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	少子化により学校が減少しています、とあたかも自然減のような記述であるが、県教委の施策で統廃合を進めた結果である。高校数について記述がないのは意図的に除いたのか。少人数学級を実施することで校数の減少は避けられたはずである。	県教育委員会では、少子・人口減少社会に対応した児童生徒にとって望ましい学校環境を実現するため、「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」を平成26年度に策定しています。 この方針に基づき、集団で学び合える環境の保障や、人口減少社会を強みに転換し、地域に根差した魅力ある学校づくりの推進に当たって、学校統合に限らず、小中一貫教育や、学校間の連携等の取組も含めて、地域の実情等に応じた選択ができるよう支援しているところです。 引き続き、市町村教育委員会とも連携しながら、少子・人口減少社会に対応した児童生徒にとって望ましい学校環境の整備に向けて取り組んでまいります。 また、小学校の減少が多い傾向を示した記載となっておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢」に高校数を記載しました。
31	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	児童生徒数の推移には高校も入っているのに、学校数の変化について高校の記述がない。意図的に外したものなのか。	小学校の減少が多い傾向を示した記載となっておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢」に高校数を記載しました。
32	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	高校の教員数の記載は、教諭、会計年度任用職員、非常勤講師、再任用など記述をすべき。正規の教員数を明示すべきである。	正規、非正規に限らず小中学校、高校ともに教員数が減少している傾向をお示しするため、全体の教員数を記載しています。
33	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	「第1 社会背景・情勢」は全体的にあまりにもカタカナでの表記、英字による表記が多くてとまどう。用語解説もあるが、そのたびに用語解説を読んで、それが全体の文脈にどうつながるか、正直わかりにくい。日本語でできるだけ説明した方がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、一部のカタカナ表記、英語表記については、日本語への置き換えまたは日本語表記の併記を行いました。 (例：IOT⇒IOT(モノのインターネット)、AI⇒AI(人工知能))
34	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢	発達障がい、不登校、就学援助、少子高齢化(児童生徒数)、教員数などの現状について、これらの現状をどう受けとめているのか、なぜこのような状況になっているのかの分析は、どこでされているのか、そして、その分析結果はどこに示されているのか知りたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢 2 多様化の時代」に発達障がい、不登校児童生徒、就学援助の現状に関する分析について記載を追記しました。詳細については、発達障がいに関する実態調査、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、就学援助実施状況等調査の結果を、文部科学省又は県教育委員会のホームページで確認することができます。 また、児童生徒数や教員数の現状等については、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢 3 人口減少・少子高齢化時代」に記載しており、詳細については、文部科学省又は県のホームページで公表している学校基本調査の結果で確認することができます。 なお、少子化の進行に伴う児童生徒数や教員数の減少の中であっても、活力ある学校を将来にわたって維持していくことが必要と考えています。県では、「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」を平成26年度に策定し、市町村教育委員会とともに少子・人口減少社会に対応した児童生徒にとって望ましい学校環境の整備に向けて取り組んでいるところです。
35	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「個々に最適な学びを提供することにより」の「提供」という文言だと、教師が子どもに与えるというニュアンスが感じられる。個々に最適な学びを「保障する」や「環境を整える」等、子どもと共に個別最適な学びを実現するような文言がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を、「個々に最適な学びの環境を整備することにより」に修正しました。
36	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「これまでの知識技能の詰め込みに偏重した教育」の「詰め込み」という文言が気になる。現場は詰め込もうというよりは必要なことを習得できるように指導しようとしていると思うので、「これまでの知識技能の習得に偏重した教育」という表現の方がしっくりする。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「これまでの知識やスキルの習得に偏重した教育」に修正しました。
37	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「先行き不透明で予測が困難な未来に向け、自らの力で新しい価値や時代を創造する資質能力」の「自らの力で」の記載は、文章の該当部分だけを読むと、困難を抱えきめ細やかな支援を必要とする子どもたちに「冷たい」印象を与えてしまう可能性があるのではないか。「自らの力」を削除してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を、「先行き不透明で予測が困難な未来に向け、新しい価値や時代を創造する資質能力」に修正しました。
38	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「ICT機器等の効果的な活用や、教員の指導力・資質の向上が求められています」という記述があるが、順番が逆ではないか。 学びのリソースを教員とICTに限定する必要はなく、社会のあらゆるメンバーが次世代を受け入れていく(大人はそのためのリスクリングを行う)、というビジョンが欲しい。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「ICT(情報通信技術)機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています」に修正しました。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
39	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「教育以外の様々な分野・機能を担っている学校の対応が追いつかない状況」について、子どもの数が減っている状況でなぜそうしたことが起きるのか、分析されているのか。	学校徴収金の徴収・管理や地域ボランティアとの連絡調整等の基本的には学校以外が担うべき業務も含めて、学校や教員が幅広く業務を担ってきたことなどから、長時間勤務化し、教員の本来業務に十分に注力できない状況があります。 また、学校関係者にもご参加いただいた「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」において、学校現場においては新型コロナウイルス感染症などへの対応により、教職員が子どもの学びに寄り添うことが困難になっているとのこと意見をいただいております、教員の負担過多等が背景にあると分析しています。
40	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「教員の働き方改革の一層の推進」とあるが、ICTの導入により現場の多忙感は以前より増している。県や市のICT支援員の配置拡充を含めた教職員の拡充についても触れて欲しい。	国では、ICT機器の準備や操作支援などの日常的な教員のICT活用支援を行うICT支援員の配置に必要な経費について、市町村に対して地方財政措置をしています。このことから、ICT支援員の配置については、各市町村において対応いただいているところですが、県教育委員会では、希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実や人材確保の支援を行うよう国に対して要望しており、引き続き、国に対して働きかけてまいります。 また、現在、県教育委員会では、平成28年度から市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業を、令和2年度から学びの改革実践校応援事業に係る教員配置を、それぞれICT教育分野も含めて行っています。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。
41	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	教員の負担過多の現状を改善する必要がある。しかし、そのために「ICTの活用等による業務の効率化や学びの最適化に加えて、これからの時代に即した学校・教員の役割の見直し」とあるが、果たしてそうだろうか。これまでも、業務の効率化は進められてきたが、それは負担軽減にはつながらなかった。効率化されて生まれた時間に新たなものが入れられて、却って忙しくなるということが繰り返されてきた。効率化で負担軽減という考え方ではなく、これまで加えられてきた本来やらなくてもいいことをなくして、元に戻すということが必要。 「学校・教員の役割を見直す」ことによって、子どもたちの教育に携わるといふ仕事の魅力が失われてしまうことを懸念する。学校・教員の役割の本質的な部分は、昔も今も、そしてこれからも変わることはないだろうし、変えてはいけない。	これまで、学校徴収金の徴収・管理や地域ボランティアとの連絡調整等の基本的には学校以外が担うべき業務も含めて、学校や教員が幅広く業務を担ってきたことなどから、長時間勤務化し、教員の本来業務に十分に注力できない状況となっていました。 こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、「学校における働き方改革推進のための基本方針」や「学校における働き方改革推進のための方策」を策定し、市町村教育委員会等とも連携しながら、教員が担う業務の明確化や分業化・協働化・効率化等に取り組むなど、業務の精選を進めています。また、教員業務支援員を配置し、学習プリントの印刷や提出物の確認等の業務を行い、教員の負担軽減を図っているところです。 引き続き、市町村教育委員会等とも連携しながら、教員本来の業務に注力できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。
42	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「ICT機器等の効果的な活用や、教員の指導力・資質の向上が求められています」とあるが、ICTの効果的な活用は、指導方法の一部であり、教員の指導力・資質向上と同列で示されるべきではないと考える。「ICT機器の効果的な活用等を含め」として欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「ICT（情報通信技術）機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています」に修正しました。
43	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	中山間地小規模校では、体験やコミュニケーション能力が低下する、という見解は間違っている。そのような固定観念から、保育園、学校の統廃合を行って来た経緯もあるかと思われる。削除を希望する。このような地域の特色を活かした学びを構築してこそ、信州やまほいくを発展させた素晴らしい、長野県独自の取組になるのではないかと。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載から「社会性やコミュニケーション能力の低下」の文言を削除しました。
44	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	VUCAの時代について、国の表現も同様だが、「気候変動」「ウクライナ侵攻」については、「見通せない」という他人事より、危機を阻止する努力をすべきという主体的ニュアンスを盛り込みたい。(例)危機が複合的に訪れており、変化が急激で先を見通すことが難しい…とも言われ、それらの危機を最大限食い止めるための努力が求められる時代となりました。	ご意見の趣旨については、計画(案)の6ページ「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の「1 予測困難な未来を生きる資質能力の必要性の高まり」に、「先行き不透明で予測が困難な未来に向け、新しい価値や時代を創造する資質能力が求められており、これまでの知識やスキルの習得に偏重した教育を見直す必要があります。」と記載しています。
45	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「これまでの同一教室で同年齢の子どもが、同一の内容・学習進度により学ぶことを前提とした画一的な教育を転換し、個々に最適な学びを提供することにより、多様な才能や能力を伸ばす教育を行うことが求められています。」の記載は、学校のシステム解体である。教育の目指す生徒の人格形成や学力形成が蔑ろにされる可能性が大きい。画一的な教育という言葉により教育システムの「柔軟化」を目指すような主張になっているが、科学的な根拠が皆無であり、公教育の解体へとつながる。現在までの学校教育の蓄積や社会的機能を全く無視した議論であり賛同できない。個々の最適な学びの定義が不明確であり、この言葉で教育の柔軟化と結びつけることはできない。	先行き不透明で予測が困難な未来に向け、置かれた状況や目の前の事象から、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育成することが必要と多くの有識者が述べており、そのためには、画一的な教育を転換し、個々に最適な学びを提供することが求められているところです。 これは学校システムの解体、学校教育の蓄積や社会的機能を無視した意図ではありませんが、ご意見を参考にし、今後子ども一人ひとりに寄り添った教育に取り組んでまいります。
46	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「社会の構造的な課題として認識」の記載は、教育課題による疲弊を社会の構造的な課題として原因を狭めていることは分析として不十分である。教育予算、教育行政の条件整備が決定的に不足していることに触れないことは現状を正確に認識していないことになる。	学校を子ども一人ひとりの多様性を重視した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する場に変革するため、人・場所等の教育資源の確保、再配分を行い、教育投資を充実していく必要があると考えております。計画(案)に掲げる政策を進めていく中で、効果的な教育投資を検討し、教育予算の確保に努めてまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
47	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「ICTの活用等による業務の効率化」の「業務の効率化」は現状追認であり、精選、厳選とすべきである。	「ICT（情報通信技術）の活用等による業務の効率化」は教員の負担軽減のための一つの手段と考えており、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱1「4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革」の各施策を通じて、教員が担う業務の明確化や分業化・協働化等に取り組むなど、業務の精選を進めてまいります。
48	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	教員の働き方改革のみでなく、教育行政が果たす役割を明記すべきである。教育予算増、教育条件整備、教職員定数増、少人数学級など全面的な教育施策の展開が必要であることを明記すべき。 教育内容についても、経済界の要求するグローバル人材の養成に重点がおかれ、その実現のための教育内容や教育方法に特化した施策が展開されている。この状況に対応させようと学校現場に対して教育施策が上意下達により指示されていることが、現場教職員の疲弊や生徒の困窮につながっている点を正確に見極めなければならない。 さらにこの視点での分析を実施できない教育行政の在り方が教職員の疲弊や精神的疾患、児童生徒の自殺、不登校の要因となっていることを自覚すべきである。	学校を子ども一人ひとりの多様性を重視した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する場に変革するため、人・場所等の教育資源の確保、再配分を行い、教育投資を充実していく必要があると考えております。計画(案)に掲げる政策を進めていく中で、効果的な教育投資を検討し、教育予算の確保や現場の課題を踏まえた教育行政の運営に努めてまいります。 なお、教員の働き方改革推進については、県において喫緊の課題と認識しており、県教育委員会では、「学校における働き方改革推進のための基本方針」や「学校における働き方改革推進のための方策」を策定し、教員の時間外勤務時間縮減に向けた取組を進めているところです。いただいたご意見や、現在、国においても少人数学級の効果検証を実施している状況も踏まえ、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱1「2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化」に、「小中学校において、現在の30人規模学級の更なる少人数化を検討し、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境を整備」を追記しました。 そして、県立学校においては、教職員の定数改善や少人数学級の推進について、引き続き国の動向を注視してまいります。
49	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「これまでの知識技能の詰め込みに偏重した教育」は「知識技能の詰め込み、競争、序列化、内心や価値観の画一化と数値評価に偏重した教育」に訂正すべき。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見も踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「これまでの知識やスキルの習得に偏重した教育」に修正しました。
50	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「ICT機器等の効果的な活用や、教員の指導力・資質の向上が求められています。」の記載は、ICT機器等の効果的な活用と教員の指導力・資質向上の順番が逆である。またICT機器等の活用といった狭い教育方法が絶対であるかのように記述されることは、教育に関する狭隘な視点に拘泥されることになり、全体を広い視点で見ることができなくなる。ICT機器等の記述は削除すべきである。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「ICT（情報通信技術）機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています」に修正しました。
51	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「民間等の様々な主体と一層の連携強化を図る」の記載は、公教育の責務の確認をすることが必要である。経済効率を優先した民間への公教育からの機能等のアウトソーシング、移転は避けるべきである。公教育の社会的な機能放棄は、生徒保護者など県民に対する経済的自己責任論に導くことになる。新自由主義的な施策を公教育に持ち込むことは厳に慎むべきである。	「民間等の様々な主体と一層の連携強化を図る」は、教育以外の様々な分野・機能を担っている学校や教職員が担う業務の明確化・適正化を図り、その負担を軽減するとともに、地域の様々な資源や企業等の専門的な技術・知見も活用しながら、児童生徒の教育を行うことを想定した記載となっています。
52	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	学校以外を居場所とする子どもの学びの場の記載について、公教育における学びの場を確保すること、そのための教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど人的、物的な教育条件整備の拡充を明記すべきである。	計画(案)では、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の16ページ以降に、「多様な学びの場・機会の充実」、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの体制充実を検討」などと記載しているところです。 学校を子ども一人ひとりの多様性を重視した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する場に変革するため、人・場所等の教育資源の確保、再配分を行い、教育投資を充実していく必要があると考えております。計画(案)に掲げる施策を進めていく中で、効果的な教育投資を検討し、教育予算の確保に努めてまいります。
53	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「学びを保障する仕組づくり」の記載は、「学びを保障する公的責任、教育財政に裏打ちされた仕組みづくり」と加筆すべき。	ご意見の趣旨は、「第3編 これからの長野県教育のあり方」の記載内容に含まれると考えております。
54	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「社会性やコミュニケーション能力の低下等の影響」の記載について、学術的な調査によるデータは存在するのかわずかな事例を基に推測で記述されているのではないかと根拠を明示すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載から「社会性やコミュニケーション能力の低下」の文言を削除しました。
55	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により～」の記載について、地域の人とのつながりの希薄化の原因を、人口減少と新型コロナウイルス等とする根拠はあるのか。短絡的すぎるのではないかと。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載から「人口減少に加え」の文言を削除しました。 一方で、「『今住んでいる地域の行事に参加している』と答える児童生徒（小6、中3）の割合」は、平成30年度から令和3年度にかけて減少を続けており、新型コロナウイルス感染症等を理由に地域行事が中止されたということも要因の一つと分析していることから、このような記載としております。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
56	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「教員の働き方改革の一層の推進が急務」について、ICT支援員等の配置拡充を含めた、教職員の増員の必要性について触れるべきではないか。	国では、ICT機器の準備や操作支援などの日常的な教員のICT活用支援を行うICT支援員の配置に必要な経費について、市町村に対して地方財政措置をしています。このことから、ICT支援員の配置については、各市町村において対応いただいているところですが、県教育委員会では、希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実や人材確保の支援を行うよう国に対して要望しており、引き続き、国に対して働きかけてまいります。 また、現在、県教育委員会では、平成28年度から市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業を、令和2年度から学びの改革実践校応援事業に係る教員配置を、それぞれICT教育分野も含めて行っています。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。 なお、県立学校におけるICT支援員や教員の配置充実については、今後、事業実施段階において検討してまいります。
57	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「ICT機器等の効果的な活用や、教員の指導力・資質向上が求められています」について、ICTの効果的な活用は、指導方法の一部であり、教員の指導力・資質向上と同列で示されるべきではないと考える。「ICT機器の効果的な活用等を含め」として欲しい。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載を「ICT(情報通信技術)機器の効果的な活用等を含め、教員の指導力・資質の向上が求められています」に修正しました。
58	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	児童生徒が少ないことなどから、社会性やコミュニケーション能力が低下となる根拠は何か。現状は「集団」の中にあるながらも「孤立」に陥り、結果、「いじめ」「不登校」「引きこもり」へとつながっているのではないか。 そもそも、「中山間地」のような限定的な語句が公的書面にあることで、該当者に対する社会的な偏見・差別を生むきっかけになりかねない。 「中山間地域等の…社会性やコミュニケーション能力の低下等の影響も懸念されます。」の箇所は削除していただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載から「社会性やコミュニケーション能力の低下」の文言を削除しました。
59	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「3 人口減少下における学びの場や質の維持」について、各自治体の財政状況により様々なことが制限され、県内でも格差が出る懸念がある。人口減少により、著しく過疎が目立つ自治体については、県が補助をしないと「子どもたちが住んでいる地域で学べる」環境がなくなるという懸念がある。市町村に学校がなくなった場合、過疎状態はますます加速する。人材不足があるならばオンラインで他市町村の子どもたちと関われる授業を積極的に取り入れるなどで、子どもの学ぶ場所を統廃合により減らすのではなく、選択できる場を維持し続けることが重要だと思う。 少人数でもメリットがあると思うが資料ではデメリットのように書かれていることも気になった。 そのためには教員確保のため、学校維持のため、子どもたちの学びの保障のために県で子ども・学校・フリースクールなどの第三の居場所への教育予算をしっかりとつけていただくことが必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、「3 人口減少下における学びの場や質の維持」の記載を修正しました。 県教育委員会では、集団で学び合える環境の保障や、人口減少社会を強みに転換し、地域に根差した魅力ある学校づくりの推進に当たって、小学校、中学校の学校統合に限らず、小中一貫教育や、学校間の連携等の取組も含めて、地域の実情等に応じた選択ができるよう支援しているところです。引き続き、市町村教育委員会とも連携しながら、少子・人口減少社会に対応した児童生徒にとって望ましい学校環境の整備に向けて取り組んでまいります。 また、高校再編については、少子化が進む中で、都市部においては小規模校分立の状況を回避し、中山間地においては学びの場の保障を考慮しつつ、普通高校・専門高校の適切な配置を行い、これからの子どもたちのために、新しい時代にふさわしい新しい学校づくりを行ってまいります。 なお、不登校児童生徒の多様な学びの選択肢を確保するため、学校以外の学びの場(フリースクール等)の充実も重要と認識しており、県では、令和5年度に、一定の基準を満たすフリースクールの認証制度の構築、今後の公的支援の在り方について検討を進めてまいります。
60	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「多様な才能や能力を伸ばす教育」について、教育の本来の目的は「人格の完成」にあって、その子の持つ一部の才能や能力に伸ばすことに絞っていいのか疑問である。	先行き不透明で予測が困難な未来に向け、置かれた状況や目の前の事象から、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育成することが必要と考えており、そのためには、画一的な教育を転換し、個々に最適な学びを提供することが求められているところです。 ご意見の趣旨も踏まえ、子ども一人ひとりに寄り添った教育を実施してまいります。
61	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「教育課題に日々対応する学校現場の疲弊は、社会の構造的な課題として認識されつつあります」と言っている場合ではないほどに厳しい状況だと思う。県にその認識はないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の「社会の構造的な課題として認識されつつあります」の記載を「社会の構造的な課題として認識されています」に修正しました。
62	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「自らの力で新しい価値や時代を創造する資質能力」について、これを考えた時、私たちは教育の原点となる「日本国憲法」に立ち返って見たらどうか。「前文」を読めば、今の学校教育に求められるものが示されている。	いただいたご意見については、事業の実施段階において参考とさせていただきます。
63	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「必要です」、「求められています」といった文末に全てがなっている。「なぜ必要なのか」「なぜ求められているのか」について県が考える理由をもっと丁寧に知りたい。	計画(案)の2ページから6ページに記載している「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第1 社会背景・情勢」を踏まえて、「第2 現状と課題」を記載しているところです。
64	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題	「中山間地域等の小規模な学校においては、～社会性やコミュニケーション能力の低下等の影響も懸念されます。」の記載は本当にそうなのか。県内でそのような実態があるのか。誰が調べているのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第2 現状と課題」の記載から「社会性やコミュニケーション能力の低下」の文言を削除しました。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
65	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実により」の記載は、教育政策を方向づける理念としては薄弱ではないか。社会の構造的な問題に原因があるとの分析があり、学び方の方法に矮小化することに疑問を感じざるを得ない。民主的な社会構築や人権思想など、憲法や子どもの権利条約をはじめとした恒久的な理念を基本的理念とし政策を推進すべきである。	県教育委員会といたしましては、すべての児童生徒、教職員が共に自分にとって居心地のよい活気に満ちた学校をつくり、その中で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に推進され、自ら問を立て、主体的に課題解決に向かう力が育まれるよう、探究を核とした学びを推進してまいりたいと考えております。 なお、ご意見募集時に「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」に記載していた「『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実により」の記載は、その後の検討により削除しました。
66	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「学校を分野・機能ごとに多層構造・役割分担化」の文意がわかりにくいと、「学校が果たしてきた多様な機能を(分野ごとに)役割分担化」などと修正を検討されたらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」の記載を、「学校が果たしてきた多様な機能を役割分担」に修正しました。
67	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「1 探究的な学びによる新しい価値や時代を創造する資質能力の育成」について、探究的な学びに「パートナーシップ」という観点を追加してもらいたい。個別最適化はこれまでの一律の教育に対する反省としては有効と評価するが、本計画をこの先5年間にわたる内容とするためには、個別最適化からさらに一歩踏み込んでいただき、仲間をつくって共に生きる力をつけていく、そのための資質能力の育成も視野に入れてもらいたい。それは決して、これまでの一律の教育と同じことではないと思う。	「個別最適な学び」や「協働的な学び」の一体的な充実が探究的な学びの充実であることから、「協働的な学び」の充実に力を入れ、仲間と共につくる探究的な学びを大切にまいります。
68	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「デジタルの力も最大限活用した個別最適な学習環境の創出」とあるが、具体的にどのような学習風景、その結果あらわれる未来の長野県をイメージされているのか。DX、ICTのキーワードは既に全庁的には知っている施策と推察するため、教育分野ではその有効性をしっかり検証し、改善していくフェーズとして位置付けていただきたい。	デジタルの力の活用は、個別最適な学びや情報保障、さらには日常生活での利活用等といった観点で重要であり、学ぶ地域の状況や子どもの特性を踏まえ、全ての子どもが自ら主体的に学ぶことができるよう、デジタルの力も活用し、個別最適な学習環境を創ってまいりたいと考えております。
69	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「2 誰一人取り残されない学びの提供」では、子どもの権利を明文化し、全面に出していただきたい。条約や法律も整備されているので、コンプライアンスの観点から県政で子どもの人権をどのように引き受けるのか示すところかと思う。できれば、子どもが自己決定していく権利を認め、またより良い自己決定のためのトレーニングを提供するということを表してもらいたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」中、「2 誰一人取り残されない学びの提供」における「子どもの権利・安全の保障」の記載を、「児童の権利に関する条約やこども基本法の理念を大切に子どもの権利・安全の保障」と修正しました。 そして、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第2 政策」の政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」の主な施策に、「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。 また、「自己決定のためのトレーニングの提供」といった観点では、学校における総合的な学習の時間において、変化の激しい社会に対応すべく、子どもの探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見出し、情報収集や分析を行い、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するといった探究的な学習を重視してまいります。
70	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「2 誰一人取り残されない学びの提供」は、教育サービスを提供する側の柱となっている。例えば教育委員会と学校経営のオープンデータ化、コミュニケーションの機会創出、利用者(子ども)からの学校評価のしくみなど、経営のしくみの改善や外部評価についても入れていただきたい。	県教育委員会では、児童生徒や保護者が「学校づくり」により一層参画し、「開かれた学校」「風通しのよい学校」への取組がさらに推進されることを目指して、自由に意見表明できる匿名性を担保した授業評価と学校評価を平成26年度から実施しているところです。 また、現在、学校の運営状況を把握し、今後の教育施策の参考とするため、学校経営概要を取りまとめており、県教育委員会のホームページにおいて公表しているところです。その中で、「学校へ行くのが、とても、あるいは概ね楽しい」や「授業が、とても、あるいは概ね、分かる」といった児童生徒の評価や、「お子さんはとても、あるいは概ね、喜んで学校へ行っている」や「お子さんはとても、あるいは概ね、授業が分かりやすいと感じている」といった保護者の評価、その他関係者による学校評価、学校評議員会の実施状況等について掲載しております。
71	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	県と市町村で主管が異なることから、「垣根」があるように感じる。県教育委員会と市町村教育委員会で同じ課題を共有できるように連携を強化していただき、「県としてそこはタッチできないから」という障壁を少なくすることを含めてもらいたい。	市町村教育委員会との懇談会や、年に複数回・定期的実施している市町村教育委員会や各小中学校長との連絡会において、現場で抱えている様々な教育課題についてヒアリングを実施する等、県教育委員会でも現場の課題の把握に努めているほか、その都度、県教育委員会から、新たに生じた教育課題について共有する等、連携強化に努めているところです。 引き続き、県教育委員会と市町村教育委員会で教育課題を共有できるよう連携強化に努めてまいります。
72	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「探究」「探究的な学び」「探究し続ける力」「探究心」と「探究」の言葉を言い回し乱発している印象を受ける。さらに、「新しい価値や時代を創造する資質能力」という聞き慣れない新語も登場している。それは、県教委としての教育理念がまだ十分にかみ砕かれ、こなれていないからだと思う。教育用語として公に使うときは裏付けとなる理念を構築し、言葉を慎重に選び、だれにも伝わるように吟味し、整理して欲しい。教育現場は混乱する。	計画(案)の「第3編 これからの長野県教育のあり方」の10ページに「探究」「探究県とは」と考え方を記載させていただいているところですが、現場への混乱を招かないよう、今後、より分かりやすい周知の方法を検討してまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
73	第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性	「新しい価値や時代を創造する」の記載について、現状分析ではウクライナ侵略、人権、平和、格差社会、児童生徒の命を挙げているにもかかわらず、憲法、子どもの権利条約の理念、主権者としての成長を求める教育について一言も触れていない。現状に対する教育施策の方向性を見誤るものになっているのではないか。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見を踏まえ、「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」中、「2 誰一人取り残されない学びの提供」における「子どもの権利・安全の保障」の記載を、「児童の権利に関する条約やこども基本法の理念を大切にされた子どもの権利・安全の保障」と修正しました。 また、主権者教育の目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むことにあります。 主体性の育成については、「総合的な学習(探究)の時間」や、各教科等で行われている「探究的な学び」を通じて育まれており、「探究的な学び」については本計画においても各所で位置付けているところです。
74	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	より具体的にウェルビーイングを記載したほうが良い。 例えば、教室のウェルビーイング(安心していられる場所、授業)、学校のウェルビーイング(安心して通える学校、心健全に勤められる勤務校)、地域のウェルビーイング(安心して暮らせる村)等。	ウェルビーイングの具体的な記載などについては、今後、計画を周知する中で、より分かり易く伝えることができるよう検討してまいります。
75	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	これまでの全人的教育の成果を評価する必要があるのではないか。海外からは大きく評価されている点もある。災害は何度として起きているが、暴動が起きないすごさ。サッカー場で率先してゴミを拾う日本人などは今までの教育の成果だと思う。	長野県の歴史の中で培われてきた信州教育の本質は、人格の完成を目指した「全人教育」、「子どもたちへの信頼に基づく教育」、「学習者主体の教育」であると考えており、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿」の10ページ「探究県」の説明において、それぞれ記載しております。 ご意見を踏まえ、全人的教育の成果を踏まえたこれからの信州教育のあるべき姿について、引き続き検討してまいります。
76	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「ウェルビーイング」について、方向性としては大変良いと思うが、同時に、人権やダイバーシティという概念も、少し加えていただきたい。 また、学校教育においてウェルビーイングを子どもに過度に迫るのは望ましくないと思う。学びの指標などで自己評価を求めるのは、「よりよく生きていない自分は駄目な人間だ」という誤った評価軸を与えることになる。ウェルビーイングの捉え方は様々な価値観に基づくものであり一律ではない、ましてや学校で大人が決める概念ではないということを学校関係者にはよく理解していただきたい。	人権やダイバーシティに関する概念は、「第3編 第1 目指す姿」に「多様な存在やいのち、人権や個性が当たり前で尊重される中で自分らしく生きること」という記載に含まれています。 また、ウェルビーイングの考え方が、学校の教員をはじめ県民の皆様にご理解いただけるよう、周知に努めてまいります。
77	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	目標理念としての「個人と社会のウェルビーイング」について、県と国の次期教育振興基本計画(案)が、ともにウェルビーイングを目標理念に掲げている。県教育委員会として、目指す方向性を国と共有していることを示す意図もあるのか。 国の計画(案)が「日本社会に根ざしたウェルビーイング」を謳っていることに疑問を抱く。ウェルビーイングという用語を用いるのであれば、WHO(世界保健機関)が定義する「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」との本来の意味であるべき。 もっと分かりやすい日常の日本語で目標なり理念なりを設定するべき。国際語の本来定義をねじ曲げて自国の状況を正当化しているような印象がある。 長野県が掲げようとする「個人と社会のウェルビーイング」が、国の言う「日本社会に根ざしたウェルビーイング」なる理念と同じであれば、明確に反対である。また、長野県は本来の意味で用いるのであれば、国の定義との違いを明記すべき。 教育の目標や理念は、当事者である子どもや保護者に理解できる「借り物でないことば」であって欲しいと考える。	「第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿」の9ページに記載のとおり、国の中央教育審議会におけるウェルビーイングの考え方を、本計画でも参酌しているところです。 国の次期教育振興基本計画の内容も踏まえたうえで、長野県教育としての目指す姿を「個人と社会のウェルビーイングの実現」としたところであり、これらの考え方や理念が学びの当事者である子どもや保護者をはじめとした県民の皆様にも正しく伝わるように努めてまいります。
78	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「探究」する学びを中核にすえたいのであれば、これまでの信州教育の取り組みを評価し成果と課題を分析して明らかにし、その上でこれからどのような「探究」する学びを行うのか示して欲しい。	計画(案)の作成にあたっては、「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」における議論を踏まえ、コンパクトな計画にするという方針のもと、第3次長野県教育振興基本計画の評価は、計画(案)の「第2編 長野県教育を取り巻く状況等 第3 今後の方向性」(8ページ)に記載してあります。令和4年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」報告書として取りまとめ、県教育委員会のホームページで別に公表しております。 先行き不透明で予測が困難な未来に向け、置かれた状況や目の前の事象から、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して、仲間や様々な他者と協働しながら新たな価値を創造する力を育成することが必要と考えており、そのためには、画一的な教育を転換し、個々に最適な学びを提供することが求められているところです。 「個別最適な学び」や「協働的な学び」の一体的充実が探究的な学びの充実と捉え、子ども自らが問いをもち、課題を見出し、仲間と共に解を導き出す探究的な学びを大切にしていきたいと思います。
79	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「個人と社会のウェルビーイングの実現」という表題は、県民全体で取り組む県の施策としては分かるが、教育委員会の進める教育の振興としては適切ではない。「個人と社会のウェルビーイングの実現を進める力の育成」が表題とならねば教育の目的も評価の方向も曖昧となる。	「第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿」の9ページに記載のとおり、教育は、「今」を積み重ねた先にある「未来」を創造する営みであると考えており、ご意見にある「力の育成」の先にあるよりよい未来の姿として、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を目指す姿に掲げています。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
80	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「一人ひとりの『好き』や『楽しい』、『なぜ』をとことん追求できる『探究県』長野」という言葉は適切ではない。子どもの自己肯定感、探究意欲、粘り強さ、共感する力、思いやりといった個人と社会のウェルビーイングに直接にかかわる「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養)」を県全体で推進していく言葉が適切かと思う。	学びを、これまでのような知識やスキルの習得に偏ったものから、探究し続ける中で、知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら自分にしかない「知の体系」を構築していくものに転換していかなければならないという認識のもと、「一人ひとりの『好き』や『楽しい』、『なぜ』をとことん追求できる『探究県』長野の学び」という表現とさせていただきます。 ご意見にあります、子どもの自己肯定感、探究意欲、粘り強さ、共感する力、思いやりといったことも非常に重要となりますので、そうしたことも含め、個人と社会のウェルビーイングが実現できるような教育を推進してまいります。
81	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	これまで、県教育委員会は「主体的・対話的で深い学び」の場の設定には力を注いできた。しかし、「言語活動の重視とメタ認知能力の形成」「個に応じたよい点や進歩の状況の評価」については、学習指導要領にもられた「教育課程の編成及び実施」の重要事項であるにもかかわらずほとんど取り組んできていない。「知の体系の構築」と言われて30年も経つが、長野県の教育がまだ「探究し続ける中で、知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら自分だけの「知の体系」を構築していく」ことができないのはそのためである。探究の過程における「言語活動の重視とメタ認知能力の形成」「個に応じたよい点や進歩の状況の評価」に重点を置いた「育成」の理念に立つ施策を進めていただきたい。	県教育委員会では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に推進され、すべての児童生徒、教職員が共に自分にとって居心地のよい活力に満ちた学校をつくり、その中で、自ら問を立て、主体的に課題解決に向かう力が育まれるよう、探究を核とした学びを推進していきたいと考えております。 また、現在も授業改善の一環として、子どもたちに自らの学びを振り返ること、そういった場を設けることを進めてきており、これらについては、自らの学びの価値に気づいたり、新たな問いに繋がるものであるため、探究的な学びの充実においても大切にしていきたいと考えているところです。 ご意見の趣旨も踏まえ、引き続きこうした取組を大切に、施策を進めてまいります。
82	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「そして社会変革の当事者になっていく」の記載は、どのような姿を描いているのか。社会変革の指し示すことは何か具体的な記述が必要である。	先行き不透明なこれからの時代において、様々な困難に対応しながら、よりよい社会を創造していくことなどを想定しているところですが、その内容は様々であることから、具体的な記述はしておりません。
83	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	「知識の徹底的な世俗化」：知識がその担い手と切り離され、経済的な便益をもたらす資源として貨幣のように流通する事態を避けなければならない。「世俗化」が徹底されたとき、知識の産出と伝達における諸個人の専心よりも経済への寄与が重視される事態、すなわち知識の「脱人間化」となることを確認していただきたい。 記載されている「他者と協働しながら自分だけの『知の体系』を構築」の「知の体系」の定義が明確でない。自分だけの「知の体系」とは何を意味するのか定義が必要である。	「知の体系」とは、「第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿」の10ページに記載のとおり、一人ひとりが自分の“好き”なこと、“楽しい”こと、“なぜ、どうして”と思うことに没頭し追求する「探究」を続ける中で、知識やスキルを獲得し、他者と協働しながら構築していくものと考えており、その体系は個人それぞれの興味関心などによるものであることから、明確な定義づけはしておりません。
84	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	ウェルビーイングは今日的用語であり、用語解説もされているが、理念を広く浸透させていくためには、一目で理解できる言葉がよい。ex.「幸福感の醸成」など	ウェルビーイングの具体的な記載などについては、今後、計画を周知する中で、より分かり易く伝えることができるよう検討してまいります。
85	第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿	目指す姿の主語は何か。	「第3編 これからの長野県教育のあり方 第1 目指す姿」の9ページに「子どもも大人も共に学び、ウェルビーイングを追求」と記載しており、「個人」には子どものみならず、大人も含まれます。
86	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1について、「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」とあるが、載せるのであれば一番最後にしてもらいたい。様々な課題を抱える学校教育に関する施策の一番目には、県としては「5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進」ではないか。デジタルは手段であり目的ではない。	政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えております。
87	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1には、学校のマネジメントをきちんと行う、ということに記載して欲しい。例えば、リーダーの認識・力量向上、リーダーシップの強化、災害や問題が発生した場合の対応強化などを記載いただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」に「災害、事故等不測の事態に学校が適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの見直しや教員研修会を開催するとともに、防災等安全教育を推進し、学校の安全対策を強化」を追記しました。 なお、現在、校長に対する学校づくり、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、ハラスメントの防止、リスクマネジメント等の研修を実施しているところです。 また、管理職としての校長に求められる資質能力を明確にするため令和5年3月に「長野県校長育成指標」の策定を予定しており、危機管理を含むマネジメント能力についても位置付け、今後、この指標を校長の任用、研修の計画等に活用する予定です。 引き続き、研修内容を工夫するなど、管理職のマネジメント力の向上に取り組んでまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
88	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1について、当事者の声を聴く仕組みを入れて欲しい。そのためにデジタルの力を活用した学校情報開示、コミュニケーションのプラットフォームをつくることは有効である。	<p>県教育委員会では、児童生徒や保護者が「学校づくり」により一層参画し、「開かれた学校」「風通しのよい学校」への取組がさらに推進されることを目指して、自由に意見表明できる匿名性を担保した授業評価と学校評価を平成26年度から実施しているところです。</p> <p>県立学校においては、生徒・保護者を対象としたアンケートの実施や学校評議委員会を積極的に活用し、引き続き、多くの声を伺ってまいります。</p> <p>また、学校、家庭、地域等が連携し、学校運営や協働活動等を行う仕組みである、信州型コミュニティスクールが、県内すべての公立小中学校で導入されています。学校の目標や課題について話し合う学校運営委員会の場で、児童・生徒の意見を探り入れる工夫をするよう、研修等の機会を通じて呼び掛けてまいります。</p> <p>なお、学校の運営状況を把握し、今後の教育施策の参考とするため、学校経営概要を取りまとめており、県教育委員会のホームページにおいて公表しているところですが、引き続き、各学校の情報についても各校のホームページを活用し、情報提供に努めてまいります。</p>
89	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1では、「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」と「2の学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化」の順序を逆にした方がよい。学習者主体の学びの中の一つとしてのデジタルの活用があるため。	政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えております。
90	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	<p>「探究型学習」は本当に多くの人手を必要とする。その評価、成長を信じることのできる教諭はなかなかいないのではないかと。今まで点数評価、テストによる学力評価、反射神経的な訓練による算術などを教えてこられた方々が、思考を大きく変えて「2つの創造・想像する力」と「理論を構築していく能力」などを導いたり、評価することが可能なか。教員自身がそうした評価に遇していないと思う。</p> <p>「子どもの本質的な潜在能力」を引き出し伸ばす力のある教諭の方が現場に多くいれば、ここまで問題は広がっていなかったと思う。教職員も、様々な複合的な問題、労働環境や就労条件などがあつたと思うが、何より盲点となっていたのは、本質的に「教育」が何のために必要とされているのか、ということなのではないか。</p> <p>義務教育とされる小学校、中学校でどのような「教育」が必要であるのか。一人の人間として生きていくための思考、判断、理論、行動力をどう育てていくのか、という理念や信念が現場の先生方に浸透していなかったのではないかと感じる。それはとても大きな影響があつたのではないかと感じる。</p>	教員が「探究型学習」を理解し、児童生徒の探究的な学びに伴走支援できるよう、研修の充実等により、必要な支援を行ってまいります。
91	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	<p>子ども一人ひとりの家庭環境も大きく異なり、家族の形態なども複雑である。その中で最も失われる可能性があるのが、家庭の中のコミュニケーション能力ではないか。</p> <p>家庭こそが「非認知能力」を育む力のある場所だと感じている。なぜなら、家族は最小の社会の単位であり、その最小社会の中で、いい関係を構築していくことはある意味、親の役目でもある。相手を思いやり、自分のできることで一員として役目を果たす経験は、外の社会、学校内において、クラスで、友人のグループの中での役割、やり取りに非常に役に立つ。それも含めた教育基本方針を期待したい。</p> <p>親も子どもと向かい合うこと、その子の方向性や思考を知り会話を重ねていくことは非常に有用である。</p> <p>教職者の再教育や、研修されるのであれば是非、保護者のセミナーや研修も必要であると考えている。</p>	保護者の方が日常で抱えている子育てにおける悩みや課題（親子のコミュニケーション、情報リテラシー、自殺予防、性被害防止、消費者教育等）に係る研修を、県PTA連合会や県高等学校PTA連合会と連携し、PTA指導者研修会で取り上げるなど、必要な支援をしてまいります。
92	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」について、主権者教育の視点、生徒・保護者・教職員の3者による教育構築の視点など開かれた学校づくりの視点が必要である。施策の1番目にデジタル力という手法を置くことに、学校づくりにおける教育哲学の欠如を感じざるを得ない。教育条件に関する記述がない、きわめて抽象的な方向性を述べるにとどまっている。	<p>政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えております。</p> <p>また、政策の柱に位置付けて展開する各施策については、各年度の状況も踏まえて、毎年度の予算編成とあわせて具体的な取組内容を検討し、実行してまいります。</p>
93	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1「4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革」は喫緊の課題である。記載の優先順位を前にするなど、教育行政が、教員の働き方改革に本気で取り組む姿勢を示して欲しい。	<p>政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、令和3年2月に「学校における働き方改革推進のための方策」を策定し、「学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減」、「家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築」、「ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現」について、19の具体的な項目を設定し、市町村教育委員会等とも連携しながら、学校における働き方改革の取組を進めているところです。</p> <p>有識者の意見や現場の声を踏まえながら、教職員の長時間勤務の縮減という「量」とともに、教職員の心身の健康ややりがいという「質」の向上を学校における働き方改革の両輪とし、引き続き働き方改革に取り組んでまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
94	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」は、これを支える教職員の人数、クラスの人数がまずは前提になると思うが、政策の柱に掲げられた1～6の内容では全く触れられていないのはおかしい。	長野県では、県独自に信州少人数教育推進事業を実施しており、小中学校のすべての学年において35人を上限とした学級編制を実施しているところ。いただいたご意見や、現在、国においても少人数学級の効果検証を実施している状況も踏まえ、「2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化」に、「小中学校において、現在の30人規模学級の更なる少人数化を検討し、多様な児童生徒にきめ細かに対応できる学びの環境を整備」を追記しました。 また、県立高校においては、教職員の定数改善や少人数学級の推進について、引き続き国の動向を注視してまいります。
95	第3編 第2 政策の柱1 一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる	政策の柱1の「将来像」の「活力に満ちた学校」について、具体的なイメージが見えてこない。	子どもが、学ぶことそのものに喜びを感じ、学校生活に喜びを感じることができる「子ども主体の学校」づくりを目指しています。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、県民の皆様へより分かりやすく伝えるように、今後、計画の周知段階において、検討してまいります。
96	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1について、個別最適化という言葉が頻繁に出ており、とても大事な視点であると理解しているが、これが何故、デジタル活用にすぐに繋がってしまうのかに違和感を覚える。個別最適化という概念にデジタルだけを強調することには反対である。 特に、発達特性、認知特性のあるお子さんにとって、まず、大事なことはその子の得意な点を伸ばすことである。それが全てデジタルに繋がっての学びの展開でいいのか一考を要する。遊び、実体験を通して体得していくべきことをなくして、子どもの発達を促すことは難しいと考える。 さらに、アセスメントについても多角的多面的に子どもの実態を把握できるスキルを持つ、相談員やカウンセラー等々の育成をしなければ必要な支援ができないため、専門的な解釈や支援方法を提案できる方の育成を是非、お願いしたい。 流行り言葉のように個別最適化、デジタル等々の言葉の頻繁な使用は避けるべきと考える。	児童生徒一人ひとりの個別最適な学びを推進するにあたって、「デジタルの力の活用」は欠かせない要素と考えておりますが、それ以外の要素も重要であることから、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱1「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の主な施策に「児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実」を追記しました。 なお、アセスメントについてはより専門的、かつ、高度な知見を有する大学教授等にもご協力いただきながら、子どもの実態を多面的・多角的に把握し、効果的な支援に生かすための助言を検討してまいります。また、専門性を共有・担保するための人材育成の観点からの助言についても併せて検討してまいります。
97	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1は、デジタル化に偏向しすぎていないか。目指したい姿に向けてどのようにデジタルを活用するのかを描くのが本計画の趣旨ではないのか。	児童生徒一人ひとりの個別最適な学びを推進するにあたって、「デジタルの力の活用」は欠かせない要素と考えておりますが、それ以外の要素も重要であることから、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱1「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の主な施策に「児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実」を追記しました。 デジタルの力の活用は、個別最適な学びや情報保障、さらには日常生活での利活用等といった観点で重要であり、学ぶ地域の状況や子どもの特性を踏まえ、全ての子どもが自ら主体的に学ぶことができるよう、デジタルの力も活用し、個別最適な学習環境を創ってまいりたいと考えております。
98	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1に限らず、「デジタルの力」が万能であるがごとく、すべての項目にわたって強調され過ぎである。今の時代、デジタル技術は必要な部分もあることは認める。ただ、今まで培われてきた学びの姿をデジタルで補強するというのならよいが、そうでなくてデジタルが今までのものにとって代わるといことになると、学校での学習の本質が歪められていくと思う。「デジタルの力」をことさら強調することに違和感を覚えるとともに、この方向を目指すことに危機感を感じる。	児童生徒一人ひとりの個別最適な学びを推進するにあたって、「デジタルの力の活用」は欠かせない要素と考えておりますが、それ以外の要素も重要であることから、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱1「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の主な施策に「児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実」を追記しました。 デジタルの力の活用は、個別最適な学びや情報保障、さらには日常生活での利活用等といった観点で重要であり、学ぶ地域の状況や子どもの特性を踏まえ、全ての子どもが自ら主体的に学ぶことができるよう、デジタルの力も活用し、個別最適な学習環境を創ってまいりたいと考えております。
99	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1について、「GIGAスクール構想」が、そもそも経済産業省発のせい、か、「デジタルの力」が全ての項目に渡って強調され過ぎている印象がある。ICTの活用は、学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」のための手段の一つであるので、例えば、主な施策の1と2の記載を逆にしてはどうか。	政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱1「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の主な施策に「児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実」を追記しました。
100	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1の「個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント方法～」について、「主観的評価」を教育委員会が実施することは、教育施策が目指す方向性を施策立案者の意図的なものへと誘導することが起きる可能性がある。教育の私物化につながり、絶対に許されるものではない。主観的とは誰の主観によるのか、生徒の主体性といいつながら、それを施策立案者の主観によって目的や目標を意図的に操作する可能性がありきわめて非民主的な方法であり認めることはできない。	本文は個々の認知や発達の特徴を把握し、学びづらさを抱えている多様な児童生徒を包み込む学びを実現するという趣旨で記載しているところ。ご意見の趣旨を踏まえ、「施策立案者の主観によって目的や目標を意図的に操作すること」とならないよう実施してまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
101	第3編 第2 政策の柱1 1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	主な施策1は「デジタルの力」がすべての項目にわたって強調され過ぎているように思う。今まで培われてきた学びを大切にすることを盛り込むべきではないか。	児童生徒一人ひとりの個別最適な学びを推進するにあたって、「デジタルの力の活用」は欠かせない要素と考えておりますが、それ以外の要素も重要であることから、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱1「1 デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の主な施策に「児童生徒一人ひとりの学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追求する探究的な学びをデジタルの力も活用しながら一層充実」を追記しました。
102	第3編 第2 政策の柱1 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化	子ども主体の学びを展開している伊那小学校の取組が何故、全県に広がっていかないのか不思議である。子どもたちが生き生きと喜びをもって学校生活を送っている学校から学ぶ点は多々ある。来年度から施行されることも基本法とも合わせて、もう一度、子どもについて再考してはいかがか。 学校づくり等のコーディネーター配置について、これも、単に人をあてがうのではなく、子どもに視点を当てることのできる人、子どもの発達を理解している人を発掘したり育成したりしながら、学校・家庭・地域が本気で子どものために協働できるシステムを作っていくべきと考える。	県内の先進的な取り組みを行っている学校の情報は、積極的な把握に努め、取組が広がるよう県内各学校に情報発信を行っているところです。今後もそうした取組を行っている学校を支援するとともに、県内各学校への情報発信に努めてまいります。 また、コーディネーターの配置について、小中学校では、学校、家庭、地域等が連携し、学校運営や協働活動等を行う仕組みである、信州型コミュニティスクールが導入され、地域コーディネーターへの研修やアドバイザーの派遣等により支援を行っているところです。県立学校においても、地域と学校をつなぐ資質能力を有する人材の配置や資源を活用しながら、地域と学校が協働する気運や仕組みを構築できるよう検討してまいります。
103	第3編 第2 政策の柱1 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化	主な施策2の「学習者主体の学校づくり」を「個別最適な学び」「一人ひとりの学び」と読み替えることは誤った内容を伝えることになる。個別最適な学びが集団による学習とは相いれないものであり、教育における生徒間の教育力の軽視である。学校づくりは授業や学校生活全般に係る教育活動を含むものであり、主権者市民の育成を中心に置くべきである。	「学習者主体の学校づくり」の「学習者」は児童・生徒のことを指しており、児童生徒が主体の学校づくりとなるよう、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びを提供し、生徒自らが選択できる学習環境を整えることにより、教育の充実を図るという趣旨で記載しています。 ご意見の趣旨である児童・生徒間における集団の学びも個別最適な学びにおける大切な視点であり、いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
104	第3編 第2 政策の柱1 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化	主な施策2について、令和4年度からの「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」が文科省で策定され、学校図書館の充実には「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」のために欠かせないものとして位置づけられる。学校図書館は「読書・学習・情報センター」の機能を果たす。「アクティブ・ラーニング」の視点からも学校図書館のさらなる充実を進めることを「計画」の中に明記すべきである。	文部科学省が策定した「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館の充実を図るために必要な経費は各地方公共団体に地方財政措置されており、県立中学校においても同計画に基づき、各学校に対して必要な支援をしております。 また、図書館は、これからの学びにふさわしい学校づくりのために、令和2年度に提出を受けた県立学校学習空間デザイン検討委員会最終報告書「長野県スクールデザイン2020」において、探究的な学びを推進するために必要な「新しい学習スタイルを支援する学習空間」の1つとして位置付けられており、現在、長野県スクールデザインプロジェクトにおいて、その内容の実現に向けて取組んでいるところです。 更に、学校図書館を活性化させ、学校図書館を利活用した探究的な学びを実施するために、司書教諭等に対して研修も開催しているところです。 いただいたご意見も参考に今後も学校に対して必要な支援をしてまいります。
105	第3編 第2 政策の柱1 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化	主な施策2の「県立高校において、学校独自の教育や取組を展開～生徒の全国募集、学生寮の設置等」を検討し、学校の魅力化・特色化を推進」について、県立高校は地元の子どもたちが安心して学べる場、通える場であることがまず第一だと思う。あまりに細分化すると逆にとまどうのではないか。	ご指摘の、子どもたちが安心して学べる場、通える場であることに加え、変化の激しい社会にあって、次世代を担う子どもたちが「新たな社会を創造する力」を育むために、子どもたち自らが学びを選択することができる学校づくりを行ってまいります。
106	第3編 第2 政策の柱1 2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化	主な施策2の「先進的・先端的な学びへの改革に取り組む小学校、中学校をパイオニア校に指定～」については、こういうことをすると学校同士の競争につながるようで心配である。	「先進的・先端的な学びへの改革に取り組む小学校、中学校をパイオニア校に指定することにより、特色ある学びを推進するための取組を支援」の記載は、その後の検討により、記載すべき施策について整理をした結果、本計画(案)からは削除しました。
107	第3編 第2 政策の柱1 3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上	主な施策3「教職員の資質向上」については、力量の基準と評価方法、資質に著しく欠ける場合の対応を明確にし、開示する仕組みを作りたい。	教育公務員特例法第25条の規定に基づき、県教育委員会は、その任命に係る教員が児童、生徒等に対する指導が不適切であると認定した場合に、当該教員に対する指導改善研修を実施しています。 その認定に当たっては、「指導力不足等教員の認定等に関する規則」に基づき、学校長や市町村教育委員会等からの申請を受けて、当該教員の学習指導や生徒指導、社会性・協調性、勤務態度・意欲を基に、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等で構成する「長野県指導力不足等教員判定委員会」の意見を聴いて判断することとしています。また、認定された教員が指導改善研修を終了した時にどの程度指導が改善しているかについても、同判定委員会の意見を聴いた上で、認定しています。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
108	第3編 第2 政策の柱1 3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上	主な施策3に「特色ある私立学校や民間企業と連携」、「先進的・先端的な教育や企業等の現場から学ぶ」等が示されている。新しい視点も大事であるが、これまで学校現場で積み重ねてきた地域の実情と児童生徒の実態に合わせた教育実践の積み重ねを活かしていく視点を欠いている。教職員の現場経験に基づく経験値や実践研究の蓄積を軽視していると受け止められかねない。これまで校内研修や自主的研修を行ってきていることを肯定的に評価し、継続していく旨を記して欲しい。	「3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上」に記載の施策は、今後5年間で取り組む施策のうち主なものを記載しているところです。 教員の現場経験に基づく経験値や実践研究の蓄積は、教育現場においてとても重要なものと考えており、本計画(案)に記載している施策についても、これまでの優れた実践を基盤とするものであります。 今後も、これまでも実施してきた校内研修等も継続しながら、新たな教員研修プログラムの開発などにより、教員が自主的に参加いただけるような研修の充実を図り、教員が教育現場で能力を発揮できるように支援してまいります。
109	第3編 第2 政策の柱1 3 探究を核とした学びを推進するための教員自らが学ぶ研修の充実、教職員の資質向上	主な施策3の「特色ある私立学校や民間企業と連携した教員研修プログラム」について、私学、企業と限定することがあってはならない。研修内容は実利的で経済的な便益をもたらす資源となる知識醸成方法の獲得のためになされるべきではない。生徒の人格形成、自己形成のための教育を実施するため、教職員が主体的に行うものであり、研修の内容や研修の主催者は広く設定され教職員の要望に沿ったものとするべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「特色ある私立学校や民間企業等と連携した教員研修プログラム」と修正しました。 また、教員の要望に沿った研修を実施できるよう、今後も教員の意見を参考に研修を実施してまいります。
110	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4「教員のウェルビーイング」を記載するのであれば、県内すべての学校にスクールサポートスタッフ(教員業務支援員)を県費負担により配置して欲しい。へき地手当も他県同様に支給して欲しい。	教員業務支援員の配置は、国の補助金を活用しながら配置校を増やしており、さらなる増員には国予算の拡充が必要でです。現在、教員業務支援員を県内全ての小・中・義務教育学校に配置できる十分な予算を確保することについて国に対し要望しているところであり、引き続き、様々な機会を捉えて、国に対して要望してまいります。 また、へき地手当については、他県と比べ支給割合が低い現状であることは課題として認識しており、課題解決に向けて取り組んでまいります。
111	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4の「統合型業務支援システム」は、県がリーダーシップを発揮しないと、県内で統一したシステムが導入されないと思うが、それぞれの自治体の判断で良いのか。	統合型校務支援システムの導入については各自治体の判断となります。 一方、県教育委員会としては県内の全市町村教育委員会が統一の統合型校務支援システム(C4th)に参加することを目指し、また、費用負担等各自治体の利益に即するよう、県教育委員会、自治振興組合、複数の業者で今後のよりよい校務支援システムの在り方について研究しているところです。
112	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4の部活動の地域移行について、県の方針が曖昧で動きようがない。はっきりしたものを出していただきたい。	地域クラブ活動への移行を含む部活動の方針については、市町村を含めた各関係団体と検討する場を設け、本県における改革の方向性を提示してまいります。
113	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4「教員のウェルビーイング向上のための働き方改革」は喫緊の課題である。記載の優先順位を前にするなど、教育行政が、教員の働き方改革に本気で取り組む姿勢を示していただきたい。	政策の柱における主な施策の記載順については、重要度や優先順位により記載しているわけではなく、すべての施策を着実に推進してまいりたいと考えております なお、令和3年2月に「学校における働き方改革推進のための方策」を策定し、「学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減」、「家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築」、「ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現」について、19の具体的な項目を設定し、市町村教育委員会等とも連携しながら、学校における働き方改革の取組を進めているところです。 有識者の意見や現場の声を踏まえながら、教職員の長時間勤務の縮減という「量」とともに、教職員の心身の健康ややりがいという「質」の向上を学校における働き方改革の両輪とし、引き続き働き方改革に取り組んでまいります。
114	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4の教員の働き方改革については、DXを手法としてぜひしっかり進めていただきたい。	統合型校務支援システムの効果的な活用等について支援し、教員の働き方改革を支えてまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
115	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策4に「教員が児童生徒の指導に専念できる環境を整備」ということが何回も出てくる。「児童生徒の指導」とは、実際に児童生徒と接する時間だけでなく、その構想を練ったり準備をしたり取り組みの事後の処理まで含まれる。もし、こうした「児童生徒の指導」以外の業務を教員がしているとしたら、そのこと自体がおかしい。「児童生徒の指導」以外の業務を他の人にやってもらうのではなく、その仕事自体を学校からなくしていくことが必要なのではないか。「児童生徒の指導」が、実際に児童生徒と接することに限定して捉えられていて、それ以外の部分を他の人や機関がやるようになることを考えているとしたら、これは教員の業務の分業化につながり、もはやこれまでの教員の業務とは異質のものになり、教員という職業の魅力がなくなるのではないか。</p> <p>また、「外部専門人材登用」とあるが、そもそも外部の人材に頼らなければ教員が指導できないような専門的なことを学校教育の中で扱う必要があるのか。「教員が児童生徒の指導に専念できる環境」と言いながら、その「児童生徒の指導」にも外部から専門の人材を入れていくということは、教員の業務を更に分業化してズタズタにすることになると思う。</p> <p>更に言うと、ここで言う「働き方改革」は、教員に何かをしっかりとやらせるためのものという意図が見て取れる。そうではなくて、「今の労働環境が過酷なものだから、それを改善してゆとりを作り出し、教職員が心身ともに健康で働き続けられるようにする」ということを前面に押し出して欲しい。</p>	<p>「教員が児童生徒の指導に専念できる環境整備」とは、直接児童生徒と接する業務か否かに関わらず、児童生徒への指導や授業研究等の教員本来の業務に注力できる環境を整備することを指します。</p> <p>これまで、学校徴収金の徴収・管理や地域ボランティアとの連絡調整等の基本的には学校以外が担うべき業務も含めて、学校や教員が幅広く業務を担ってきたことなどから、長時間勤務化し、教員の本来業務に十分に注力できない状況となっていました。</p> <p>こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、「学校における働き方改革推進のための基本方針」や「学校における働き方改革推進のための方策」を策定し、市町村教育委員会等とも連携しながら、教員が担う業務の明確化や分業化・協働化・効率化等に取り組むなど、業務の精選を進めています。また、教員業務支援員を配置し、学習プリントの印刷や提出物の確認等の業務を行い、教員の負担軽減を図っているところです。</p> <p>長野県で教員として働くことの魅力を向上させるためにも、教員本来の業務に注力できる環境を整備するほか、有識者の意見や現場の声を踏まえながら、教職員の長時間勤務の縮減という「量」とともに、教職員の心身の健康ややりがいという「質」の向上を学校における働き方改革の両輪とし、引き続き働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>また、「外部専門人材登用」は、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許状を有しない多様な専門分野の社会人等を教科の領域の一部を担当する非常勤講師として学校に迎え入れる特別非常勤講師の制度などの活用を想定した記載となっており、この取組が進むよう、引き続き、市町村教育委員会に制度を周知してまいります。</p>
116	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策4に「教員配置の充実等」とあるが、具体的に30人以下学級を中学校・高校段階まで実現して、教職員を増やす施策を明記して欲しい。山梨県では独自に25人学級を小4年生まで拡大している。「教員業務支援員等の専門スタッフの配置」はニーズもあり当面必要ではあるが、根本的には正規教職員の配置を増やすことをしないと、教育指導面での困難を改善する上で現在の教職員数のままでは著しく困難である。</p>	<p>いただいたご意見や、現在、国においても少人数学級の効果検証を実施している状況も踏まえ、「2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化」に、「小中学校において、現在の30人規模学級の更なる少人数化を検討し、多様な児童生徒にきめ細かく対応できる学びの環境を整備」を追記しました。</p> <p>また、小中学校の正規教員確保に向けて、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。引き続き、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえ、年度別採用数平準化を考慮しつつ、正規教員の確保に努めてまいります。</p> <p>そして、県立高校においては、教職員の定数改善や少人数学級の推進について、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>
117	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策4の「教員配置の充実等、教員が児童生徒の指導に専念できる環境整備を検討～」とあるが、この表現では予算獲得ができずに現場の教員に頼ることが繰り返される。教員数が足りないことは明らかであるにもかかわらず、毎年、教員の加配の申請や成果の報告を求められている。このままでは今回も予算や教員数の裏付けがなく達成の見込みの薄い掛け声だけの計画になってしまうので、「教員配置の充実」ではなく「教員の増員」、「検討する」ではなく「実施する」と明記して欲しい。</p>	<p>これまで、英語専科指導教員や小学校高学年教科担任制推進に係る専科指導教員などをそれぞれ増員し、配置しているところです。教員を増員することについては、国の動向等を踏まえながら、引き続き検討していくことはもちろんですが、学校の統廃合や、児童生徒数の減少に伴い学級数が減少していくことを見通し、教員の増員だけではなく、既存の教員配置の工夫による効果的な配置も含めて、「教員配置の充実」としているところです。引き続き、教員が児童生徒の指導に専念できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。</p>
118	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策の4に「学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行支援により～教員の負担を軽減」とあるが、今までも県はこうしたことをやってきているのに改善は進んでいない。市町村に任せるといふ県の姿勢を変えないと進まない。「移行支援」ではなく「移行を主導する」と明記して欲しい。</p>	<p>学校部活動の地域クラブ活動への移行については、市町村を含めた各関係団体と、移行に向けた進め方や課題を検討する場を設け、本県における改革の方向性を提示しながら、様々な課題を整理し、地域の実情に応じた地域の文化・スポーツ環境づくりができるよう、市町村と連携を密にしながら進めていくという趣旨のもと、本項目を記載しています。</p>
119	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策4に「教員配置の充実等」と記載があるが、この「充実」には「正規教職員増」「専科配置」「特別支援コーディネーターの専任化」等の内容も入っているのか。とにかく、現場は教職員が不足している。一人の子どもも取り残されない学びの環境をつくるためには、「先生、あのね」という子どもたちに「ななに、どうしたの」とゆくり聞き返せるゆとりが必要である。正規教職員の増員を強く求める。</p>	<p>現在、小学校高学年教科担任制推進に係る専科指導教員を増員し、配置しているほか、正規教員確保に向けて、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。引き続き、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえ、年度別採用数平準化を考慮しつつ、正規教員の確保に努めてまいります。</p> <p>また、「教員配置の充実等」には特別支援コーディネーターの専任化は含まれておりませんが、引き続き専任化に向け、国に対し要望するなど対応してまいります。</p>
120	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	<p>主な施策4の「教員配置の充実等」について、教員定数増と同時に、少人数学級による教育効果増とその必要性について触れるべきである。教員配置の充実、教諭数の拡充、図書館司書など専門職の正規配置の必要性を謳うべきである。「探究県」を標榜するのであれば、会計年度任用職員、欠員補充職員の職務での職員の正規化は必須であることに触れるべきである。</p>	<p>いただいたご意見や、現在、国においても少人数学級の効果検証を実施している状況も踏まえ、「2 学習者主体の学校づくりに向けた魅力化・特色化」に、「小中学校において、現在の30人規模学級の更なる少人数化を検討し、多様な児童生徒にきめ細かく対応できる学びの環境を整備」を追記しました。</p> <p>また、小中学校の正規教員確保に向けて、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。引き続き、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえ、年度別採用数平準化を考慮しつつ、正規教員の確保に努めてまいります。</p> <p>そして、県立高校においては、教職員の定数改善や少人数学級の推進について、引き続き国の動向を注視してまいります。また、会計年度任用職員等については、業務の必要性や専門性を鑑み、正規化について研究してまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
121	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4に「教員業務支援員等の専門スタッフの配置」とあるが、勤務形態において「常駐」することの必要性が高まっている状況を確認すべきである。臨時的雇用形態、複数校兼務などの配置では現場の状況に対応できていない状況を確認すべきであり、予算、人的条件整備の記述を丁寧にすべきである。	教員業務支援員等の専門スタッフの常駐配置については、学校現場でどのような場面で必要であるのか等も含め、研究してまいります。
122	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4に教員の時間外在校等時間の縮減について記載があるが、これだけでは教員のウェルビーイングの向上にはつながらない。教職員の心身の健康の保持・促進の推進についても触れるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革」の主な施策に「教職員への健康教育等の研修会、健康相談等を充実することにより、自らの心身の健康の保持増進を図るとともに、安全かつ快適な職場環境を形成」を追記しました。
123	第3編 第2 政策の柱1 4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革	主な施策4に、教員配置の充実等、環境整備を検討するとあるが、学校現場では教員が余裕を持って働くために、定数改善を含め、さらなる人的配置を求める声が大きいです。その点について、「検討」に留まるだけでは、改革はなかなか難しい。より積極的な施策を求めたい。	小中学校の教員確保に向けて、現在、新規採用教員数を一定数増やす取組を行っています。引き続き、退職者数、少子化に伴う児童生徒数の減少及び小中学校の統廃合による学級数の状況や将来の児童生徒数(学級数)の動向、再任用者数等を踏まえ、年度別採用数平準化を考慮しつつ、教員確保に努めてまいります。 また、県立高校においては、教職員の定数改善について、引き続き国の動向を注視してまいります。
124	第3編 第2 政策の柱1 5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進	主な施策5の「『再編・整備計画』を改革の両輪」について、第1期再編校の状況を客観的に把握し、生徒にどのような影響が出ているのかを総括すべきである。現場と県教委の認識の差が大きく、条件整備の遅れや不足を指摘せざるを得ない。この状況で第2期再編整備が実施されることは現場にさらなる混乱と生徒の教育にしわ寄せが予想される。	第1期長野県高等学校再編計画まとめと課題の整理については、平成25年3月に「中間まとめ」、令和3年3月に「中高一貫校・総合技術高校 増補版」を県教育委員会定例会にて報告し、県教育委員会ホームページに掲載しています。
125	第3編 第2 政策の柱1 5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進	主な施策5の「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)などの理数・科学教育や～地域や世界に貢献する力を育成」について、一部の学校に限定される施策であり、公教育における教育格差拡大、学習権の侵害と教育差別が施策の名のもとに公然と容認されていることになる。教育予算が県内の各校、生徒にいきわたることが保障されるべきである。	記載にあるような特色のある取組を、特定の学校だけでなく県内の学校に普及していくという趣旨で記載しているところです。 ご意見の趣旨を踏まえ、教育格差が生じないように実施してまいります。
126	第3編 第2 政策の柱1 5 これからの時代に向けた高校改革・学びの改革の推進	主な施策5の「長野県スクールデザインプロジェクトの推進」について、プロジェクト推進のための予算獲得がなされていると言えるのか、精査が必要である。計画倒れ、期待感のみを県民に与えるプロジェクトにならないように、施策立案者は真摯に予算獲得や推進実現に取り組むべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、これからの学びにふさわしい学校のデザインや学習環境整備の実現に取り組んでまいります。
127	第3編 第2 政策の柱1 6 信州教育の魅力向上・発信	主な施策6の「特徴的な学科等における生徒の全国募集」について、飯山高校、白馬高校、長野西望月サテライト校をはじめとする学校の全国募集の実態を提示すべきである。それに基づき募集については総括すべきであり、教育条件整備の観点での分析と施策を丁寧に行う必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、全国募集を行っている高校の現状も含め様々な角度から検討し、学校の魅力化・特色化を目指してまいります。
128	第3編 第2 政策の柱1 6 信州教育の魅力向上・発信	主な施策6の「信州教育の魅力」をより明快に示していく必要がある。例えば、自然体験中心の体験型総合的学習の時間を充実する等。	信州教育は、学びの主体者である児童生徒を中心に据え、主体性と社会の変化に対応できる「生きる力」を育むことを目指しており、豊かな自然環境を活用し、総合的な学習の時間に限らず、自然体験を取り入れた学びを行っているところです。 なお、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、「6 信州教育の魅力向上・発信」の「豊かな自然環境や地域の資源を活用した体験活動等を充実するとともに、信州教育の魅力为全国へ向けて発信」の記載をより明確にし、「信州自然留学(山村留学)推進協議会による受入体制の充実、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活用した多様な学びの場である信州自然留学(山村留学)の取組を推進」に修正しました。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
129	第3編 第2 政策の柱1 6 信州教育の魅力向上・発信	<p>主な施策6の「全国から教員志願者を呼び込み」、「生徒の全国募集」、「信州教育の魅力を全国へ向けて発信」とあるが、この考え方は、教育で他県と競争していくということではないだろうか。</p> <p>他県から教員志願者を呼び込むということは、つまりは教員の取り合いをするということである。他県から呼び込む前に、県内の教員志願者が他県を受験しようと考えないくらいに長野県の教員が魅力的な職業になることが先ではないか。</p> <p>県立高校で生徒を全国募集すると言うが、長野県の高次進学希望者全員が希望通りに進学できて充実した指導を受けられる条件が整った上で、更に余裕がある場合のことで、そんな余裕があるようにはとても見えない。県内の生徒を見捨てて他県の生徒を呼んでくるようなことをしてどうするつもりなのか。経済界からの要請なのではないか。</p> <p>何のために「信州教育の魅力」を全国に向けて発信するのか、目的がはっきりしない。他県から教員や生徒に長野県に来てもらうためだとしたら、あまりにも不純な動機であると言わざるを得ない。</p>	<p>県教育委員会といたしましては、必要な教員数を確保するうえで、教員志願者を長野県内に限らず募集しているところですが、また、県内4地区で、高校生を対象に長野県の教員の魅力ややりがい伝えるための説明会を実施するなど、広報を行っているところです。引き続き、長野県の教員の魅力向上のため、広報活動や働き方改革の取組に努めてまいります。</p> <p>また、ご指摘のとおり本県の生徒を優先することは当然のことですが、一方で、全国を見ても特徴的な学科等において、定員に余裕のある場合等については、当該県の生徒のみならず全国に門戸を開いていることから、こうした視点の検討も必要になってきているものと認識しています。</p> <p>県民の皆様からのご意見等もお聞きしながら、信州教育を魅力あるものとなるよう、引き続き努めてまいります。</p>
130	第3編 第2 政策の柱1 6 信州教育の魅力向上・発信	<p>主な施策6の「全国から教員志願者を呼び込み、優秀な人材を確保」について、教職員を「人材」という表現で扱ってほしくない。何を以て「優秀」とするのか。これだけでは逆に不安である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ「6 信州教育の魅力向上・発信」の主な施策の記載を「長野県の教育の特徴や魅力を発信するとともに、多様な経験や資質に着目した柔軟な教員採用選考の検討・実施により、県内外からの教員志願者を増やし、専門性を有する多様な教員を確保」に修正しました。</p>
131	第3編 第2 政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	<p>政策の柱2では、不登校児童生徒等にオンライン授業等を行う体制を推進、多様な学びの場の確保充実を記している。これは当面必要な対応であるとは思いますが、そもそも不登校児童生徒が増え続けている現在の競争的な学校制度の課題とその改善に向けての施策が示されていない。前段の不登校の実態分析でも触れられていない。国連・子どもの権利委員会は「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置の強化」を求めている。県の教育施策の基本としてとらえ具休策を示して欲しい。</p>	<p>児童の特性や家庭環境の多様化などを背景に、同一教室、同一内容、同一進度による学びに適應できないなど、学校環境にストレスを感じる子ども達の増加や、子ども達が抱える困難も多様化、複雑化している現状があります。学校は一人ひとりの特性や興味関心等に応じて、個々の力を最大限発揮できる学びに転換することが必要と考え、児童生徒一人ひとりの学びのニーズにこたえる多様な学びの選択肢を提供できるよう取り組んでまいります。</p>
132	第3編 第2 政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	<p>政策の柱2について、多様な子どもたちの中に、外国籍の子どもたちについて触れられていないが、入れたほうがよいと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」の主な施策に、「日本語指導を行う教員、相談員の配置や、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施」を追記しました。</p>
133	第3編 第2 政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	<p>政策の柱2「学びの環境をつくる」の記載について、学びの環境づくりの具体的な方法、教育条件にかかわる予算、人的、物的方策が述べられていない。環境づくりによって目指す抽象的理念があるのみで、その実現のイメージが湧かない。現在でもこの理念は条件整備の不十分な中、学校現場で教職員の努力によって実践されているところである。教育施策立案をする立場の県がその責任において拡充のための施策の具体像を政策として提起すべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、事業実施段階において検討させていただきます。</p>
134	第3編 第2 政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	<p>主な施策3「インクルーシブな教育の一層の推進」の4つ目と5つ目の内容と主な施策4「一人ひとりの特性に応じた学びの追求」の2つ目と3つ目の内容が1字1句同一表記なのはいかがなものか。インクルーシブ教育と一人ひとり特性に応じる学びの追求は同一のことを示しているのか。</p>	<p>各政策の柱・各政策に共通する主な施策については、それぞれ再掲しているところです。</p> <p>また、ご意見の趣旨を踏まえ、「3 インクルーシブな教育の一層の推進」の主な施策に「すべての児童生徒が自分らしく学ぶことのできる学びのあり方を研究することにより、多様性を包み込む授業づくり、学級づくりを推進」を追記しました。</p> <p>なお、多様な特性を持った子どもを含め、すべての児童生徒が授業内容を理解することができ、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けていけるようにすることが重要であると考えており、個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント方法やデジタルも活用した学習支援の方法等を研究することにより、インクルーシブな教育に繋がっていくものと考えております。</p>
135	第3編 第2 政策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる	<p>政策の柱2「一人の子どもも取り残されない」は「取り残さない」という表現の方がよい。</p>	<p>政策の柱2につきましては、「子どもが取り残されない」という子どもを主語にした記載にしております。</p>
136	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1は「子どもの権利・安全の保障」であるが、何故、オンラインやタブレットの話になってしまうのか。学ぶ権利としての方法ということなのかとは思いますが、まずは、日常の学校生活が子ども主体であること、先生方から尊重されるべき存在であることを述べて欲しいと願う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。</p> <p>なお、学校に通う子どもの権利の尊重も大変重要であると認識しており、学校においても子どもの権利・安全の保障に取り組んでいるところですが、学校に行きたくても行けない子どもたちの「学びたい」という思いを尊重するためにも、それぞれの居場所において、タブレット端末等を活用して学習の機会を保障することも大変重要であると考えております。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
137	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1で取り上げられている「子ども」は、不登校児童生徒や長期入院生徒であるが、それ以外の子どもの権利や安全の保障はどうなっているのか。学校に来ている子どもたちの権利はしっかり守られていて特に問題ないという認識なのか。</p>	<p>県では、障がい児童生徒、外国籍等児童生徒、不適応児童生徒、不登校児童生徒等に対して、学習支援・生活支援を行う教員を加配し、様々な事情を抱えている子どもたちの教育機会の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。</p>
138	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1では子どもの権利・安全保障と謳いながら、不登校児童生徒・長期入院生徒のICT機器を活用した学びの保障についてのみ書かれており、内容が限定的である。家庭の貧困対策や子どもの自殺対策、教育費の負担軽減、不登校児童生徒に対する人的支援拡充等についても触れるべきではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」、「私立学校の生徒等の修学上の経済的負担を軽減することにより、多様な教育機会を確保」、「低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障」、「長野県大学生等奨学金の給付により、将来有望な若者の大学等への進学を支援」及び「子どもの自殺危機対応チームの体制強化や潜在的な自殺リスクを早期に把握・支援につなげるシステムの導入検討、子どもに生きる力を与える講演会の開催などにより、子どもの自殺対策を強化」を追記しました。</p> <p>また、同じ政策の柱2の「5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援」にスクールカウンセラー等の体制充実の検討について記載しているところですが、ご意見の趣旨を踏まえ、「生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、家庭訪問による学習・生活支援を行うことにより、将来の自立に向けた支援を実施」、「生活保護世帯の子どもに対し、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援を実施するとともに、学習塾等の費用を助成」を追記しました。</p> <p>なお、不登校児童生徒に対する人的支援については、現在、学校における不登校児童生徒の状況に応じた教員を配置し支援を行っているところです。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。</p> <p>また、義務教育段階における就学援助制度については、経費の増額や支給対象費目の拡充が図られるよう、市町村教育委員会と連携するほか、引き続き国に対して財政措置の拡充を要望してまいります。</p>
139	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1について、子どもの安全の保障の観点から、防災リテラシーの醸成、流域治水等への理解を深めることができるような教育面からの取り組みについて、県教育振興基本計画(案)において追記することが可能なものか、検討いただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 子どもの権利・安全の保障」の主な施策に「災害、事故等不測の事態に学校が適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの見直しや教員研修会を開催するとともに、防災等安全教育を推進し、学校の安全対策を強化」を追記しました。</p>
140	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1には、子どもが安心・安全だと思って楽しく通えるような不登校が出ない学校づくりをすることをまず第一に置くべきである。</p>	<p>不登校の要因は様々であり、複合的に絡んでいます。すべての子どもに「自分の居場所」がある学校づくりに向けて、一人ひとりの特性や興味関心に応じて、個々の力を発揮できる学びを推進するとともに、体験活動等を積み重ねることをとおして、他者に認められている、他者の役に立っているという自己有用感を育み、児童生徒にとって学校が自尊感情に支えられた充実感を得られるような場にしてまいりたいと考えております。また学校外での多様な学びの場における支援者と連携し、その子どもに合った学びが実現できるよう支援してまいります。</p>
141	第3編 第2 政策の柱2 1 子どもの権利・安全の保障	<p>主な施策1「子どもの権利・安全の保障」という見出しに対して、手段の一つであるICTに寄り過ぎではないか。貧困や自殺対策、教育費の負担軽減、不登校に関わる人的支援拡充などを主な施策1に明記しつつ、主な施策の1と2を合わせて整理してはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」、「私立学校の生徒等の修学上の経済的負担を軽減することにより、多様な教育機会を確保」、「低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障」、「長野県大学生等奨学金の給付により、将来有望な若者の大学等への進学を支援」及び「子どもの自殺危機対応チームの体制強化や潜在的な自殺リスクを早期に把握・支援につなげるシステムの導入検討、子どもに生きる力を与える講演会の開催などにより、子どもの自殺対策を強化」を追記しました。</p> <p>また、同じ政策の柱2の「5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援」にスクールカウンセラー等の体制充実の検討について記載しているところですが、ご意見の趣旨を踏まえ、「生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、家庭訪問による学習・生活支援を行うことにより、将来の自立に向けた支援を実施」、「生活保護世帯の子どもに対し、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援を実施するとともに、学習塾等の費用を助成」を追記しました。</p> <p>なお、不登校児童生徒に対する人的支援については、現在、学校における不登校児童生徒の状況に応じた教員を配置し支援を行っているところです。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。</p> <p>また、義務教育段階における就学援助制度については、経費の増額や支給対象費目の拡充が図られるよう、市町村教育委員会と連携するほか、引き続き国に対して財政措置の拡充を要望してまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
142	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1がオンラインの内容に偏っている。「憲法」や「子どもの権利条約」に基づいて、子どもたちがゆとりのある子ども時代をゆくり生きられるような政策を考えていただきたい。特に長野県の性教育については、子どもたちの実情にあっていない。無理やり「命の安全教育」を付け加えても、系統だった学びには到底ならない。人権教育を基盤とする「包括的性教育」を政策に反映して欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。 また、性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、保健体育の授業や特別活動等において、学校の教育活動全体を通じた指導をしています。これらと関連付けて、必要に応じて子どもたちが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえての「生命(いのち)の安全教育」を実施してまいります。
143	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1の「不登校児童生徒等の教育機会を保障し」について、不登校児童生徒の学びの保障は重要な課題である。そのための施策は必要であり一層の拡充が必要である。不登校児童生徒の率が全国的に上位にある背景や原因のさらなる分析を進める必要がある。	不登校の要因は様々であり、複合的に絡んでいます。統計調査の結果や支援者や当事者、行政関係者との情報交換会等のご意見等から引き続き分析を行ってまいります。
144	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1の子どもの権利については、その重要性を示すため、「子どもの権利条約」の4つの原則(生命、生存及び発達に対する権利・子どもの最善の利益・子どもの意見の尊重・差別の禁止)について明記するべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。
145	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1で子どもの権利・安全の保障と謳いながら、不登校児童生徒・長期入院生徒のICT機器を活用した学びの保障についてのみ書かれており、内容が限定的である。家庭の貧困対策や子どもの自殺対策、教育費の負担軽減、不登校児童生徒に対する人的支援拡充等についても触れるべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1子どもの権利・安全の保障」に「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」、「私立学校の生徒等の修学上の経済的負担を軽減することにより、多様な教育機会を確保」、「低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障」、「長野県大学生等奨学金の給付により、将来有望な若者の大学等への進学を支援」及び「子どもの自殺危機対応チームの体制強化や潜在的な自殺リスクを早期に把握・支援につなげるシステムの導入検討、子どもに生きる力を与える講演会の開催などにより、子どもの自殺対策を強化」を追記しました。 また、同じ政策の柱2の「5福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援」にスクールカウンセラー等の体制充実の検討について記載しているところですが、ご意見の趣旨を踏まえ、「生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、家庭訪問による学習・生活支援を行うことにより、将来の自立に向けた支援を実施」、「生活保護世帯の子どもに対し、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援を実施するとともに、学習塾等の費用を助成」を追記しました。 なお、不登校児童生徒に対する人的支援については、現在、学校における不登校児童生徒の状況に応じた教員を配置し支援を行っているところです。さらなる配置増には国の定数改善が不可欠であり、引き続き国に定数改善を要望してまいります。 また、義務教育段階における就学援助制度については、経費の増額や支給対象費目の拡充が図られるよう、市町村教育委員会と連携するほか、引き続き国に対して財政措置の拡充を要望してまいります。
146	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1について、4月から「生命(いのち)の安全教育」が始まるが、これに関わる記載が必要と考える。多様な性の尊厳を学び、人権学習の本質にもつながる「包括的性教育」がユネスコから提唱されているが、この「包括的性教育」の土台に立った「生命(いのち)の安全教育」のあり方を、県の計画に盛り込むべきと考える。	性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、保健体育の授業や特別活動等において、学校の教育活動全体を通じた指導をしています。これらと関連付けて、必要に応じて子どもたちが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえての「生命(いのち)の安全教育」を実施してまいります。
147	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	「長野県食育推進計画(第4次)～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～(案)」が示され、「計画の性格」として、「長野県教育振興基本計画」等と整合を図りながら、一体的な食育の推進を図るとされており、「教育振興基本計画」の中にも「食育推進」を明記すべきである。 主な施策1に「学校給食において有機農産物を含む県産食材の利用をすすめるなどし、一層の食育推進を図ります。」などの文言の追加が必要ではないか。また、「子どもの権利」という観点からは、給食費への公費負担などの検討も求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1子どもの権利・安全の保障」の主な施策に「安全・安心な学校給食の運営や家庭・地域と連携した食育を推進することにより、子どもの心身の健全な発達を促進」を追記しました。 また、給食費については、学校給食法により保護者負担であることが明記されていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、給食費の保護者負担の軽減について、国に検討するよう要望してまいります。
148	第3編 第2 政策の柱2 1子どもの権利・安全の保障	主な施策1に「子どもの権利条約」について一切触れていないのはおかしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「1子どもの権利・安全の保障」の主な施策に、「子どもの権利の保障や同和問題など、あらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権尊重の視点に立った学校・行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援等により、人権が尊重される社会づくりを推進」等を追記しました。
149	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2の「学校以外の学びの場」について、教育支援センターの在り方や運営の方法等についても従来の学校色が出てしまうような場所ではなく、一旦は、学校とは切り離れた子どもの実態に合わせた支援の場所になるよう全県的な研修が必要である。 指導員の力量アップの研修、さらには、相談機能が盛り込めるような体制づくりをお願いしたい。	現在、県では「いじめ・不登校地域支援チーム」を教育事務所に組織し、学校・家庭・市町村教育委員会、民間支援団体を含む関係機関と連携した支援を行っています。その中で年2回「いじめ・不登校地域支援事業地区推進会議」を開催し、実践事例等を通じた不登校児童生徒の支援に係る研修やスクールソーシャルワーカー等を交えた情報交換や事例検討を行っています。これまでも民間支援者の参加もいただいておりましたが、さらに周知に努め、不登校児童生徒の支援に携わる関係者の支援力向上に努めてまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
150	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2の夜間中学校の設置については、令和4年6月に文部科学省の事務連絡も出ているので、検討ベースではなく、目標数値をもって具体的に進めてもらいたい。	夜間中学の設置については、今後、市町村や有識者等を交えながら検討していく予定です。夜間中学で学び直しを希望する方に対しては、今後、教育を提供できるような体制を構築する必要があると考えていますが、具体的な設置校数等の数値目標については、今後、学び直しを希望する当事者やその支援者へのアンケート調査を実施し、県内の夜間中学設置のニーズの把握を行いながら判断してまいります。
151	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2のコーディネーターの配置について、検討にとどまらず実現していただきたい。学校に行くことができない子の居場所づくりについても、学校と同等の環境を質・量ともに保障してもらいたい。	学校と地域をつなぐ連携コーディネーターの配置については、各施策を進めていくうえで重要であると考えており、その効果的な配置も含めて十分な検討が必要であるため、ご意見の趣旨も踏まえ、今後、事業を実施してまいります。なお、その後の検討により、コーディネーターの記載については、他の政策の柱の関連施策に記載することとし、政策の柱2「2 多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化」の主な施策からは削除しています。いただいたご意見も踏まえ、学校、学校外を含めた学びの場や居場所の充実等について検討してまいります。
152	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2の不登校特例校や夜間中学の検討はとても重要であるが、不登校児童生徒が増えたから別のところに学校を、という考え方では、根本的なことは変わらないと考える。どんな子であっても楽しく通える学校づくりを一番にして欲しい。不登校の子のための学校、発達障がいの子のための学校というように学校外に特別な学びの場をつくっていくだけでは、差別と分断と格差を生むことになってしまう。	不登校の要因は様々であり、複合的に絡んでいます。すべての子どもに「自分の居場所」がある学校づくりに向け、一人ひとりの特性や興味関心に応じて、個々の力を発揮できる学びを推進するとともに、体験活動等を積み重ねることを通して、他者に認められている、他者の役に立っているという自己有用感を育み、児童生徒にとって学校が自尊心に支えられた充実感を得られるような場にしていきたいと思っております。
153	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2の「低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実」について、奨学金等の充実は喫緊の課題である。給付型の奨学金の拡充はますます必要となっており、返済型から給付型への転換が必要。また申込や手続きにおいて煩雑さがあり、申請を控える家庭があることも認識すべきである。高校在学中の保障と同時に卒業後、大学等への進学においても学びを保障することが必要になっている。そのための具体的な施策が必要である。	県では、低所得者世帯には、就学支援金や奨学給付金及び奨学資金貸付金等で支援を行っておりますが、給付型奨学金への転換は国や他県の動向も注視してまいります。また、奨学資金貸付金につきましては、必要な申請書類が多いとの声はいただいておりますので、これにより申請を控えることのないよう必要書類の精査を検討してまいります。また、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱2「1 子どもの権利・安全の保障」に、「長野県大学生等奨学金の給付により、将来有望な若者の大学等への進学を支援」を追記しました。なお、国では、令和2年度から、経済的な理由で大学、短大、高等専門学校、専門学校等へ進学することや学び続けることをあきらめないように、学費と生活費をトータルでサポートする「高等教育の修学支援新制度」の運用を開始し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に支援が行われています。また、令和4年5月に公表された「教育未来創造会議」の第一次提言では、中間所得層への支援の拡充について言及があり、国において具体的な検討が行われています。支援を必要とする学生がこの制度をしっかりと活用できるように、制度の対象となる学校に適切な情報周知を求めてまいります。※他にいただいたご意見を踏まえ、「低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障」の記載は「1 子どもの権利・安全の保障」に変更して記載しています。
154	第3編 第2 政策の柱2 2多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化	主な施策2の「多様な学びの場・機会の充実」について、一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくるためには、へき地における教育も重要であると考えている。第2の現状と課題(7ページ)において、地域の学びの拠点としての教員確保や中山間地の小規模校における課題等について触れていることを踏まえ、へき地校に勤務する教職員の確保の必要性についても記載すべきと考える。	県では、へき地・山間地における教育の充実に向け、自ら選択したブロックに赴く意欲のある教員の採用等を通じ、地域に根ざした教育を一層推進するよう取り組んでいるところです。また、県内小中学校で学級担任経験がある講師の小・中学校教員選考に係る一次選考免除による負担軽減などにより、教員確保にも取り組むこととしています。引き続き、県全体の正規教員確保に努めながら、意欲をもって山間地校に赴くことができる方策について検討してまいります。
155	第3編 第2 政策の柱2 3インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策4の「障がいのある児童生徒の個別最適な学びを実現」の「障がいのある」という表記でいいのか、この項目は「一人ひとりの特性に応じた学びの追求」とあるので、「児童生徒の特性に応じた個別最適な学びを実現」という表現にした方がよい。	ご意見の趣旨やその他いただいたご意見を踏まえ、主な施策の記載を「児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT(情報通信技術)やAT(アシスティブ・テクノロジー)の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進」に修正しました。
156	第3編 第2 政策の柱2 3インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3にデジタル活用がうたわれていることに違和感あり。インクルーシブ教育の本来の姿をきちんと押さえて欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「3 インクルーシブな教育の一層の推進」の主な施策に「すべての児童生徒が自分らしく学ぶことのできる学びのあり方を研究することにより、多様性を包み込む授業づくり、学級づくりを推進」を追記しました。なお、多様な特性を持った子どもを含め、すべての児童生徒が授業内容を理解することができ、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けていけるようにすることが重要であると考えており、個々の認知や発達の特性を把握するアセスメント方法やデジタルも活用した学習支援の方法等を研究することにより、インクルーシブな教育に繋がっていくものと考えております。
157	第3編 第2 政策の柱2 3インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3の長野県における「インクルーシブな教育」とは、具体的にどのような教育を目指しているのか、そのイメージが明確に伝わってこない。	「将来像」にお示ししています通り、一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮できるよう、各施策に取り組んでまいります。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
158	第3編 第2 政策の柱2 3 インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3の「通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障」について、長野県は、全国的に通級等指導教室が圧倒的に少ない状況であることを踏まえ、通級指導等教室の増室を進めることを明記して欲しい。	ご意見の趣旨は、「通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障」に通級指導等教室の増設についても包括して記載しております。今後とも、学びの場を一層充実するよう努めてまいります。
159	第3編 第2 政策の柱2 3 インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3について、共生社会の実現と言った時に、学習をどうしようかやどんな支援をするかという視点も必要であるが、将来像に示されているような、同じ空間の中で多様な子どもたちがお互いを認め合いながら、一緒に学ぶことができるような環境づくりを推進していくところが弱い。それを具体的な施策として落とし込んでいく必要がある。	ご意見をいただきました点につきましては、「将来像」にお示ししている通り、一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮できるよう、各施策に取り組んでまいります。
160	第3編 第2 政策の柱2 3 インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3の「通級による指導」について、教室の増室の記述を加筆してはどうか。 (例) 通級による指導…学びの場の保障や、教室の増室を計画的かつ早急に進め、利用しやすいよう手続きを簡素化すること等を研究、また、生徒の副次的…	ご意見の趣旨は、「通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障」に通級指導等教室の増設についても包括して記載しております。今後とも、学びの場を一層充実するよう努めてまいります。
161	第3編 第2 政策の柱2 3 インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3の「デジタルも活用した学習支援」について、学びづらさを抱える多様な児童生徒が個々の力でデジタル活用をすることが可能なのか。デジタル機器による、「人対人」の欠落した学習方法が絶対であるかのような記述は避けるべきである。教育は人対人の環境によって成立するものであり、特に学びづらさを抱える児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒には教育の本来の形を大切に、条件整備をする必要がある。生徒の姿や状況を見ないデジタル活用先にありきの施策のための学習支援方法の研究は本末転倒である。	本計画(案)においても、協働的な学びによる多様な他者との対話と協働が必要であることを記載しているところで。一方、デジタル社会にあって、ICT活用による学びは個別最適な学びや情報保障、さらには日常生活での活用等といった観点で効果的な面も多くあることから、一人ひとりの状況に合わせた学び方を模索する中で、デジタルの力も活用していくという趣旨のもと、本項目を記載しています。
162	第3編 第2 政策の柱2 3 インクルーシブな教育の一層の推進	主な施策3の「通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障」について、長野県は、全国的に通級等指導教室が圧倒的に少ない状況であることを踏まえ、通級指導等教室の増室を進めることを明記して欲しい。	ご意見の趣旨は、「通級による指導を必要とする児童生徒の学びの場の保障」に通級指導等教室の増設についても包括して記載しております。今後とも、学びの場を一層充実するよう努めてまいります。
163	第3編 第2 政策の柱2 4 一人ひとりの特性に応じた学びの追求	主な施策4の「一人ひとりの特性に応じた学びの追求」については、特定して排除するためのしくみにしないよう注意が必要と考える。また、選ぶのは当事者や保護者なので、「個別最適な学びの実現」ではなく「学ぶ機会の提供」とするとよいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱2「4 一人ひとりの特性に応じた学びの追求」の主な施策の「個別最適な学びを実現」という記載を、「学びを充実」などと一部修正しました。 なお、当該部分については、個々の認知や発達の特徴を把握し、学びづらさを抱えている多様な児童生徒を包み込む学びを実現するといった趣旨で記載しているところであり、ご意見の趣旨を踏まえ「特定して排除するためのしくみ」とならないように事業を実施してまいります。
164	第3編 第2 政策の柱2 5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援	主な施策5のスクールカウンセラー等の体制充実とは、単に、相談室で話を聞くだけでなく積極的に学校の中に入り、教室での子どもたちの様子を見ていただいたり、先生方と忌憚なく子どものことを語り合ったりするような体制にしていかなければならないと名ばかりのカウンセラーになってしまう。 心理面だけでなく特別支援教育の面からもアプローチできる方の採用をお願いしたい。人数を増やすだけでなく、カウンセラーの質の向上、さらには学校体制にどう入り込むかの検討をしっかりと行っていただきたい。	スクールカウンセラーの体制については、学校の一員として、学校内の支援会議に定期的に参加して先生方への助言や情報共有を行ったり、予防的な取組として、不安や悩み等のストレスの対処法を学ぶための生徒向けの講座を実施しています。 また、特別支援教育の面からも支援が可能な公認心理師、臨床心理士等を採用し、効果的な支援体制構築のため、年2回の研修実施により資質向上を図っております。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後も体制充実、質の向上に努めてまいります。
165	第3編 第2 政策の柱2 5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援	主な施策5について、子どもの自殺対策強化が必要な点では同感である。長野県が子どもの自殺率が全国比で高いという課題に対して、対処療法的な施策が示されているが、国連子どもの権利委員会の指摘の中で、子どもたちの自殺の要因のひとつが過度に競争的でストレスの多い学校環境であるとの指摘もされている。現在の学校の競争的でストレスフルな状況の緩和策を示して欲しい。	文部科学省の「子供に伝えたい自殺予防(平成26年)」において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標として示されているのは、「早期の問題認識(心の危機に気づく力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の二点です。そして、自殺予防教育を進めるための「土台」として、「安全・安心な学校環境」づくりが求められています。本計画(案)の政策の柱2「2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」の各施策に取り組むことで、競争的でストレスフルな状況の緩和を行ってまいります。
166	第3編 第2 政策の柱2 5 福祉分野等との連携による困難や悩みを抱える子どもへの支援	主な施策5の「スクールソーシャルワーカーの体制充実」について、常駐化を実現して欲しい。兼務や上限時間を設定した配置方法では現場の要望や生徒の要望に応えられない。	ご意見をいただいたスクールソーシャルワーカーの人員・配置体制については、質の維持向上も図りながら、引き続き体制充実を検討してまいります。
167	第3編 第2 政策の柱3 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる	政策の柱3の「将来像」にある「地域の中で多様な学びや創造が循環している」は良いと思う。「様々な価値観を尊重しあえる」と加えていただくとより良い。	ご意見踏まえ、政策の柱3「将来像」を「地域の中で、様々な価値観を尊重し合い、多様な学びや創造が循環している」に修正しました。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
168	第3編 第2 政策の柱3 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる	<p>東京都が始めたように「非常勤教諭」として大学などで教職課程を取得していない人たちにも、一定のルールなどをレクチャーしたうえで子どもにどんどんかかわってもらえるようにすることもこの「探求型」の学習を進めていく上では非常に大きな成果が見込めるものとする。(学校コーディネーターとは異なる教育サポーター制度)</p> <p>また、「子育てした人」にも「成長相談員」を請け負ってもらい、「親子間のコミュニケーションについて」、「言うことを聞いてくれない子どもについて」の「家庭内の問題」に相談に乗ったりすることも非常に有用ではないか。</p> <p>人手が少ないからこそ「地域総出」で社会をもう一度作り直していける機会ととらえて頂きたい。</p> <p>1つ大事なことは、「有償」でそれらをお願いすることである。保護者が手伝う、近隣の人がサポートするときはボランティアが当たり前という常識を覆してほしい。これだけ経済も疲弊し困窮する人も増加していく、物価も高騰する中で「教育」については正規職員以外は使い捨てという姿勢を、まずやめるべき。</p> <p>本当の意味の公正さを、教育委員会は信念をもって考えていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、事業の実施段階において検討してまいります。</p> <p>なお、ご意見をいただきました、「人手が少ないからこそ「地域総出」で社会をもう一度作り直していける機会」という点について、県教育委員会としては、学校と家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる「信州型コミュニティスクール」の推進に取り組んでおります。</p> <p>これに関わるボランティアの有償性については、市町村教育委員会の判断となっておりますが、今後の取組にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
169	第3編 第2 政策の柱3 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる	<p>図書館は自ら学ぶための基本施設なので、日本図書館協会の基準に沿って設置・運営すべきである。特に下記を充実させるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の購入予算を大幅に増やす。(電子書籍購入では全く不十分) ・ 県立図書館は市町村図書館を支援する。 ・ 市町村図書館は住民(子どもを含む)が利用しやすい場所に設置する。(中学校区毎) ・ 図書館間での図書のやり取りを容易にする。 ・ 県内の地域格差を減らす。 ・ 障がい者と外国人が利用しやすいように設備と蔵書を充実させる。 <p>図書館は近くに無いと利用できないが、長野県は人口密度が低いので人口当たりの館数は指標として不適切である。</p> <p>公民館活動の内容は把握されていないようだが、大半が趣味とスポーツであり、社会の様々な問題には取り組んでいない。</p> <p>教育県の風土があるのなら、その成果を示すべきである。</p>	<p>県立図書館においては、国の基準や県等における関係会議の答申などのほか、様々な場におけるご意見等も踏まえながら、地域の実情に応じたサービスや機能の充実、また市町村立図書館への支援等を行っています。今後も、県全体の図書館サービスの充実に努め、誰もが生涯にわたり学び合える地域の環境づくりにつながるよう取組を進めてまいります。</p> <p>なお、公民館活動に関しては、ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱3「1 共学共創による地域づくり」の主な施策に、地域づくりを支援する社会教育人材としての「公民館主事」に関する記載を追加し、公民館活動のさらなる活性化につながるよう今後も取組を進めてまいります。</p>
170	第3編 第2 政策の柱3 1 共学共創による地域づくり	<p>主な施策1の「地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保」の中に、自然環境も追加していただきたい。県の環境部と連携し、生物多様性(30by30)や自然共生サイトへの取組と連携されると良い。</p>	<p>子どもを含めて様々な世代の県民の皆様環境保全意識を高めていただくことが重要と考えております。ご意見を踏まえ、政策の柱3「2 生涯を通じて学ぶことができる環境づくり」に、「県内の環境教育情報の発信や自然観察会の開催等により、あらゆる世代における環境に関する学びと体験の機会を充実」を追記しました。</p>
171	第3編 第2 政策の柱3 1 共学共創による地域づくり	<p>主な施策1「学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行」について、「地域クラブ活動」とはどういうものをイメージしているのか。これから行われようとしている地域移行については、様々な問題が指摘されている。学校から地域に移行したときに、これまで通りに活動できなくなる生徒も出てくるのではないかと危惧されている。家庭環境や経済的なことなどを心配せずに、すべての生徒がスポーツや文化活動の権利が保障される仕組み作りが求められていると思うが、そういう視点が欠けているのではないか。</p>	<p>学校部活動においては、生徒数の多い学校と少ない学校で選べる種目数に差があるなど、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動への体験格差が課題として挙げられますが、少子化の進展や専門性のある指導者の不足等により、この課題は加速している状況です。地域クラブ活動への移行を契機に、地域において持続可能で多様なスポーツ・文化芸術に親しめる環境を整備し、子どもたちの体験格差の軽減に取り組んでまいります。また、地域クラブ活動に移行することにより生じる新たな費用負担のあり方についても、検討を重ねてまいります。</p>
172	第3編 第2 政策の柱3 1 共学共創による地域づくり	<p>主な施策1の長野県スクールデザインプロジェクトの記載は削除して欲しい。学びと学校施設デザインは繋げなくても可能ではないか。具体的に莫大な予算が使われそうである。ハードよりソフト面により予算を使ってもらいたい。奇をてらった建造物は、維持管理が大変で費用も大変なことになる。</p>	<p>長野県スクールデザインプロジェクトは、これからの時代や新しい学びを支える学習環境の整備を目指す新しい学校づくりのプロジェクトです。これからの時代の学校は、社会構造等の変化にも柔軟に対応できるとともに、正解のない課題に向き合い、解決していくための力を育む「主体的な学び」「探究的な学び」などの様々な学習スタイルに対応できる施設であることが求められます。</p> <p>また、学校は子どもたちが学ぶ場所であると同時に、子どもたちとともに学ぶ、地域の皆様のためのものでもあり「地域等との連携・協働」にふさわしい学校施設であることも求められます。</p> <p>このような学校をつくるためには、高度経済成長期の考え方を背景とする現状の機能やデザインを見直し、新しい時代の学校に求められる機能や多様性等を持ったデザインを取り入れていくことが必要です。</p> <p>上記の考えに基づき、従来に無い整備内容と最適なコスト管理を両立する学校づくりを生徒や教職員、地域の皆様とともに取り組んでまいります。</p>
173	第3編 第2 政策の柱3 1 共学共創による地域づくり	<p>主な施策1の「公立中学校等における学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行支援」について、高校はどのようにするのか。方向性を打ち出して欲しい。現場丸投げの状況がある。</p>	<p>学校部活動の地域クラブ活動への移行については、現在、公立中学校を対象に実践研究を行っており、その成果や課題について検討し、情報発信を行ってまいります。県立高校の方針については、国の動向や公立中学校の進捗状況を注視しつつ、引き続き研究してまいります。</p>

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
174	第3編 第2 政策の柱3 1 共学共創による地域づくり	主な施策1など、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置・育成を検討という文言が、5カ所記載されている。どの施策においても重要と捉えるが、検討だけで実行力に乏しい印象が残る。学校と地域をつなぐ重要なポジションゆえに、行政が主体となって学校を支援するという立場から、地域に働きかけるという強いメッセージが欲しい。	各政策の柱・各政策に共通する主な施策については、それぞれ再掲しているところですが、再掲していることが分かりやすいように文章の末尾に「再掲」と追記しました。 ご意見のとおり、学校と地域をつなぐ連携コーディネーターの配置については、各施策を進めていくうえで重要であると考えており、その効果的な配置も含めて十分な検討が必要であるため、ご意見の趣旨も踏まえ、今後、事業を実施してまいります。 なお、その後の検討によりコーディネーターの記載については、「学校と社会をつなぐ連携コーディネーターの配置を検討することにより、学校を社会に開かれた魅力ある学びの拠点とする」とともに、教員の業務量を削減」という記載に修正しました。
175	第3編 第2 政策の柱4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる	政策の柱4に、生物多様性(自然)を加えていただきたい。学びの場として自然環境は重要なフィールドであることについて、「やま保育」の理念を継承していただきたい。 学校林や地域林、公園の利活用などによって、アクセス可能な身近な自然地を増やすとともに、自然公園など優れた自然地を観光資源としてだけとらえるのではなく、県民が(家庭の経済状況などによらず)学びの場として経験できる機会を確保していただきたい。	子どもを含めて様々な世代の県民の皆様環境保全意識を高めていただくことが重要と考えております。ご意見の趣旨を踏まえ、政策の柱3「生涯にわたり誰もが学び合える地域拠点をつくる」の「2 生涯を通じて学ぶことができる環境づくり」に位置付けることが適切と考え、主な施策に「県内の環境教育情報の発信や自然観察会の開催等により、あらゆる世代における環境に関する学びと体験の機会を充実」を追記しました。
176	第3編 第2 政策の柱4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる	政策の柱4は、施設や環境の整備に重点が置かれているように思う。施設や環境が整っても、それだけで誰もがそこにアクセスするようになるわけではない。時間的な余裕がなければ、文化やスポーツ活動への参加は後回しになってしまう。子どもから高齢者まで、生涯を通じて文化・スポーツ活動に参加していくためにはどうしたらよいかという点からも検討が必要。	「文化芸術・スポーツの身近な環境」の整備とは、単に施設を整備することだけではなく、誰もが文化芸術やスポーツに親しめる状況を作ることと考えております。そのため、ご指摘のとおり、時間的な余裕がなく、文化・スポーツ活動に参加できない県民がいらっしゃるということは、環境の整備の視点からも、課題であると認識しております。文化芸術やスポーツに関わる余暇時間が少ない県民にもできるだけ参加していただけるよう、幅広い分野と連携し、多様な県民一人ひとりの状態やニーズに応じた学びの機会を充実するなど、課題の解消に向けて取り組んでまいります。
177	第3編 第2 政策の柱4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる	政策の柱4について、文化芸術、スポーツに関する計画内容が、もう予定しているものを、テーマにこじつけた感じで無理がある。この項目の記載はやめた方がよい。	計画の目指す姿として掲げた「個人と社会のウェルビーイングの実現」のためには、文化芸術、スポーツを取り巻く環境や基盤の充実等も重要なことと考えます。引き続き、記載した主な施策をはじめとして、様々な取組を推進してまいります。
178	第3編 第2 政策の柱4 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる機会をつくる	スポーツについて、競技スポーツ以外も含むこととし、競技スポーツも勝敗だけにこだわるべきではない。障害者スポーツについては障害者の社会参加には全く結びついていないので、現在のやり方は止めるべきである。	スポーツには「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」など、様々な参画の仕方があります。県民一人ひとりが適性や目的に応じて、自発的にスポーツに参画することを通じて、「楽しさ」や「喜び」を感じることができるよう環境づくりを目指してまいります。 障がいのある方が、身近な地域でスポーツを楽しむ環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指して、障がい者スポーツの振興に努めてまいります。
179	第3編 第2 政策の柱4 1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実	主な施策1について、「地域のスポーツクラブとの連携強化」と記載されているが、どこと連携するのか、明確にして欲しい。 「団体等の運営体制支援により」と記載されているが、「団体等」は何を想定しているのか、明確にして欲しい。 「地域のスポーツ環境の整備を充実」と記載されているが、「地域のスポーツ環境を整備・充実」と記載して欲しい。	「地域のスポーツクラブ」とは、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各種のスポーツクラブ等、幅広く捉えて記載をしています。 「団体等」については、地域クラブ活動への移行に向けて、受け皿となり得る団体を想定しております。総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体等、多くの団体が受け皿となる可能性があることから、「団体等」と記載しています。 また、ご意見を踏まえ、「地域のスポーツ環境の整備を充実」を「地域のスポーツ環境を整備・充実」に修正しました。
180	第3編 第2 政策の柱4 1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実	主な施策1に「子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに教員の負担を軽減」と記載されているが、政策の柱1「4 教員のウェルビーイング向上のための働き方改革」にも記載されており、本項目では「するとともに教員の負担を軽減」の記載は削除すべきと考える。	各政策の柱・各政策に共通する主な施策については、それぞれ再掲しているところですが、再掲していることが分かりやすいように文章の末尾に「再掲」と追記しました。
181	第3編 第2 政策の柱4 1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実	主な施策1について、計画(案)に、県立歴史館の機能充実ならびに県史編さんが明記されていることは、未来への史資料・考古遺物・無形文化財・文化的景観等を継承するうえで、大変意味深いものと感じている。県立歴史館の機能充実と言っても、その実は多岐にわたるものと思料する。 施策の実施にあたっては、ぜひ短期・中長期的ともに充足できるような計画により企画立案していただきたい。 人口ならびに世帯数の減少に伴い、個人所蔵や地域共有の史資料の維持・継承が難しい状況に陥っているとの現状認識をしており、ハード面では長野県内で保存できるような収納スペースの手当て、ソフト面では収納スペースにおける温度湿度・虫害対応及び研究等ができる人的・資金的な手当てを検討していただきたい。	いただいたご意見は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
182	第3編 第2 政策の柱 4 1 文化芸術、スポーツに親しむことができる機会を充実	主な施策1の「県立歴史館の機能充実により～未来に継承する営みを推進」について、この施策は評価できるが、学習や交流、県史の編さんなどの前提となる史資料の保存に関する記述が見られない点は片手落ちであると考えます。「史資料の保存」という当然のことが困難な現状を認識し、それに取り組む施策を「主な施策」に記述すべきではないか。	県立歴史館の設置目的でもある歴史資料等の収集・保存については、散逸防止を念頭に今後も継続して取り組んでまいります。
183	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	「意思の強制につながるような目標設定の方向性(例:明確な目標値を定めないなど)を検討しています。」の文意がわかりにくいため、「意思の強制につながるような目標設定のあり方(例:明確な目標値を定めないなど)を検討しています。」などと修正を検討されたらどうか。	本計画(案)について県民の皆様からご意見を募集する際の目標設定の考え方の説明内容であり、意思の強制につながるような目標設定のあり方を検討し、主観的指標の目標値を具体的な数値とせず「現状以上」と設定しました。
184	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	客観的指標は数値による評価となるが、くれぐれも、全国的な位置だとか、他県と比べてどうだとかいった比較による相対評価は行わないこと。	ご意見の趣旨を踏まえ、評価や分析のあり方を検討してまいります。
185	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	計画案に示されているのは成果指標の例であるが、実際に有効な指標を作っていただきたい。主観的指標の例の「学校へ行くのが楽しい」については、学校で何が楽しいかははっきりさせなければ指標として有効なものにならない。	児童生徒によって「楽しい」の感じ方は様々であるため、県教育委員会として学校の何が楽しいかを示すことは適切でないと考えております。 なお、すべての児童生徒一人ひとりにとって居心地がよく、「楽しい」と感じてもらえるような学校づくりを推進していくため、本指標を設定しております。
186	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	客観的指標の例「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合」の備考に「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」とあるが、現状の数値は保護者などの感じ方とはかなり違うと思われるので、調査対象や調査方法についての検討が必要。	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」は統計法に基づく国の調査であり、調査項目等は変更できません。不登校の要因は様々であり、複合的に絡んでおり、当該調査結果のみでその要因や背景を理解するのではなく、支援者や当事者との連携会議等において、情報交換をはかり、不登校の背景や要因を多面的多角的に把握してまいりたいと考えております。
187	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	教員の働き方改革の評価の指標として「教員の過当たり担当授業時数」を追加して欲しい。	教員は担当する授業の時間のほかに、授業に向けた準備、児童生徒への指導、研修や会議への参加、関係機関との連絡調整、各種校務など様々な業務を行っており、「教員の過当たり担当授業時数」では、教員の授業以外の業務も含めた全体の業務量を正確に把握し、評価することが困難であると考えています。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、「1ヵ月一人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の学校の割合」を成果指標として選定しました。
188	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	「主観に基づく要素の測定を『主観的指標』として設定」について、家庭の経済格差による教育資本、文化資本など環境が異なる児童生徒を主観で評価し実態把握することに科学的な意味があるのか。時間の経緯とともに行う評価にもとづく、児童生徒の実現度合いの変異に意味はあるのか。	成果指標は、児童生徒を評価するものではなく、政策の柱の進捗状況や成果を評価するものです。 これまでの学びの成果は、試験の順位や偏差値などにより相対的に見られる傾向が強く、そのことにより悩み、自己肯定感を喪失する子どももいました。これまで以上に、一人ひとりの生徒の存在や、そこから立ち上がる学びや意欲を重視していくことが必要であり、子どもたち一人ひとりが自分自身の状態をどのように見つめ、認識しているのかといったことを把握することは重要なことであると考え、政策の柱の成果指標にも主観的指標を設けました。主観的指標と客観的指標を組み合わせ、多面的に現状を捉えることで、必要な施策等の検討につながるものと考えます。
189	第3編 第3 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	「実態を把握するため」について、実態把握が指導方法のためのものにならないよう、主観的指標の設定が評価項目作成者の意図や生徒の価値観の誘導へとつながらないことを注意しなければならない。主観的指標設定とその評価は、児童生徒の価値観や内心にかかわる事項を評価し数値で比較することになり、実施することがあってはならないものとする。仮に実施するとしても児童生徒、更には保護者の許可を取るべきであり、データの管理は個人情報にかかわるものである。データの使用を含めて児童生徒、保護者の意志を尊重し、測定に応じるかどうかは個人の判断とすべきである。データ集約にあたって測定は悉皆とすべきでなく、個人が特定される測定法を取るべきではない。	これまでの学びの成果は、試験の順位や偏差値などにより相対的に見られる傾向が強く、そのことにより悩み、自己肯定感を喪失する子どももいました。これまで以上に、一人ひとりの生徒の存在や、そこから立ち上がる学びや意欲を重視していくことが必要であり、子どもたち一人ひとりが自分自身の状態をどのように見つめ、認識しているのかといったことを把握することは重要なことであると考えます。 ご意見の趣旨を踏まえ、主観的指標には、児童生徒の内心にかかわり、価値観の誘導につながると思われるものが含まれないよう配慮しております。また、主観的指標の目標値には具体的な数値を設定せず、すべて「現状以上」とし、傾向把握と分析を行うことで、児童生徒のウェルビーイングの実現に必要な施策の検討等に活かしていくものと位置付けています。 数値の把握には、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査等の結果を用いることとしており、数値の把握が、調査への強制や個人の特定につながるものではないと考えております。

第4次長野県教育振興基本計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画(案)への反映の考え方

番号	項目	団体・県民の皆様からのご意見概要	県の計画(案)への反映の考え方
190	第3編 第3章 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	<p>主観的指標(例)について、成果指標項目の設定理由を明確にすべき。なぜ何のために設定するのか教育的な意味を明確にすべきである。成果指標の経年データの比較により学校現場、生徒間、教職員間に無用な競争や序列化を持ち込むことにはならない。EBPM(Evidence-based policy making: 証拠に基づく政策立案)によるデータの一人歩きや教育現場に及ぶ影響の検証が必要である。これは全国学力・学習状況調査の全国状況を見ても明らかであり、学校間、生徒間、教職員間の競争激化や序列化が強化されている状況を直視すべきであり、指標設定にあたっては公開と透明性の確保が不可欠である。特に主観的指標においては、成果指標で使われる語句の定義が極めて不明瞭であり、それ故に被評価者の受け取りにも差が出ることは明らかである。主観的指標を数値化し比較、分析し、教育の達成状況を施策立案において活用することは教育的には無意味である。数値化が科学的根拠に裏打ちされたものであるとは言えないことを認識すべきである。</p>	<p>これまでの学びの成果は、試験の順位や偏差値などにより相対的に見られる傾向が強く、そのことにより悩み、自己肯定感を喪失する子どももいました。これまで以上に、一人ひとりの生徒の存在や、そこから立ち上がる学びや意欲を重視していくことが必要であり、子どもたち一人ひとりが自分自身の状態をどのように見つめ、認識しているのかといったことを把握することは重要なことであると考え、主観的指標を設けました。</p> <p>主観的指標は、「個人と社会のウェルビーイング」に向け取り組んでいく政策の進捗状況や成果を、より多面的に捉え、増減に関わる要素を分析することで施策の検討に活かしてまいります。</p> <p>なお、主観的指標の数値の把握には、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査等の結果を用いることとしており、指標名の記載内容により調査結果に影響を及ぼすものではないと認識しております。</p>
191	第3編 第3章 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	<p>客観的指標(例)について、成果指標項目の設定理由を明確にすべき。なぜ何のために設定するのか教育的な意味を明確にすべきである。成果指標の経年データの比較により学校現場、生徒間、教職員間に無用な競争や序列化を持ち込むことにはならない。EBPM(Evidence-based policy making: 証拠に基づく政策立案)によるデータの一人歩きや教育現場に及ぶ影響の検証が必要である。これは全国学力・学習状況調査の全国状況を見ても明らかであり、学校間、生徒間、教職員間の競争激化や序列化が強化されている状況を直視すべきであり、指標設定にあたっては公開と透明性の確保が不可欠である。</p> <p>第3次長野県教育振興基本計画では、全国学力・学習状況調査において「全国上位(下位)4分の1に含まれる児童の割合」として目標設定がなされている。また高校教育の予算において「基礎学力に係る測定ツールにおいて全国の上位(下位)4分の1に入る県立高校生徒の割合(高2)」が全国比較により目標設定されている。競争激化、序列化の熾烈化につながるのを直ちに成果指標から外すべきである。</p>	<p>本計画(案)の客観的指標は、「個人と社会のウェルビーイング」に向け取り組んでいく政策の進捗状況や成果を定量的に捉えるものとして設定しています。</p> <p>また、本計画(案)においては、「全国上位(下位)4分の1に含まれる児童の割合」等の学力水準をもって評価する指標は設定しておりません。</p>
192	第3編 第3章 成果指標 ※ご意見募集後は第2の各政策の柱に成果指標を掲載	<p>「今後の検討状況により、成果指標とする指標の数や内容を変更する場合があります。」とあるが、第3次長野県教育振興基本計画では、「県内の小6児童(中3生徒)のうち、全国上位4分の1に含まれる児童(生徒)の割合」「県内の小6児童(中3生徒)のうち、全国下位4分の1に含まれる児童(生徒)の割合」という成果指標項目があった。この項目は学力を矮小化して評価するものであり不適切であると考え、第4次長野県教育振興基本計画(案)には盛り込まないで欲しい。</p>	<p>本計画(案)においては、「県内の小6児童(中3生徒)のうち、全国上位4分の1に含まれる児童(生徒)の割合」「県内の小6児童(中3生徒)のうち、全国下位4分の1に含まれる児童(生徒)の割合」等の学力水準をもって評価する指標は設定しておりません。</p>
193	計画(案)の概要	<p>「社会情勢・背景」の「多様性の時代」に記載されている「こどもの多様化」の部分だけ「こども」という表記で、あとは「子ども」となっているが、何か訳があるのか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を統一しました。</p>
194	その他	<p>県内のすべての公立学校の校則をインターネット上で公開して欲しい。</p>	<p>令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」では、校則について、「児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要であり、そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことが適切であると考えられる」と記載されています。県教育委員会としても、上記趣旨を踏まえ、校則の公開方法について検討し、県立学校に周知してまいります。また、市町村(学校組合)立学校につきましては、市町村(学校組合)教育委員会に対し、上記趣旨を踏まえ適切に対応するように依頼してまいります。</p>
195	その他	<p>高校入試制度の見直しが必要。内申点などの評価の仕方や、不登校児童生徒の出席扱い、面接等の在り方など、現行の高校入試制度は実際に子どもたちを苦しめているようで、多くの課題を抱えている。高校入試制度の改革についてはぜひ入れていただきたい。</p>	<p>令和7年度から新しい入学者選抜制度が始まりますが、いただいたご意見を参考にして、引き続き受検生にとって公平公正な制度となるよう努めてまいります。</p>
196	その他	<p>来年度、不登校児童生徒の親や支援者など当事者の意見や希望を聴く懇談会を定期的に設けていただきたい。個別最適な学びについては、当事者の意見は欠かせない。</p>	<p>県、県教育委員会では「子どもの未来をはぐくむ支援者のつどい」を例年開催し(R4年度は東北信地区、中南信地区でオンライン開催)、支援者や当事者、行政関係者との情報交換会を設定しております。当事者の方の声が支援に反映するよう内容、方法等さらに工夫し、当事者の方へよりよい支援につながるようにしてまいりたいと考えております。</p>
197	その他	<p>最重要事項として、発達障害と農薬の関係は明らかなので、直ちに使用を中止させるべきである。他の化学物質も様々な影響が指摘されているので、危険性が高いものから禁止すべきである。</p>	<p>国内で使用されるすべての農薬は、「農薬取締法」に基づき、人や環境への影響について安全性が確認され、国に登録を認可されたものだけが製造、輸入、販売される仕組みとなっており、さらに農薬取締法の改正により、今後は一度登録された農薬であっても、定期的に最新の科学的知見に基づく安全性等を審査して再評価を行うこととされたところです。</p> <p>県といたしましては、農薬の使用に際して国が定めた使用方法(対象作物、希釈倍率、散布回数など)を遵守するよう指導の徹底とともに、国の再評価の結果等を注視し、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。</p>
198	その他	<p>教育の世界に「政治」が平気で手を突っ込んでくる状況があたり前のようになっている現在の社会を大変心配している。「新しい戦前」ということばが広がっているが、教育が戦争につながる道を歩んではならないし、とりわけ長野県は戦前の教育の誤りを再び繰り返してはいけないと願う。</p>	<p>教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保できるよう、県教育委員会において重要事項等を決定するとともに、教育活動を展開してまいります。</p>